

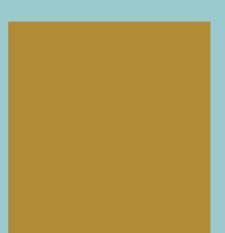


日本の博物館のこれからⅡ

一博物館の在り方と博物館法を考える一

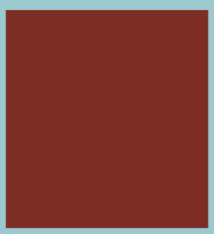
2018 ~ 2020 年度 日本学術振興会科学研究費助成事業研究成果報告書(1) 基盤研究(C) 課題番号 18K01115

2020年9月 研究代表者 山西良平













日本の博物館のこれからⅡ -博物館の在り方と博物館法を考える-

2018 ~ 2020 年度 日本学術服民会科学研究员助校事業研究校集報告書 (1) 基盤研究 (5) 課題番号 18801115



表紙写真解説

- ①川崎市市民ミュージアム被災収蔵品レスキュー活動 (2020年1月14日)
- ②社会福祉施設と発達障がいをもった児童のためのプログラムの様子 (2016年5月21日)
- ③多摩六都科学館 ちきゅうラボ「アンモナイトの化石をみてみよう」 (2020 年 1 月)
- ④・⑤ICOM(国際博物館会議)京都大会 2019 NATHIST(自然史の博物館・コレクション委員会)の オフサイト・ミーティング (大阪市立自然史博物館 2019年9月5日)

はじめに

大阪市立自然史博物館外来研究員·西宮市貝類館顧問 大阪市立自然史博物館 山 西 良 平 佐久間 大 輔

日本博物館協会は2000年に「対話と連携」をキーワードとする博物館運営指針を策定して実践を呼びかけ、その後の国内の博物館の事業・運営に少なからぬインパクトを与えてきた。筆者らは日本学術振興会による科学研究費の助成を受け、「『対話と連携の博物館』の実践的総括に基づく博物館運営の新たな指針の構築に向けて」をテーマとした調査研究(基盤研究(C),課題番号 26350396,2014-2016年度)の過程で得られた論議の成果を「日本の博物館のこれから」として2017年に刊行した。当時は、日本博物館協会が博物館登録制度の抜本的改正に向けて「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書を、また同時期に日本学術会議も提言「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」を発表するなど、懸案となっていた博物館法の抜本改正が待たれていた時期であった。

しかしながら博物館法は棚上げのまま、2017年の文化芸術基本法の改正、翌年の文化財保護法の改正、文部科学省設置法の改正による博物館行政の文化庁への移管など、その時期以降の国による新たな博物館施策の展開は目まぐるしく、このような動きに対応するためには、博物館関係者の間での情報・意見交換の場の必要性が切実なものとなっていた。そこで筆者らは、2018年度に採択された科研費事業「博物館評価の構造的枠組の創出と博物館界による独自の認証制度の開発」(基盤研究(C),JP18K01115,2018-2020年度、研究代表者:山西良平、研究分担者:佐久間大輔)の一環として、半田昌之(日本博物館協会)、佐々木秀彦(東京都歴史文化財団)両氏の協力を得て研究会を開催することとした。研究会の名称は「博物館の在り方を考える研究懇談会」とし、博物館行政に関わる近年の状況変化に対する博物館側の対応と今後の博物館の在り方について幅広く議論する場として関係者に参加を呼びかけ、2018年秋以降計6回の会合を開催した(2020年春以降は新型コロナ感染拡大の影響で開催を見合わせている)。当初は、博物館行政の所管が文化庁に移ったことから博物館法抜本改正の新たな機会が訪れたという情勢認識のもとに、法改正に向けて検討すべき課題の洗い出しが行われ、その後、多岐にわたる意見交換がなされた。

本誌はこのような科研費事業の中間的な成果物として刊行するものである。研究懇談会参加者および 関係の方々に「日本の博物館の在り方」に関係する内容で、できるだけ博物館法との関わりについて言 及していただくこととして執筆をお願いした。冊子全体としては特定の方向を目指すものではなく、さ まざまな見解の集合体(ワーキングペーパーの束)としてとして編集したものである。したがってここ に掲載されている論考はいずれも上記の共通の問題意識のもとに執筆されているが、論点に応じて「博 物館の役割・機能と博物館法」、「行動規範・倫理と評価」、「人材育成と学芸員制度」の三部構成とした。 その結果、内容が先の科研費事業の報告書「日本の博物館のこれから」と通底するものとなったことから、本誌のタイトルは「日本の博物館のこれから II」とし、スタイルもそれを引き継ぐものとさせていただいた。読者には、博物館法を中心として登録制度、学芸員、倫理・行動規範、評価などに関わるさまざまな提言が散りばめられている論集として読んでいただければ幸いである。

執筆いただいたの方々には、依頼をしてから完成までに約一年半を費やしてしまったことについて、 編者らの怠慢によるものとしてお詫び申し上げる。その間、博物館を取り巻く環境は急激に変化した。

- 1) 2019 年秋の ICOM 京都大会の開催は日本の博物館界の空気を換えるような大きなインパクトを与えた。せっかくの空気がその後のコロナ禍で封印された感があるが、成果については、すでに博物館研究 vol.55 別冊「ICOM 京都大会 2019 特集」(2020.4) などにおいて詳しく紹介され、論じられている。今後、博物館の定義をはじめとして大会で論議されたさまざまな課題を受け止め、レガシーとともに発展させていくことが求められている。
- 2) 行政面においては文化観光推進法が 2020 年春に制定・施行され「博物館を中核とした文化クラスター推進事業」が募集されるなど、文化庁への移管を契機とした新たな博物館振興策が引き続き展開されている。そのような中で文化審議会の中に博物館部会が設置された。部会のミッションは「博物館の振興に関する事項」の審議であるとされている(博物館部会の設置について、2019 年 11 月 1 日、文化審議会決定)が、「博物館の制度と運営に関する幅広い課題」についても「一定の期間をかけて整理・検討してはどうか」との提起がなされている(第 1 期博物館部会(第 1 回)資料 3: 博物館部会において議論いただきたい事項)。博物館法や博物館の在り方についての博物館界における論議を、今後の政策形成に反映させる重要な機会として捉えていきたい。
- 3) 新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより世界中の博物館は未曽有の危機に直面することとなった。国内の博物館も3月以降は長期の休館と事業の休止を余儀なくされ、再開後もさまざまな制約のもとでの活動を強いられているが、そのような中でコロナ禍を踏まえた博物館の在り方が問われている。

本誌がこのような最近の変化を取り込むことができていない点についてはご了解とご容赦をいただきたい。コロナ禍の収束が見通せない中ではあるが、国による新たな振興策や地域・社会からの多様なニーズに博物館が十分に応えていくためには、あらためて博物館法を正面に据え、本誌でも提起されているさまざまな社会的役割・機能を条文に落とし込んだ新しい博物館法の姿について、関係者の間で論議を深め、近い将来に期待される法改正に反映させていくことが望まれる。このことを視野において本科研費事業における調査研究を継続していきたいと考えている。

第一部 博物館の役割・機能と博物館法

開かれた博物館へ -各地の博物館での取り組みの現状と、今後に向けて-

大阪市立自然史博物館外来研究員 島 絵里子

はじめに

「博物館はすべての人々に開かれている」と うたわれている。アメリカ博物館協会(AAM) は『卓越と公平-教育と博物館の公共性』(原 題 "Excellence and Equity: Education and the Public Dimension of Museums", AAM, 1992) において, 米国の博物館界は、すべての人々に対してより豊 かな学習の機会を与え, 賢明で豊かな人間性を備 えた市民を育成するという責任をもつと発信した (注1)。国際博物館会議(ICOM)の『職業倫理規定』 (原題 "Code of Ethics for Museums", ICOM 2004, redesigned in 2017) においても,「博物館は公衆 に開かれている」と明記されている(注2)。日 本国内においては、教育基本法(1947年制定, 2006年改正)において、「国民一人一人が、自己 の人格を磨き,豊かな人生を送ることができるよ う, その生涯にわたって, あらゆる機会に, あら ゆる場所において学習することができ, その成果 を適切に生かすことのできる社会の実現が図られ なければならない」(第三条)こと,「個人の要望 や社会の要請にこたえ、社会において行われる教 育は, 国及び地方公共団体によって奨励されなけ ればならない。2 国及び地方公共団体は,図書館, 博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学 校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その 他の適当な方法によって社会教育の振興に努めな

ければならない」(第十二条)ことが定められて いる。そして、社会教育法(1949年制定)によっ て,「図書館及び博物館は,社会教育のための機 関とする」と定められている(社会教育法第九条)。 博物館法(1951年制定)においては、「この法律 において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産 業,自然科学等に関する資料を収集し、保管(育 成を含む。以下同じ。) し、展示して教育的配慮 の下に一般公衆の利用に供し, その教養, 調査研 究, レクリエーション等に資するために必要な事 業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研 究をすることを目的とする機関(中略)が設置す るもので次章(注3)の規定による登録を受けた ものをいう。」(第二条)と定義されている。日本 博物館協会では2004年から「誰にもやさしい博 物館づくりの事業」にかかわる調査研究を行い, "外国人対応""バリアフリーのために""高齢者 プログラム""欧米における博物館のアクセシビ リティ"に関する内容について、11冊の報告書 を2006年度までに発行した。こうした動向も牽 引となり、多くの博物館ですべての人を迎え入れ ようとする具体的な実践が進められてきた(駒見, 2014)。日本国内においても、博物館は、人々一 人ひとりに開かれたものであるということや、そ うであろうとする積み重ねが読み取れる(注4)。 それでは, すべての人々に開かれた博物館とは, どのような博物館だろうか。多様な人々に開かれ た博物館になるためには、何が必要なのだろうか。 各地の博物館で様々な取り組みが行われてきているが、その情報共有の場はまだ少ない。また、その情報を必要としている方々へどのように情報を届けていくか、そして、人々のニーズをどのように丁寧に聞き取り反映させていくかという点も、発展途上といえるだろう。自分自身が科学博物館で取り組んできた経験や、一利用者として各館を訪れたり情報収集したりしてきたことを記しながら、考えていきたい。

自分が利用者として博物館を訪ねるとき,博物 館内に乳幼児連れの休憩スペースがある, 授乳室 がある,筆談可能と明記されている,点字ガイド が貸し出しされているなどの環境に出合うと, た とえ言葉で表されていなくとも, 自分たちは歓迎 されているんだ、ここに来てもいいんだという安 心感が生まれる。博物館側は「開かれた博物館 へ」の一歩を、様々なところから踏み出せるのだ と思う。「博物館とインクルージョン」をテーマ に活動されている安曽氏は、インクルーシブ教育 の専門家であるスーザン・ピアソン氏の言葉を引 いて, みんなで一緒に作っていく旅そのものがイ ンクルーシブミュージアムだと提案している(博 物館の手話ガイド育成支援プロジェクト,2019)。 なにか正解や完成型があるのではないことを心に 留めながら、様々な館の「開かれた博物館へ」の 取り組みをみていきたい。

国立科学博物館での取り組み

さわれる展示を紹介する点字冊子の作成

国立科学博物館には、「若手職員による萌芽的 事業」という制度があり、職員がやりたい事業を 提案、申請し、採択されると予算が配分され、取 り組むことができた(※ 2017 年当時)。筆者は在 職時に、「多様な来館者の「潜在的なニーズ」に 応える学習教材及び学習プログラムの開発」とい うタイトルで申請し採択され、館内のさわれる展 示を紹介する点字冊子の作成と、さわれる教材を 活用した新規学習プログラムの開発(「盲学校、 盲ろう者支援センター、聾学校との連携」の項で 後述)に取り組んだ。

当初は「さわれる展示を紹介する『さわれる絵 本』をつくる」ことを目指してスタートしたが、 他館にはどのような事例があるのか、実際にはど のように作成をすすめていけばいいのか、見当が つかなかった。Web上で「博物館 点字冊子」な どと入力して検索しても、あまり情報があがって こなかった。そこで、2017年度日本ミュージア ム・マネージメント学会大会にて知り合った方に、 国立民族学博物館 准教授 広瀬浩二郎氏が中心と なってすすめられている「ユニバーサル・ミュー ジアム研究会」(注5)及び「4 しょく会」(注6) を紹介していただき, まずは両会に参加すること とした。そこで、「視覚障害(注7)をもつ方々 に使っていただく冊子をつくるのであれば、当事 者である方々に、作成を開始する前の段階から作 成に関わってもらった方がいい」とご助言をいた だき、実際、この研究会以降、やりとりを続ける ことができた。盲学校出身の成人女性及び広瀬氏 にご協力いただき, 冊子の内容や中身を固める前 に、それぞれ別の日に博物館へご来館いただき、 一緒に館内のさわれる展示を中心に歩き, 感想を もらった。

2つのアンモナイトが並ぶ展示をさわりながら、「この2つはどうしてさわったときの温度が違うのか」とか、クワガタの地域変異を示す模型のところでは、「このざらざらやつるつるなどの触感の違いは、実際の違いを反映しているのか、それとも製作上の問題なのか」など、次々と質問の声があがった。私はといえば、事前に展示を何

度かさわっていたものの、そのような疑問は思い 浮かんだこともなく、これらの発言にたくさんの 刺激をもらいながら、「研究員に確認する」とい う返答が続いてしまった。それでも、全盲のお二 人と館内を歩いた時間はとても楽しく刺激的で、 また一緒に歩きたい、もっと一緒に色々さわって 話したいと感じ、一緒にさわって感想を話し合い、 館内を歩く時間を、とても満喫した。自分がこれ までいかに展示を「見たつもり」「さわったつもり」 になっていたのかも痛感させられた時間だった。

作成期間の制約から、当初の「さわれる展示を紹介する『さわれる絵本』」を作成することはできなかったが、『国立科学博物館 上野本館 見学ガイド』と、『国立科学博物館 常設展示項目リスト』の2種類の点字冊子を作成することができた。これらは完成後、全国の盲学校及び視覚特別支援学校に送付されたほか、館内の総合案内にて常時貸出可能となっている。

なお、ユニバーサル・ミュージアム研究会への 参加を通して、筆者は、多くの有益なアドバイス、 情報に出合えただけでなく、その後も参加者とお 互いに情報交換を続けている。研究会メンバーは、 お互いに良い刺激を与え合える関係なのだと感じ ている。

盲学校、盲ろう者支援センター、聾学校との連携

東京都立八王子盲学校及び東京都盲ろう者支援 センターと連携を行い、「さわれる教材」(旧学習 用貸出標本)及び館内のさわれる展示を活用した 新規学習プログラム『ミュージアム・タイムトラ ベルー太古の地球さがしー』の開発・実施を行っ た(島ほか、2018;島・岩崎、2020)。

また, 聾学校との連携では, 東京都立葛飾ろう 学校及び多摩美術大学と連携し, かはくスクー ルプログラムの改善, 試行を行った (2016 ~ 2017 年)。2016 年度には『骨ほねウォッチング』, 2017年度には『鳥のくちばしのひみつ』の改善・試行を行った。聾学校の生徒と一口にいっても、障害の状況は様々であり、口話、手話、文字、音声など、好まれる情報手段も様々である。そこで、試行の際には、話者は口話が伝わりやすいよう意識し、手話と文字の表示(紙芝居の使用や、モニター主画面の横下に小さなモニター画面で UDトーク(注8)による文字画面を表示)をあわせて行った。

かはくスクールプログラムの実施対象に 「特別支援学校」を明記

学校教員に配布している国立科学博物館の冊子『先生のための国立科学博物館活用ガイド』の「かはくスクールプログラム」紹介ページにおいて、2016年度から対象に「特別支援学校」を明記した。また、特別支援学校及び特別支援学級からスクールプログラムの申込みがあった際には、できるだけ先生方に下見対応をお願いし、先生方とお話を事前にしっかりして、プログラムを実施している。

筑波実験植物園での取り組みー「手話で楽しむ植物園」,「手話通訳付き案内」,「五感で楽しめるユニバーサル植物園を目指して」-

筑波実験植物園では、植物を五感で体験しながら誰にでも楽しんでもらえる植物園を目指したプロジェクトに取り組んできた(2010~2013年)。特別支援学校との連携、五感で楽しめる企画展、手話や触察で楽しむガイドツアーなどである(詳細は大村ほか(2013)を参照)。その後も、特別支援学校との連携、「手話で楽しむ植物園」、「手話通訳付き案内」等を継続している。堤ほか(2015)によると、「手話通訳付き案内」は、植物園の企画展会期中の一部の展示案内や講座において、手話通訳者がつく形で実施している。「手話で楽しむ植物園」は、植物園を案内する1つのイベント

として企画し、植物の解説を行うだけでなく、聾 学校理科教員がついて、植物の手話についても解 説する形式で行っている。特に「手話で楽しむ植 物園」は、両者(※聾者と健聴者)が同時に学べ る上、普段とは違う気づきや発見がある、お互い にコミュニケーションがとれる、一緒に楽しめる イベントとなっている。障害者支援は健常者が障 害者を支援するという一方向の支援になりがちで あるが、本イベントは「一方向の支援を双方向の 学びに変えていく(広瀬、2014)」実践の場にな ると考えているという。

現在の取り組みー「インクルーシブな鑑覧環境」 タスクフォースの設置-

国立科学博物館イノベーションプランの中でも 喫緊の課題として認識されるインバウンド対応を 意識した展示の充実,及び,来館者目線に立った 安全で利用しやすい環境づくりの実現に向けて, 具体的な詳細検討を行い,アクションプランを立 案して実施への道筋をつけることを目的として, 「インクルーシブな鑑覧環境」タスクフォースが 2019年に設置された。誰でもが楽しめる博物館 を目指して,多言語話者や聴覚に障害を持つ方々 など,多様な利用者を想定したインクルーシブな 鑑覧環境を実現するために,必要な調査・検討・ 試行を実施,導入のための提案をまとめている。

多摩六都科学館での取り組みー

「0歳からのプラネタリウム」「おもいやりプラネタリウム」「科学館の絵本をつくろう」「やさしい 日本語でプラネタリウムをたのしもう」、ラボー

多摩六都科学館には、「サイエンスエッグ」と呼ばれる、直径 27.5m、世界最大級の大きさで、1億 4000 万個を超える星々を映し出すプラネタリウムドームがある。ここでは、2019 年 5 月 22

日に、0歳から3歳くらいの乳幼児とその保護者 を対象とする「0歳からのプラネタリウム」が初 めて開催された。それ以降, 年に数回, 開催が続 いている。初回、平日の朝一番の投影だったにも 関わらず、定員234人が満席となり、そのうち0 ~3歳の乳幼児は102人だった。平日のプラネタ リウムが満席になったのは, 科学館が開館して以 来 25 年間で初めてのことだったという(多摩六 都科学館ブログより, https://www.tamarokuto.or.jp/ blog/rokuto-report/2019/05/29/baby plenetarium/ 2020.3.1 参照)。「0 歳からのプラネタリウム」情 報は、小さい子どもを持つ保護者向けの Web サ イトである mamakoe や iko-yo, gyutte などでも紹 介されており、その関心の高さがうかがえる(た とえば, ぎゅって Web ママブログ (2019.10.23Update), https://gyutte.jp/blog/208640 2020.2.29参照)。 2020年1月22日開催回は「ほしぞらのどうぶつ えん」。子どもと見に行くのが楽しみになるタイ トルだ。チラシには、「赤ちゃん大歓迎!0歳か ら3歳くらいのお子様と楽しむプラネタリウムで す。おしゃべりしても泣いても大丈夫!」と明記 されており, 乳幼児連れで安心して参加できるの だな、という気持ちになる。

また、「障がいのある方とその家族や、乳幼児をお連れの方も安心してご覧いただける投影回」という『おもいやりプラネタリウム・大型映像』が、毎月第3木曜日に開催されている。チラシの裏面には、以下の記載がある。「おもいやりプラネタリウム・大型映像は障がいのある方とその家族や、乳幼児をお連れの方など、通常のプログラムの利用に不安を感じている方も気兼ねなく、安心してご観覧いただけるプログラムです。お互いにおもいやりを持って、どなたでもお楽しみいただけますよう、みなさまのご理解・ご協力をお願い致します」。そして、いくつかの Q&A が並んでいる。たとえば、「Q. 車いすや歩行器で来たら?

→スタッフが専用の入口からご案内します。受付時にお申し出ください」、「Q. 音や光の出る医療機器を使用しているのですが・・・→安心してご観覧いただけます。ドームの性質上、できるだけ音や光が出ないよう工夫・ご配慮をお願い致します」、「Q. 子どもが大声で泣いてしまったり、席でじっとしていられなくなったら・・・→出口付近のお席までご案内します。外に出てひとやすみし、落ち着いてから再度ご入場いただくこともできます」など。小さな子ども等がプラネタリウムで大声で泣き出したり騒いだりしてしまったら大変と、行くことをためらう同伴者の気持ちに寄り添い、外に出て一休みして再入場できることを伝えることで、「それなら行こうかな、楽しめそうだな」という気持ちにさせてくれる。

「やさしい日本語」を用いたワークショップや プラネタリウムも 2018 年度より始まった。地域 に住む, 日本語を母語としない子どもたちに, 科 学の楽しさを知ってほしいというのがねらいであ る。2020年1月12日には、外国にルーツをもつ 小学生とその家族を対象に, ワークショップ「科 学館の絵本をつくろう」が行われた。参加者は科 学館の中を歩き,iPad で科学館の「デジタル絵本」 と「紙の絵本」を作成した。絵本は、やさしい日 本語でも外国語でも作ることができるように工夫 されたものであった。チラシには「多摩六都科学 館は誰でも楽しむことができます。」と大きく書 かれており、日本語の漢字にはすべてふり仮名が ついている。また、大きな文字部分は、英語、中 国語,韓国語が併記されている。同年1月18日 の「やさしい日本語でプラネタリウムをたのしも う」では、解説者がやさしい日本語で当日の星空 を解説するプラネタリウムが開催された。

多摩六都科学館は、参加体験型の展示が多いことに加え、展示室「しくみの部屋」、「自然の部屋」、「地球の部屋」では、ラボが設置されており、「ア

ンモナイトの化石をみてみよう」,「顕微鏡で見てみよう!~春の花~」などの体験プログラムが毎日行われている。たとえば「アンモナイトの化石をみてみよう」では、アンモナイトの様々な形状や断面を見るだけでなく、大小様々な実物標本をさわることができる。

江戸東京博物館

ユニバーサルサービスガイド

江戸東京博物館では,「ユニバーサルサービス ガイド (https://www.edo-tokyo-museum.or.jp/assets/ img/2018/06/universal guide.pdf 2020.3.1 参照)」 が配布されており、「お身体が不自由な方や小さ なお子様とご一緒の方などが安心かつ快適に館内 でお過ごしいただけるようバリアフリーのご案内 をして」いる。たとえば「サポートサービス」欄 には、「聴覚障害等のあるお客様へ」として、「筆 談器」の貸出場所が記載されている。また,「視 覚障害のあるお客様へ」では、「手でみる展示」コー ナーの場所や、展示ガイドブックの貸出場所、常 設展示室触知案内図やミュージアム・ラボ体験住 宅触知見取図の場所が記載されている。「その他 の便利なサービス」欄では、常設展ボランティア ガイドが、日本語、英語、中国語、韓国語、フラ ンス語,スペイン語,ドイツ語,イタリア語で行 われていることや、予約も可能なことが分かる。 また,常設展音声ガイド貸出として,日本語,英 語,中国語(簡体字),中国語(繁体字),韓国 語, フランス語, スペイン語, ドイツ語, イタリ ア語, ロシア語, タイ語, ポルトガル語, マレー 語が利用できることや, 音声だけでなく, ガイド 端末の画面に解説文が表示されることが紹介され ている。そのほか、多目的トイレが各フロアに設 置されていること、オストメイト対応トイレの場 所, エレベーターの場所などが書かれている。

体験型模型と、体験型模型の触察模型設置

館内には、大名駕籠や纏などの体験型模型が複数あるほか、このうち人力車や自転車などの体験型模型には、手のひらサイズの触察模型が設置されている。手のひらサイズの模型があることで、その全体像を触って確認することができる。

ワークショップ「さわって楽しむ江戸博」

2018年11月18日に、ワークショップ「さわっ て楽しむ江戸博」が開催された。チラシには、「江 戸東京博物館の常設展示を, 見るだけでなく, さ わって楽しむワークショップを企画しました。持 ち上げて振ることができる体験模型「す組」の纏 はいつも大人気ですが、実際に使われている纏は もっとデコボコ,シャリシャリしています。さわ る「す組」の模型で、ぜひ体感してください。「手 で見る展示」コーナーでは、中村座や日本橋など の建築模型や人力車, 自転車などの乗物を縮小し た「さわる模型」、そしてユニークな「さわる浮 世絵」を展示しています。このコーナーの楽しみ 方をご案内します。さらに、この日限定のさわる 資料もご用意しますので、お楽しみに!」と書か れている。また、チラシ表面には、纏やダルマ自 転車等の「さわる模型」の写真がのっているのだ が、その写真の輪郭等に透明の線が盛り上がって 描かれ (PP 加工), 透明の点字で説明が併記され ており、裏面には点字で説明が書かれている。 さ らに,館内案内の点字ガイドがあり,ご希望の方 には点字データを渡すことができることや、その 問い合わせ先が明記されている。

英語でのプログラム

2019年1月から3月にかけて開催された企画 展「春を寿ぐ―徳川将軍家のみやびー」では、計 4回のミュージアム・トークのうち1回が、「英 語通訳付きミュージアム・トーク」として実施さ れた。また,2020年1月18日は,「えどはく寄席スペシャル」のうちの一回として,「志の春の英語でRAKUGO!」が実施された。季節ごとの週末に常設展示室内で開催している「えどはく寄席」のうち,「江戸芸かっぽれ」と「新内」は年5回ずつ英語通訳付きで行っている。また,前述のように,ボランティアによるガイドと音声ガイドの両方で、多言語での対応が行われている。

茅ヶ崎市美術館

-企画展『美術館まで(から)つづく道』-

2019年7月から9月にかけて企画展『美術館まで(から)つづく道』が開催された。きっかけは、「「MULPA」(注9)というプロジェクトにおいて、ある弱視の方が、この複雑な美術館までの道のりを"むしろ迷路のように楽しんだ"といった」ことだったという。障害者やマイノリティと位置づけられることの多い人たちと取り組むインクルーシブデザインの手法を用いたフィールドワークを、2018年から2019年にかけて断続的に行い、フィールドワークに参加した表現者が、実際に茅ヶ崎を歩いた体験をもとに創作し、視覚、聴覚、触覚、嗅覚などあらゆる感覚を用いて鑑賞する新



図1. 茅ヶ崎市美術館企画展『美術館まで(から) つづく道』の展示《うつしおみ》.

たな作品を展開したのが本展だという (茅ヶ崎市 美術館 Web サイトより, http://www.chigasaki-museum.jp/exhi/2019-0714-0901/ 2020.3.1 参照)。

作品は、指を使って作品に触れながら歩くと、音や光や香りが次々と現れる《うつしおみ》や、短冊型の作品を鳴らすと様々な音が響く《音鈴》、来館者が自分の散歩の記憶を残していく参加型のプロジェクトも含まれた、三部構成のインスタレーション《茅ヶ崎散歩記憶と記憶細胞》、茅ヶ崎の道で捉えた6つの香りがケースに入った探検用貸出キット《道の香りパレット》、小さな子と鳥をテーマに時間の流れを一つのキャンパスに描いた絵画《土手の上で》であった。

息を吹きかけたり、館の方に手渡されたうちわ であおいだりして短冊を揺らすと音が鳴ったり, 手のひらサイズの木片を触ると様々な音や光や香 りが出たり。貸出キットの様々な香りを嗅いで、 さらにはまわりの木々の葉や空気を嗅いで美術館 周辺を歩くのも、普段とは違う探検気分で、楽し いものだった。筆者は小学校低学年の子どもと一 緒に行ったが、これまで美術館に一緒に行くとき は、「さわらない・さわがない・走らない」と伝 えて入館し, さらには静かに最後まで見られるか どきどきしながら過ごし、途中で子どもが早く帰 りたがって鑑賞を断念して帰る・・・ということが 何度かあったものの、この企画展では、子どもも とても楽しんで、親子で長時間滞在して、道の香 りパレットを持って館外散歩までして、たっぷり 満喫することができた。館で出会うどのスタッフ の方も,来館者と展示とのやりとりを,温かく笑 顔で見守ってくださっていて, それがまた館での 滞在を安心して過ごす時間にしてくれていたこと が、とても印象的だった。

本企画展の開催前には、受付・監視スタッフと 事務所スタッフに対して、当事者を講師に招いた ダイバーシティ研修が行われた。本企画展を担当 した藤川悠学芸員によると、当初は障害がある方が来館された際に、どのようにお迎えすればいいのか少なからず不安を抱えていたスタッフも、研修のおかげでずいぶんと気負うことなく来館者の皆さんをお迎えできたように感じられたという。博物館スタッフを対象とした、当事者を講師に招いたダイバーシティ研修の実施は、今後も「開かれた博物館へ」の取り組みにおいて各館の参考になるだろう。

関連催事としても、シンポジウム「フィールドワークからの作品制作」には手話通訳がつき、また、美術と手話「手話で楽しむ鑑賞ツアー」では、「聞こえる人、聞こえない人、聞こえにくい人、みんなで楽しむ作品鑑賞ツアー」が行われた。

また、本企画展のドキュメント(記録集)が、茅ヶ崎市美術館のホームページに公開されている(http://www.chigasaki-museum.jp/files/6315/8140/4966/2019_summer_report.pdf 2020.4.17 参照)。「アーティストや研究者が、聴覚障害者、小さな子、視覚障害者&盲導犬、車椅子ユーザーと一緒に美術館の周りの道を歩いた体験をもとに、視覚、聴覚、触覚、嗅覚から感じる作品を作り上げた展覧会の記録集」である。作品解説に加えて、作品制作協力者のコメントや来館者の感想、そして、本企画展での美術館の取り組みー「1. 点字チラシの作成2. QRコードの配置3. リーフレットの作成4. コミュニケーションボードや筆談ボードの設置5. 美術館を楽しむためのご案内を配布6. 低い高さで作品を展示」一が紹介されている。

京都国立近代美術館 - 「感覚をひらく一新たな美術鑑賞プログラム 創造推進事業」-

京都国立近代美術館では、平成29年度より地域の盲学校や大学、行政と連携して、「感覚をひ

らく一新たな美術鑑賞プログラム創造推進事業」を行っている。これは、「「見る」ことを中心としてきた美術館での体験を問い直し、障害の有無を超えて誰もが美術館を訪れ、経験できるようなプログラムを創造、推進する取り組み」だという(京都国立近代美術館「感覚をひらく一新たな美術鑑賞プログラム創造推進事業」Webサイトより、https://www.momak.go.jp/senses/2020.3.1参照)。

このプロジェクトの一環として、点字・拡大文 字による京都国立近代美術館のパンフレット、及 び所蔵品を触って親しむ触図「さわるコレクショ ン」が制作された。パンフレットについては、「視 覚障害のある方が美術館について知り、来館した いと思っていただけるよう, 内容や文章について 検討を重ね」たという。実際、点字・拡大文字の パンフレットを手に取ってみると、読み手に語り かけるような、書き手の優しい気持ちが伝わって くる, 手紙のような案内文となっている。京都国 立近代美術館というところが, いったいどのよう な場なのか、なにができて、建物のまわりにはな にがあるのか、そして、「みなさまのお越しを、心 からお待ちしています」というメッセージが書か れている。A4サイズの拡大文字パンフレットで 24ページという分量のなかで、美術館のコレク ション1つ1つについては詳細に紹介されていな い。一方で、たとえば「鑑賞を深める対話」とい う章では、「一緒に来た方と、作品について思った ことや感じたことを話し合うと、自分とは違う価 値観や感じ方にふれることができます」というメッ セージがあり、「★対話のヒント」というページへ と続く。そこでは、「どんな素材が使われています か。どんな手触りがしそうでしょうか」、「作品から、 なにか音が聞こえてきそうですか。匂いがしてき そうですか」、「絵の中に入ったら、どんな感じが しそうですか」などが語りかけられている。

「所蔵品を触って親しむ触図「さわるコレクショ

ン」」(2017年度)には、浅井忠《編みもの》、福田平八郎《竹》、河井寛次郎《打薬扁壺》の3作品がある。作品ごとに印刷方法が異なるのが面白い。《編み物》はバーコ印刷(熱によって膨らむ樹脂パウダーを印刷面にふり掛けて、印刷する方法)、《竹》はエンボス加工(金属の型を使って、紙の表面を押し出す、または凹ませる)、《打薬扁壺》は点図の印刷方法が採用されている。いずれも、「作品にあった印刷の方法を探しながら、作成し」たといい、「作品毎に異なるさわり心地を楽しみながら、当館の作品をお楽しみくださいませ」というメッセージが添えられている。

2018 年 8 月 10 日・11 日には、本プロジェクトの一環として、京都国立近代美術館オープンデー「美術のみかた、みせかた、さわりかた」が開催された。このチラシは、同じデザイン・配色で、点字入りのものと点字なしのものの2 種類が作成・配布された。どちらも、目や手、指の形、文字が点々で表現されているのが印象的である。点字入りのチラシの方は、点々の部分の輪郭が点図となっていて、さわって形をみることができる。当日は、「当館所蔵の立体作品を展示し、手で触れて鑑賞したり、言葉を介して気づきを共有したりと、障害の有無をこえて、さまざまな方法で作品鑑賞に取り組」んだという(京都国立近代美術館の案内文より)。

公益財団法人東京都歴史文化財団発行 『特別支援学校・学級のためのミュージアム・ホール プログラム活用ガイド 2019 ~みんなで出かけよう 発見の旅へ~』

東京都歴史文化財団が運営する,東京都庭園美 術館,東京都江戸東京博物館,江戸東京たてもの 園,東京都写真美術館,東京都現代美術館,東 京文化会館,東京芸術劇場,アーツカウンシル 東京の各プログラムや展示,アクセスや問い合わせ先に加え,バリアフリー情報が記載されている冊子(https://www.rekibun.or.jp/wp-content/up-loads/2019/04/22c5eab53c97e019f5045db813641558.pdf 2020.3.1参照)。冊子の最初の見開きには,「これまで文化施設に来たことのない方にも,プログラムに参加して歴史や文化の魅力に触れていただきたい,サポートを活用して,発見の旅をより快適に楽しんでいただきたい,そんな思いでスタッフー同,皆様をお待ちしております。」と書かれており,歓迎の気持ちが伝わってくる。「まずは,お気軽にお問合せください。」の一言もうれしい。

南山大学人類学博物館 - 常設展示ほぼすべてが「さわる展示」-

南山大学人類学博物館は2013年にリニューア ルオープンし、常設展示がほぼ全面的に「さわる 展示」となった。このような展示を作った背景 は、視覚障害者の方たちを含めて、すべての人が 利用できる博物館を作りたい、というのが大きな 目標であり、「すべての人の好奇心のための博物 館を作る」がスローガンになったという(黒澤, 2016)。黒澤氏の『さわる展示の未来-南山大学 人類学博物館の挑戦』(2016)の中に、「ユニバー サル・ミュージアムを目指す博物館」としての取 り組みが紹介されており、そこからいくつかを紹 介したい。さわる展示を実現するにあたっては, 名古屋ライトハウスに協力をお願いしたという。 展示室の中央は木の床で、一方、展示スペースの 方はカーペットになっている。名古屋ライトハウ スにアドバイスをもらい, 足の感触でコーナーが 変わったことがわかるようにしたという。また, 展示資料の一点一点には、点字のタグがついてい る。名古屋ライトハウスから,一人で来館して も、 タグによって展示物が何であるかがわかるよ

うにしてほしいとのアドバイスを受け、このようなタグを作ったという。「「わからないことは当事者に聞け」をモットーにして、何かあるとすぐにライトハウスのみなさんに確認していました」という姿勢に、共感するとともに、実際に成し遂げたということに敬服する。館のWebサイトにも、資料のさわり方が丁寧に紹介されている(http://rci.nanzan-u.ac.jp/museum/shoukai/sawaru.html 2020.3.1 参照)。

展示の解説は多言語表記を採用しており、冊子にして表示している。2015年時点で、日本語、英語、中国語、スペイン語、アラビア語、フランス語、ポルトガル語の解説があった。

博物館の手話ガイド育成支援プロジェクト (プロジェクト代表 筑波技術大学 生田目美紀氏)

筑波技術大学生田目研究室では,「ミュージア ムのユニバーサル・アクセス」をテーマに、聴覚 や視覚に障害のある方が、博物館や美術館で「よ り楽しく学ぶ」ことを目指す「情報アクセシビリ ティ」を研究している。研究を通じて見えてきた ことは、科学系博物館(水族館・動物園・植物園 を含む)で活躍する人材育成が喫緊の課題である ということだったという。そこで、クラウドファ ンディングに挑戦し、プロジェクトは目標金額を 超えて成立した。2019年7月にキックオフ講演会 が開かれ、その後9月から11月にかけて、大洗水 族館,千葉市科学館,国立科学博物館の3館で研 修が行われ、4名の当事者手話ガイドが誕生した。 「手話ガイド育成支援プロジェクト」では、現在も 引き続き, 手話を活かして活動したいと考えてい る,ろう者・聴者と,手話ガイドを必要している 館・園をつないでいる。詳細は当プロジェクト報 告書「聴覚障がい者が解説!博物館の手話ガイド 育成支援プロジェクト報告書」を参照してほしい。

東京国立近代美術館-「Let's Talk Art!」-

和洋女子大学文化資料館

日本において博物館と障害のある人との関係の 議論が高まりをみせたのは1970年代末で,1981 年の国際障害者年を契機に、 先駆的な博物館で内 容や方法の検討と実践が行われたが、実際の検討 対象となったのは, 肢体不自由と視覚障害の人た ちであったことを駒見(2014)は指摘している。 そして、近年では知的障害と自閉症・情緒障害を 含む発達障害の児童生徒の増加率は大きく、1989 年と2014年を比較すると、知的障害特別支援学 校数は1989年の475学校から約1.5倍,児童生 徒数は5万4976人から約2.2倍,小・中学校の 特別支援学級数は約2.4倍,児童生徒数は約2.3 倍の増加となっており、今日求められる博学連携 に関しては, 知的障害特別支援学校学級と発達障 害のある児童生徒も対象として明確に位置づける ことが重要と述べている (駒見, 2016)。

駒見氏が中心となり、和洋女子大学文化資料館では、知的障害特別支援学校と連携した博物館教育の意義とあり方を検討する目的で、2012年と2013年に、東京都立葛飾特別支援学校において博物館出前講座が実践された(駒見,2015)。また、ここでの成果をもとに、知的障害だけではなく肢体不自由の重複障害のある生徒に向けた博物館出前講座に、東京都立鹿本学園の理解と協力のもとで取り組まれた(駒見,2016)。その実践からは、「とりわけ脳性まひの肢体不自由と知的障害を併せ有する児童生徒の場合、実際の博物館利用はきわめて難しい」ものであり、「博物館側がその特性を活かした経験を障害のある彼らに提供することにおいて、出前講座は博物館利用以上に有益とも考えられる」と考察している(同、駒見,2016)。

英語による鑑賞・異文化交流「Let's Talk Art!」が、 2019年3月22日より、東京国立近代美術館にて 開始された。「作品解説を聞くだけの一般的なガ イドツアーとは異なり、参加者の皆さんがファシ リテーターと会話をしながら作品の理解を深めて いく体験型のプログラム」であり、「約1時間で 3つの作品を鑑賞し、描かれているモノやコトに 基づき,日本と参加者の文化を話し合ったり,時 には描かれている土地や建物の歴史・観光情報 をお知らせしたり」するという(東京国立近代美 術館 2019.3.14 プレスリリースより, https://www. momat.go.jp/ge/wp-content/uploads/sites/2/2015/01/ LTA pressrelease momat-JP 190402.pdf 2020.3.1 参照)。本プログラムを開始するため、2017年 度から3年間、プログラム設計・監修、および 2018年3月に公募により選ばれた有償ファシリ テーターの研修等を担当してきた大髙氏による と, 本プログラムでは, 参加者が日本美術・文化 および参加者間異文化交流を楽しむことをねらい としている。これまでの参加者は日本在住外国人 が多く, その知人の海外在住者, 観光客や, 英語 力を維持したい美術愛好家の日本人を含む。終了



図2. 東京国立近代美術館「Let's Talk Art!」. (大 高幸氏撮影)

時のアンケートでは、参加満足度は高く、「他者の異なる視点を知るのが面白かった」、「自分だけでは気づかないことを発見できて楽しかった」といった自由記述が記されているという(大高、2020)。毎週金曜日の18時半から約1時間の実施で、事前申込制で定員6名、詳細は館ホームページ(http://www.momat.go.jp/english/am/2020.3.1参照)に掲載されている。

筆者自身が参加した回では5人の参加者がお り,まずは自己紹介から始まり,ファシリテーター から「正解・不正解はない」というメッセージを 受け取って, リラックスした雰囲気で展示室へ出 発した。 屏風作品の前では、まず、立って作品を 鑑賞したのち、参加者全員に椅子が用意され、再 度, 椅子に腰掛けて鑑賞した。「なにか, 見える もの、印象は、変わりましたか?」というファシ リテーターからの問いかけに、参加者からは様々 な声があがった。その後、その作品の近くに置か れた畳がファシリテーターから紹介され,「畳に 座って、屏風を見る」視点が紹介された。印象的 だったのは、次の、鳴く虫を愛でている女性たち が描かれた作品。日本からの参加者で、鳴く虫を 愛でる習慣を知っている方々は、それほど大きな 驚きはなくその作品を鑑賞しているが、海外から の参加者で、その習慣を聞いたことがないという 方々は,「虫を愛でる!?」「ええっ」という驚き の声ののち、その虫にあだ名をつける参加者もあ らわれて、和気あいあいとした雰囲気であった。 プログラム開始に向けてのトライアル中には,「作 品の理解が深まるだけでなく, 日本文化や歴史も 分かる」、「国籍の異なる参加者の意見から新しい 気づきや発見がある」という声が参加者から寄せ られた(東京国立近代美術館 2019.3.14 プレスリ リースより)というが、筆者自身が参加した回で も、それを感じることができた。

大髙氏によると,動機の異なる初対面の人々が

会話する探究型鑑賞プログラムの要素として重要 なのが「事前統合」であるという。「事前統合とは、 たとえば, 同じ小船に乗り込む人々が, 安全で楽 しい船旅となるよう, 航路と船上での役割を船出 前に各自考える機会を提供することである」とい う。「ファシリテーターは、これが会話による探究・ 意見交換を楽しむプログラムであり,美術作品に 対して心に浮かぶ各人の考えはどれも重要で,美 術に関しては「一つの正解」がある訳ではないこ とを話す。さらに、事前統合の要は、各人が短い 自己紹介をし合うだけでなく, ファシリテーター がテーマにちなむ質問をすることだろう。テーマ およびこれから鑑賞する作品と各人の過去の経 験をつなぎ、考える機会を提供するためである」 と, 事前統合の重要性について紹介している(大 髙, 2020)。本プログラムに参加した筆者も、プ ログラムの始まりの、参加者同士、参加する人全 員が自分の声を出して、お互いに顔と声を見て聞 きあって,一緒に出発する,楽しいなにかが始ま るに違いないと予感する(筆者の場合は少しドキ ドキしながら),あの時間の大切さをふりかえっ て感じた。

博物館法との関連

駒見氏は『博物館の理念的認識の推移について』 (2017) の中で、現行の「博物館法に示された定義では、博物館の各機能が果たす人びとの学習と研究の目的を汲み取ることは難しい」ことや、現行の博物館法制定は、「博物館をひろく定着させて社会的価値を高めてきた要といえるが、博物館の核心となる教育の役割を定義として理解することが難しい」ことを指摘している。そして、「分化した専門性の高い機能を統合させ、諸機能の関係の構造化をとりまとめるのが博物館の目的である。だからこそ、博物館の発展には、幅ひろい教

育の目的を根幹に位置づけて、各機能を発揮する 活動に取り組むことが大切だ」(同, 駒見, 2017) という重要な提言をしている。

倫理的なミュージアムー Ethical museum ーとは

グローバル化が世界を覆う中で、日本にも多様な 文化的背景をもった人々が居住し、今後も増加が予 想される中、人々が互いの多様な経験や意見に耳を 傾け、安心して語らうことのできる場が求められる。

Besterman (2011) は、倫理的なミュージアム (ethical museum) は、多様な文化・価値社会から 信頼されており、異なる信仰や背景をもつ人々が 出会い、共通の基盤をみつけるための安全な場所 (safe place) になると指摘している。また、Falk & Dierking (1995) によれば、博物館は、人々が 文化の違いを心地よく受け止めることを促すとい う。米国の博物館界が、ミュージアムはすべての 人々に対してより豊かな学習の機会を与え, 賢明 で豊かな人間性を備えた市民を育成するという責 任をもつ (AAM, 1992) と宣言してからもうす ぐ30年がたつ。Besterman (2011) は、思慮に富 んだ包摂的なミュージアムは、多様な文化が相互 理解と信頼に基づき啓発しあう場であること、こ のような価値体系を表現しているミュージアムこ そが社会の利益になると指摘している。

多様な人々のミュージアムへのアクセスを保障 し、多様な人々が出会いともに学び合う場、共通 の基盤を見つけるための安全な場 (safe place) と してのミュージアムの可能性に期待したい。

今後に向けて

今回取り上げた館以外にも,各地で,様々な館がそれぞれに「開かれた博物館へ」に取り組んでいる。一方で,学芸員や博物館職員の,館を超え

た情報共有の場は、まだ少ない。ユニバーサル・ ミュージアム研究会や MULPA はあるが、会同士 のネットワークづくりはまだこれからである。日 本ミュージアム・マネージメント学会等にてバ リアフリーやユニバーサル・ミュージアムをテー マとした研究会が開かれることもあるが、定期的 な会にはなっていない。また、利用者側からみて も,「開かれた博物館」に関する,館を超えて集 約された情報というのは, 現在はほとんどない。 たとえば,「さわれる展示」を探そうと思っても, 全国の博物館について「さわれる展示」の情報を 集めて公開している Web サイトや本はまだない。 このような情報を共有する場を、Web 上でつくる こと。そして,「開かれた博物館へ」の取り組み を手探りながらすすめたり,着手し始めた学芸員・ 職員らが直接集まって気軽に情報交換できる場を つくったりしていくことが必要だろう。もしも, 自分の館でやりたいと思っていても, どのように すすめればいいのか迷ってなかなか動けずにいた り、身近なところからは情報を集めたりできない ような場合でも、たとえば上記のような Web サ イトを立ち上げて役立つようにするなど、環境を 整えていきたい。

最後に、自分自身の経験を再度ふりかえってみると、子どもが未就学児の頃に足を骨折した際、 しばらくギプスをはめ車椅子での生活だった日々を思い出す。車椅子での移動がいつもより大変というのはあらかじめ予想できたことだったが、「ギプスをつけた姿を友達に見られたくないから外に出たくない、家から出たくない」という子どもの精神的な状況と、それにより筆者自身も外出できずに、親子で家にこもる日々となってしまった。博物館側がいくらバリアフリーを整えても、当人がそこへ「行きたい」という気持ちにならない限り、行くことができない。当時は幸い、友人の誘いがきっかけになり、勇気を出して初めて車椅子 で外出した先で, 笑顔で迎えられ, 楽しく過ごせ たことが自信となり、その後、車椅子で外出でき るようになった。博物館側の職員としてできるこ とは、ハード面だけでなく、ソフト面でも、「来 てくれてありがとう」、「安心して過ごしていって ね」という気持ちを伝え続けていくことなのかも しれない。そして、やはり、博物館に直接行くこ とが難しい, もしくは, (前述の当時の子どもの ように)外出しづらい方々も,おそらく多くいらっ しゃるだろう。そのとき、博物館は何ができるの か。筆者自身、「さわれる展示を紹介するさわれ る絵本」づくりは未達成だけれども、この絵本の ように、どんな場所にも、どんな環境下にいる方々 にも、ミュージアムが姿・形を変えて、そこへ飛 び込んでいけるような、そんな取り組みが、今後 さらに求められるのだと思う。

追記

2020年3月現在, コロナウイルス感染拡大予 防のための全国的な学校休校にともない, 各地の 博物館で「おうちミュージアム」等の取り組みが 展開されている。 たとえば、 北海道博物館では 「おうちミュージアム」というページを館のホー ムページ上に特別に作り,「長期休校の間,自宅 で過ごす子どもたちが退屈せずに楽しみながら 学べるアイデアはないかと考え,「おうちミュー ジアム」をオープンいたしました。家で楽しみな がら学べるアイデアを発信している各地のミュー ジアムと手を組んで「おうちミュージアム」とし て、みなさまにお届けします」というメッセージ と共に、「ならべて楽しもう アイヌ語ブロック」 や「アンモナイト折り紙を折ろう!」などの教材 を公開している(北海道博物館 Web サイトより, http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/ouchi-museum/ 2020.3.1 参照)。子どもと家で過ごす日々が続く

状況の中,大変ありがたい取り組みであるが,一方で,学校休校・開校に関わらず,前述のように外出が難しい方々へ,いつでもどこでも博物館を安心して楽しんでもらえるように,このような各地の館の取り組みが,これからも続いていくことを願う。

謝辞

国立科学博物館 岩崎誠司氏, 堤千絵氏, 多摩 六都科学館 伊藤勝恵氏, 髙尾戸美氏, 成瀬裕子 氏, 江戸東京博物館 松井かおる氏, 茅ヶ崎市美 術館 藤川悠氏, 京都国立近代美術館 松山沙樹氏, 南山大学 黒澤浩氏, 筑波技術大学 生田目美紀氏, 明治大学 駒見和夫氏 (前 和洋女子大学), 東京国 立近代美術館「Let's Talk Art!」プログラム設計・ 監修ご担当 大髙幸氏には, ご所属の各館等につ いての原稿をお読みいただき, 貴重なご助言, ご 指摘をいただいた。心より感謝申し上げます。

注釈

注 1 原文は、「The community of museums in the United States shares the responsibility with other educational institutions to enrich learning opportunities for all individuals and to nurture an enlightened, humane citizenry that appreciates the value of knowing about its past, is resourcefully and sensitively engaged in the present, and is determined to shape a future in which many experiences and many points of view are given voice.」(AAM 1992, pp.28)以下からダウンロード可能である。

http://ww2.aam-us.org/docs/default-source/resource-library/excellence-and-equity.pdf (2020.3.1. 参照)

注2 原文は、「A museum is a non-profit, permanent institution in the service of society and its development, open to the public, which acquires, conserves, researches, communicates and exhibits the tangible and intangible heritage of humanity and its environment for the purposes of education, study and enjoyment.」 (ICOM 2017, pp. 48)

以下からダウンロード可能である。

https://icom.museum/wp-content/ uploads/2018/07/ICOM-code-En-web.pdf (2020.3.1. 参照)

- 注3 博物館法第二章のこと。
- 注4 日本国籍をもたない日本在住の方々や、一時的に日本を訪れたり滞在したりしている方々へ、本章で触れたように、様々な館で「開かれた博物館へ」の取り組みがすすんでいる。これらの取り組みについては、また別の機会に丁寧に取り上げたい。

注5 ユニバーサル・ミュージアム研究会

2009年に国立民族学博物館の広瀬浩二郎氏や小山修三氏が中心となってスタートした研究会。ユニバーサル・ミュージアム(誰もが楽しめる博物館)の具体像を模索する多様な研究活動を展開している。科学研究費プロジェクト、および国立民族学博物館の共同研究プロジェクトとして運用されている。

注6 4 しょく会(「視覚障害者文化を育てる会」) 目が見える・見えないにこだわらず、みん なで「視覚を使わない」おもしろさと豊か さを社会に発信することをめざしている。 目が見えない・見えにくい「視座」から見常者中心の社会のあり方を問い直し、従来型の価値観・人間観の改変を迫る。そんな思いを込めて、「視覚障害者文化」を掲げている(広瀬、2017:pp. 144 - 145)

注7 「障害」と「障がい」の表記について

本章では「障害」という表記で執筆をすす めたが, 文献を引用した箇所では, 元の文 献の表記が「障がい」である場合は、その 表記のままとした。「障害」の表記に関し ては、内閣府から2010年に『「障害」の表 記に関する検討結果について』という報告 書が出ており、「東京青い芝の会」や「特 定非営利活動法人 DPI 日本会議」といっ た障害者団体の,「障がい」表記に関する 否定的な意見が紹介されている。「害」を 平仮名にすることで,「「社会がカベを作っ ている」、「カベに立ち向かう」という意味 合いが出ない」ということや、「障害を個 人の外部に存在する種々の社会的障壁に よって構築されたものとしてとらえる社会 モデルへの転換を(中略)示した推進会 議としては採用すべきではない」という ことが指摘されている。(https://www8.cao. go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s kaigi/k 26/pdf/ s2.pdf 2020.3.1 参照)。パーソナルモビリ ティを開発する WHILL 株式会社は、自社 ホームページのコラム「障害、障碍、障が い その表記の違いはいつから?」におい て,「車椅子利用者に対して社会に存在す る心理的バリア, 物理的バリアを「障害」 と認識し、今後、私たちがデザインとテク ノロジーで解消していくべきものとして, あえて「害」の字を利用していきます。」 と述べた上で、「「現状で大切なのは、表記 そのものではなく、どのように表記するか が話題になることで,一人でも多くの方が 障害と社会のあり方について考えるように なること」ではないでしょうか。」と提案 している (https://whill.jp/column/16_shougai 2020.3.1 参照)。また、広瀬浩二郎氏は、 著書『万人のための点字力入門:さわる文 字からさわる文化へ』(2010) において, 漢字から平仮名への文字の変換は、意味そ のものの変換を伴わない、消極的なもので あると指摘し(pp.205),2016年度からは「『障 害』概念の再検討」に取り組んでいる(https:// www.minpaku.ac.jp/research/activity/project/ iurp/16jr186 2020.3.1 参照)。これらのこと をふまえ,本章においては,種々の社会的 障壁を解消していくという視点から,「障 がい」ではなく「障害」と表記した。

注8 UDトーク

参照)

会話 (音声) が文字化されるアプリ https://udtalk.jp/ (2020.3.1 参照)

注 9 MULPA マルパ Museum UnLearning Program for All みんなで"まなびほぐす"美術館-社会を包む教育普及事業-

公益財団法人かながわ国際交流財団のよびかけで、神奈川県内の4つの美術館の館長・学芸員と芸術祭連携団体の実行委員等が集まり、2016年度に立ち上げられたプラットフォーム型のアートプロジェクト。MULPAとはMuseum UnLearning Program for All の頭文字を取った略称で、日本語では「みんなで"まなびほぐす"美術館一社会を包む教育普及事業一」としている。

http://www.kifjp.org/mulpa/about (2020.2.29

引用文献

American Association of Museums. 1992. Excellence and Equity: Education and the Public Dimension of Museums. 32pp. American Association of Museums, US.

Besterman, Tristram. 2011. 26 Museum Ethics. "A Companion to Museum Studies" (Sharon Macdonald Ed.), pp. 431-441. Blackwell Publishing Ltd, UK.

Falk J. H. & Dierking, L. D. 1995. Public Institutions for Personal Learning: Establishing a Research Agenda, 143pp. American Association of Museums, US.

博物館の手話ガイド育成支援プロジェクト. 2019. 聴覚障がい者が解説!博物館の手話ガイ ド育成支援プロジェクト報告書. 27pp. 国立大 学法人筑波技術大学, 茨城.

広瀬浩二郎. 2010. 万人のための点字力入門: さ わる文字からさわる文化へ. 209pp. 生活書院, 東京.

2014. 共活社会を創る.「知のバリアフリー 『障害』で学びを広げる」(嶺重 慎・広瀬浩 二郎編),pp. 233 - 255. 京都大学出版会,京都.
2017. 目に見えない世界を歩く 「全盲」 のフィールドワーク. 264pp. 平凡社,東京.

ICOM. 2017. Code of Ethics for Museums. 50pp. International Council of Museums, France.

駒見和夫. 2014. 博物館教育の原理と活動ーすべての人の学びのために-. 288pp. 学文社,東京. ----. 2015. 第2章6 特別支援学校と連携した博物館教育の検討. 「人間の発達と博物館学の課題」(廣野光行・青木豊・並木美砂子編), pp. 128-142. 同成社,東京.

2016. 発達障害のある児童生徒の学習支援 と博物館.「特別支援教育と博物館」(駒見和夫 編), pp. 79 - 88. 同成社, 東京.

- ---. 2017. 博物館の理念的認識の推移について.國學院雑誌, 118 (11): 263 282.
- 黒澤 浩. 2016. 第9章 さわる展示の未来-南山大学人類学博物館の挑戦.「ひとが優しい博物館 ユニバーサル・ミュージアムの新展開」(広瀬浩二郎編著), pp. 146 159. 青弓社, 東京. 大髙 幸. 2020. 会話による美術鑑賞プログラムへの視座 英語によるプログラム「Let's Talk Art!」. 現代の眼, 634:10-11.
- 大村嘉人・堤 千絵・山本 薫・永田美保・植村 仁美・小林弘美・二階堂太郎. 2013. 五感で楽 しめるユニバーサル植物園を目指して. 日本植 物園協会誌, 48:27-32.

島絵里子・岩崎誠司. 2020. 盲学校・視覚特別支

援学校と連携した学習プログラムの開発・検討 - 「ミュージアム・タイムトラベルー太古の地 球さがしー」の事例からー. 日本ミュージアム・ マネージメント学会研究紀要, 24:29-37.

- --・-・小林由佳・濱野哲也. 2018. 東京都 盲ろう者支援センターとの連携:標本に「さわる・感じる・思いを馳せる」博物館での学習プログラム (特集 地域の身近な科学館・博物館). 金属,88 (7):536 544.
- 堤 千絵・廣瀬彩奈・北村まさみ・永田美保・植村仁美・大村嘉人. 2015.「手話で楽しむ植物園」と「手話通訳付き案内」の紹介-聾者と健聴者, 共に植物の理解を深めるために-. 日本植物園協会誌,50:57-61.

第一部 博物館の役割・機能と博物館法

地域の文化遺産の保全に対する博物館の役割

奈良文化財研究所埋蔵文化財センター 浜 田 拓 志

はじめに

「頻発する災害は、疲弊しつつある地域の、失われつつある文化遺産に決定的ともいえる追い打ちをかけるとともに、都市部の博物館施設や文書保管施設等が所蔵する文化遺産にも大きな被害を与えている。」文化遺産の散逸や滅失は災害によってもたらされるだけではない。地域社会における過疎化・少子高齢化の進行、担い手の減少を背景とした引っ越し、それに伴う家屋の解体や家財の整理、代替わりによって日常的に進行している(文化財防災ネットワーク推進室ガイドライン経緯、2020)。

2017年12月に文化審議会が出した「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」(以下,「第一次答申(2017)」)は博物館が地域の「過疎化や生活様式の変化等に伴う文化財散逸の危機を救済」し,「地域の文化財のデータバンク」となり,地域振興・観光振興に協力する機能と役割に期待している(文化審議会,2017)。この答申が,14回を数えた文化審議会文化財分科会企画調査会の審議の成果であり,2018年に改正され翌年施行された文化財保護法に反映していることは周知の通りである。

山積する通常業務に追われながらも、ここに記されている役割を果たしている多くの博物館専門 職員がいることをわれわれは知っている(一例と して,文化庁,2017)。しかし残念ながら,そのような博物館の役割を,現行の博物館法から汲み取ることはできない。

本論では第一次答申(2017)及び「文化財保護 法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用 地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」 (文化庁,2019,以下,「指針(2019)」)が博物館 の役割について直接的・間接的に言及している箇 所を抽出するとともに,地域の未指定文化財の保 全に係る従来の思潮とも関連づけながら,標題に ついて考察する。

なお、ここでいう文化遺産は、「指定・未指定にかかわらず、地域の歴史を物語る、後世に伝えていくべき大切な文化的所産及び自然の所産」を意味している(文化財防災ネットワーク推進室、ガイドライン本文、2020)。また「保全」は、文化財科学的な立場で文化遺産の劣化・滅失などを防ぐという意味での「保存」だけではなく、保存も含む幅の広い概念としての「保全」を意味している。すなわち地域の文化遺産の防災、防犯、保存に係る普及啓発活動や実践、文化遺産の所在調査、レスキュー活動などを含む概念である。

まちづくりや観光,地域学習の教材化の活用等に果たす博物館の役割は語られる機会も多いので,ここでは保存(本論でいう保全)に重心を置いて考えていく。

地域の文化遺産を日常的な散逸・消滅, そして災害からいかに守るか一従来の思潮から

第一次答申(2017)は検討の背景について冒頭でこう語っている。

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産である。今もなお、多くの有形・無形の文化財に触れることができるのは、先人の不断の努力による恩恵であり、国際社会の一員として文化財の保護に係る世界的な動向を踏まえながら、文化財を確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務である。

(中略)

一方で、我が国の社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により地域の衰退が懸念されている。これは豊かな伝統や文化の消滅の危機でもあり、文化財は、未指定のものも含め、開発・災害等による消滅の危機のみならず、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機に瀕している。このような厳しい状況の中、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財も対象に含めた取組の充実や、文化財継承の担い手を確保し社会全体で支えていく体制づくり等が急務である。

ここに描写されている危機的状況とそれに対処 するための新たな視角,新たなアプローチは,文 化財関係者により従来から提起されてきた事柄で ある。

2003 年 6 月, 内閣府は「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」を組織。翌年 7 月の答申には「文化遺産と地域をあわせてまもるという考え方においては、地域の核として認識されている文化遺産であれば、それは世界遺産、国宝などに限定する必要はないと考えられる。そこで本あ

り方において対象とする文化遺産は、世界遺産、 国宝、重要文化財等の指定されたものだけではな く、未指定の文化遺産も含め地域の核となるよう なものとする。」と記されている(災害から文化 遺産と地域をまもる検討委員会、2004)。

2007年10月に出された文化審議会文化財分科 会企画調査会報告書は,「文化財を総合的に把握 するための方策」及び「社会全体で文化財を継承 していくための方策」を検討し、「文化財保護法 に規定されている本来の文化財とは, 指定などの 措置がとられているか否かにかかわらず, 歴史上 又は芸術上などの価値が高い, あるいは人々の生 活の理解のために必要なすべての文化的所産を指 すものである。そのことを明らかにする意味でも, この報告書で検討の対象とする文化財とは、一般 的に文化遺産と呼ばれているものを含む幅広いも のであることを確認しておきたい。」と記してい る。また「地域の文化財のデータベース化」は、「災 害時における文化財の保護のための活動にも資す ることになると考えられる。」と述べている(文 化審議会, 2007)。

2011年,東北地方太平洋沖地震被災文化財等 救援事業(文化財レスキュー事業)実施要項(文 化庁次長決定)の中で,事業の対象物は「国・地 方の指定等の有無を問わず当面,絵画,彫刻,工 芸品,書跡,典籍,古文書,考古資料,歷史資料, 有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心 とする。」と規定されており,実際に事業が対象 としたのも未指定が圧倒的な数にのぼった(文化 庁,2011)。また,この文言のなかに含まれてい なかった自然史系資料や公文書も実際にはレス キューの対象となった。

2014年3月に策定された「大規模地震防災・減災対策大綱」には「4.様々な地域的課題への対応(8)文化財の防災対策」という項目が設けられ、文化遺産の防災対策についての具体的な記載がな

されている(中央防災会議,2014)。この大綱のなかで「文化財」は明確に定義されていないものの、国、地方公共団体に対して「文化財の所在情報の充実」を図るよう求めており、所在情報が明らかでない指定文化財はあり得ないことから、ここでは「文化財」はむしろ未指定を指していると考えるのが自然である。

地域に対する博物館の役割—第一次答申(2017) 及び博物館の原則(2012)から

話を第一次答申(2017)に戻そう。この答申は博物館等を、社会全体のなかで重要な役割を果たしうる組織として位置付け、期待している(文化審議会,2017)。

1. 博物館等の役割強化

博物館等には、過疎化や生活様式の変化等に伴う 文化財散逸の危機を救済したり、地域の文化財の データバンクとなったり、地域興しに協力したりといっ た社会的な意義・機能がある。また、学芸員等が 在籍し、史料の取扱いなどにも知見を有しており、未 指定を含めた文化財を新たに価値付け、そのすばら しさを共有するには、地域の博物館等の果たす役割 が重要である。

また,博物館等が文化財の保存と活用が両立するよう専門的な観点から相談,助言を行いながら,地域の特色を生かした地域振興,観光振興と連携することも必要である。

これに対し、現行の博物館法が前提としている 博物館の活動は、もっぱら博物館という建物・敷 地内部での活動であると解釈できる。地域に出て 行くとしても、博物館法から読めるのは、所蔵資 料の調査・研究・収集・展示・普及のため、ある いは企画展等出品資料の調査・借用・貸出のた め、さらには指定文化財の候補を調査するためで ある。博物館法における博物館資料の「調査研究」 の部分を解釈した首長や当局から, 既存の資料し か調査してはいけないというふうに言われたとい う報告がある(文化審議会, 2019.11)。豪雨で被 災した地域の文化遺産のレスキュー活動に取り組 んでいる原田(2020.8)は、「博物館が罹災資料 の救援活動をどのような理由によって行うべきな のか」と問うている。このような事例は枚挙にい とまがない。博物館が地域の文化遺産散逸の危機 を救済し、地道な所在調査を続けながら地域の文 化遺産リストを作成し,専門性に立脚したうえで 地域振興, 観光振興と連携する, こういった機能 や役割を, 現行の博物館法から汲み取ることはで きない。『博物館登録制度の在り方に関する調査 研究報告書』(日本博物館協会, 2017) は,「博物 館を取り巻く運営環境が大きく変容するなかで, 法律と各博物館の運営実態との乖離が顕著化する こととなった。」と記しているが、博物館と地域 の関係についても, 現行の博物館法は, 現実と乖 離した地点に置かれている。「博物館の原則 博 物館関係者の行動規範」(日本博物館協会, 2012) が,「社会から託された責務」として,「博物館が 資料を収蔵するのではなく, 資料が存在する現地 での保護・継承を支援するという役割を負うこと がある」と解説に附したのは、このような隔たり を埋めようとする試みの1つだといえるだろう。 朝賀(2017)も「被災文化財の救済や文化財防災 計画の立案などに地域の博物館施設が果たす役割 は大きい。」と述べている。

地域の文化遺産の保全に対する博物館の 役割—指針(2019)から

指針は、期待される博物館の役割をふまえて具 体的な記述を与えていく。

- 1) 専門的な知見を有する学芸員等による指導・助言
- 2) 博物館等による地域の文化遺産の調査とデータベース化
- 3) 災害時,都道府県内の救援ネットワークの構成機関としての役割
- 4) 過疎化や生活様式の変化等に伴う文化財散逸の危機を救済
- 5) 地域学習の教材等としての文化財の活用など、 学校教育・社会教育と連携した取組

以下,指針(2019)が博物館の役割について直接的・間接的に言及している記述をピックアップする。煩雑さを避けるため,指針に関して,頁番号は引用文献にではなく,本文中に附す。

1) 専門的な知見を有する学芸員等による指導・助言 このような文化財の適切な保存と活用の推進には、所 有者や地域住民等の理解・協力が不可欠であるととも に、専門的な知見を有する職員や学芸員等による指 導・助言など、地方公共団体の文化財担当部局や 博物館等の果たす役割が極めて重要である(p. 2)。

市町村については、文化財担当部局だけではなく、 都市計画や建築、学校教育・社会教育、地域振興、 観光振興等の関係部局の職員が、必要に応じて構成 員となることが想定される。

その他の市町村が必要と認める者とは、例えば文化 財の保存会や NPO 団体、自治会や町内会、地域の 歴史の語り部などのボランティア団体、私立の美術館 ・博物館等が考えられる (p. 15)。

公立博物館はこのなかで「社会教育」の範疇に 分類されていると考えられる。参考資料5の「協 議会の構成員の例」にも、「博物館の学芸員」と いう記載がある。 2) 博物館等による地域の文化遺産の調査とデータベース化

文化財の保存・活用を図るために講ずる措置には、 都道府県が主体となって行う調査, [後略] などを 記載する (p. 3)。

「都道府県が主体となって行う調査」には、都 道府県の文化財担当部局、都道府県立博物館・資 料館・文書館等による調査が含まれるであろう。

当該市町村の文化財の概要には、過去からの調査等により把握している域内の文化財を地域計画の別添資料である「文化財リスト」に記載し、主な文化財の概要や特徴(歴史的・地理的な分布状況や域内の文化財に多く見られる類型・様式等の特徴)を記述する(p. 6)。

また,第3号に掲げる未指定文化財を含む「文化財リスト」は,災害時における文化財の被災状況の把握等に当たっても重要であるため,当該リストを適切に作成し,個人情報等の取扱いに留意した上で,地域住民や市町村の消防担当部局,警察等とあらかじめ共有しておくことが重要である(p. 7)。

文化財を把握するための調査に関する事項には、域内の文化財を総合的に把握するため、これまでの調査の実施状況を踏まえ、調査が未実施の文化財類型や地域、今後の調査の実施の方針や具体的な計画などを記載する。また、調査により把握された文化財のリストは地域計画の別添資料として添付する(第1号関係参照)

過去に域内で実施された調査については、行政による調査だけでなく、大学や研究機関等が実施したものも含め、今後の文化財の総合把握に資するよう幅広く整理することが有効である。

作成した文化財リストは、個人情報等の取扱いに留

意した上で、地域住民等と広く共有したり、データベース化して今後の保存・活用に向けた基礎資料としたりするなど、適切に活用することが望ましい(p. 7)。

- (1) 作成に向けた準備として,過去からの調査や市町村史等の文献,関連する行政計画や条例,規則などの基本情報を収集・整理する(p. 9)。
- 3) 災害時,都道府県内の救援ネットワークの構成機関としての役割

防災・災害発生時の対応には、災害に備えた平時からの救援ネットワークの構築や、被害情報の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取組などを記載する(p. 3)。

※災害に備えた行政・博物館・NPO等の連携による文化財の救援ネットワークの構築や、災害発生時における市町村と連携した文化財の被害情報の収集や緊急的なレスキュー活動等の実施の体制等を記載(参考資料 1. p. 1)

文化財の保存・活用に関する措置には、[中略] 例 えば、次に掲げるような内容について記載することが 考えられる。

・防災・防犯対策、災害発生時の対応 防災・防犯対策については、[中略]、災害発生時 における緊急的なレスキュー活動、専門家等による 被害状況の調査や修理方法等に関する技術的な指 導・助言の体制などについてあらかじめ定めておくこと が有効である(pp. 6 - 7)。

4) 過疎化や生活様式の変化等に伴う文化財散逸の危機を救済

(文化財登録原簿への登録の提案)

○本特例は,地域計画の作成過程で調査・把握された未指定文化財のうち,滅失・散逸等の危機に

あるものに対して速やかな保護措置を講じるとともに、 指定文化財に比べて緩やかな保護制度である登録 文化財の仕組みを活用して、所有者等の創意による 様々な活用を促進しながら次世代への継承を図るも のである (p. 12)。

5) 地域学習の教材等としての文化財の活用など, 学校教育・社会教育と連携した取組

普及啓発や人材育成については、文化財の担い手を広げていく観点から、地域住民や訪問者はもとより、次世代を担う子供たちが文化財の価値・魅力に触れることができるよう、地域学習の教材等としての文化財の活用など、学校教育・社会教育と連携した取組について位置付けることが有効である(p. 7)。

いささか引用が長くなったが、以上のようにみてくると、第一次答申(2017)が博物館に期待する役割は、指針(2019)の各所に落とし込まれていることがわかる。

地域に向かうために一職員数の適正化と 非正規職員の正規化

さて第一次答申には学芸員等の人材確保や研修 の推進、保存・修理に係る専門職員の配置等につ いての記載がある。

これらに対応するためには、博物館等の機能の充実が必要であり、学芸員等の人材確保が不可欠である。また、重要文化財等の材質、形状、保存状態は個々に異なっており、それぞれの文化財に応じた判断を行う必要があるため、その専門性の向上が重要である。 国、都道府県レベル、博物館等関係団体など、各段階で実施されている研修の推進を図る必要がある。これに加え、博物館等の役割強化のためには、都道府県立美術館・博物館等に、調査研究及び展示等 の企画等を担当する学芸員のほか、保存・修理に係る専門職員を配置し、都道府県内の市町村や、様々な施設等からの相談に対応することが必要である。

ともすれば予算も人員も現状維持(ないし削減)を求めつつ、博物館の現場にばかり高い理想と自助努力を求める向きが多いなかでこの指摘は重要である。ただしこの指摘を落とし込んだと思われる指針(2019)の該当箇所は、弱い要請としか読めないような表現に後退しており残念である。

文化財の保存・活用を図るために講ずる措置には、[中略],域内の市町村や博物館等における専門的人材の育成・確保、[中略]などを記載する(p. 3)。

文化財の保存・活用の推進体制には、文化財担当部 局や関係部局、博物館等の関係機関における職員・ 専門的人材の配置状況,[中略]などを記載する(p. 3)。

文化財の保存・活用の推進体制には、地域計画を 実施していくための市町村の文化財担当部局や関係 部局、域内に所在する博物館等の関係機関における 職員・専門的人材の配置状況、地方文化財保護審 議会の設置状況や文化財保護指導委員の配置状況、 支援団体の指定状況などの現状や、今後の体制整 備の方針などについて記載する。また、必要に応じて、 都道府県や域外の関係機関との連携・協力体制の構 築状況等について記載する(p. 8)。

新たな博物館法に、地域の文化遺産の保全に係る博物館の機能と役割を記載することになれば、 それには大きな意味がある。ただし、文化財行政 を預かっている国や地方公共団体等の責任者はそ の記載によって事足れりとしてほしくない。

じつに多くの博物館職員が地域の文化財散逸の 危機に取り組み、地道な所在調査とデータベース 化を行ってきている。ただし余力を残しながらそ れらを実践している事例は皆無であろう。これら の実践を困難なものにしている大きな要因は、わ が国の博物館職員の絶対的不足と非正規雇用職員 の増大である(佐久間,2017)。このことを文化 財行政の責任者には十分理解していただきたい。 繁忙と疲弊のうちにある博物館職員が、働き方改 革を忠実に実践するならば, 従来の業務を縮小す るしかないという見解には現場のほぼすべての関 係者が同意するであろう (文化審議会, 2019.12; 五月女,2017)。博物館における非正規職員の正 規雇用化,職員数の適正化(増加),そして博物 館法が現実に追いつきアップデートされること, こういった改善のひとつひとつが、博物館の機能 を高め, 地域に向かう役割に内実を与えることに なるだろう。

おわりに一共働して守ること/ 文化遺産保全のネットワークと博物館法

博物館法が改正されるにあたっては、現在わが 国の博物館施設が地域の文化遺産の保存・活用に ついて実践している事柄、とりわけ「「対話と連携」 を契機とした 2000 年以降の博物館側からの社会 や地域に対する積極的な働きかけ」(山西、2020) を視野に入れておく必要がある。佐久間も本論集 で「博物館施設群のネットワーク化による機能強 化」及び「拠点博物館の設置」という考え方を提 案している。

対話と連携を契機とした 2000 年以降の博物館 ネットワークには、佐久間が論じているようにさ まざまなかたちがあるが、本論のテーマに即して いえば文化遺産保全のネットワークである。博物 館関係者・文化財関係者たちに「共働して文化 遺産を守る」という意識が芽生えたのは阪神・淡 路大震災 (1995 年) の文化財レスキューにおい てであると言われている。この意識は東日本大震 災文化財レスキュー等の経験を経てさらに高められ、近年の全国各地の博物館等の活動に反映している。昨年10月の台風19号による長野市内の被害については、長野市立博物館を中心として県内外の史料ネット、博物館ネットワーク、大学等がレスキュー活動への参加・支援を行っている(原田、2020.3、2020.8;注1)。同台風による内水氾濫で地下収蔵庫が水没した川崎市市民ミュージアムのレスキュー活動には、さまざまな博物館ネットワークや専門家・専門機関のネットワークが参加しているし、文化遺産防災ネットワーク推進室(国立文化財機構内)は活動の調整の一端を担っている(川崎市、2020;注2)。

それにもかかわらず、このように博物館職員が「共働して文化財を守る」、すなわち対話し、連携しながら文化遺産を守る役割は現行の博物館法には読めない。改正された文化財保護法が依拠する第一次答申は、「行政・博物館・NPO等の連携による文化財の救援ネットワークの構築」に期待しているのであるから、博物館法にもそれに呼応する考え方や建て付けが必要であろう。博物館職員が、日常的な滅失から地域の文化遺産を守るために平常時の保全活動を進めるとともに、災害時に



図1. 川崎市市民ミュージアム被災収蔵品レスキュー活動.

は共働して地域の文化遺産や被災した他館の所蔵 資料を守るという博物館の役割は、新たな博物館 法から読めるようにするべきではないだろうか。

注釈

注1 原田 (2020.3, 2020.8) をもとに筆者が編集した。

○レスキュー作業への参加,専門的助言,資金・ 資機材の提供など

長野市/長野市立博物館, 真田宝物館, 長野市教 育委員会文化財課

史料ネット/信州資料ネット,新潟歴史資料救済 ネットワーク (新潟大学),歴史資料ネットワー ク (神戸大学)など

博物館のネットワーク/長野県博物館協議会,北 信越博物館協議会,岐阜県博物館協議会,日本博 物館協会,新潟県立歴史博物館,国立歴史民俗博 物館(人間文化研究機構)

大学/信州大学,松本大学,清泉女学院大学,上越教育大学,新潟大学,京都芸術大学,神戸大学一橋大学,中央大学,淑徳大学,群馬県立女子大学資料館/国文学研究資料館(人間文化研究機構)修復技術者の組織/特定非営利活動法人文化財保存支援機構(JCP)

注2 川崎市(2020)等をもとに筆者が編集した。 レスキュー作業の参加団体を掲載してい る。資機材の提供や専門的助言については 含めていない。

> なお, 資機材の提供等については川崎市市 民ミュージアムのホームページに協力者リ ストが掲載されている。

○レスキュー作業への参加 川崎市市民ミュージアム 川崎市 (川崎市職員) 博物館を含むネットワーク/神奈川県博物館協会,公益財団法人日本博物館協会,全国歴史民俗系博物館協議会,全国美術館会議,独立行政法人国立文化財機構,独立行政法人国立美術館,大学共同利用機関法人人間文化研究機構

修復技術者の組織/特定非営利活動法人 文化財 保存支援機構 (JCP), 一般社団法人国宝修理装 満師連盟

大学/日本大学芸術学部写真学科,東京大学史料編纂所,学校法人専門学校 東洋美術学校,帝京大学文化財研究所

図書館/国立国会図書館,公益社団法人日本図書館協会

史料ネット/神奈川地域資料保全ネットワーク

引用文献

朝賀 浩. 2017. 社会教育施設としての博物館を めぐる情勢の変化. 「日本の博物館のこれから ー「対話と連携」の深化と多様化する博物館運 営一」(山西良平・佐久間大輔編), pp. 95 -104. 大阪市立自然史博物館, 大阪.

五月女賢司. 2017. 小規模館の運営. 「日本の博

物館のこれから-「対話と連携」の深化と多様化する博物館運営-」(山西良平・佐久間大輔編),pp. 43-46.大阪市立自然史博物館,大阪.佐久間大輔. 2017.博物館総合調査から見た直営館と自治体出資法人指定管理館の現状と課題-運営の継続に向けた課題を中心に-.「日本の博物館のこれから-「対話と連携」の深化と多様化する博物館運営-」(山西良平・佐久間大輔編),pp. 59-65.大阪市立自然史博物館,大阪.

日本博物館協会. 2012. 博物館の原則 博物館関 係者の行動規範. 30pp. 財団法人日本博物館協 会、東京. ---. 2017. 「博物館登録制度の在り方に関する 調査研究」報告書. 60pp. 公益財団法人日本博 物館協会, 東京.

原田和彦. 2020.3. 台風 19 号災害における長野市立博物館の活動-民間所在の未指定文化財に対して-. 長野市立博物館紀要(人文系), 21:39-42.

---. 2020.8. 長野市立博物館におけるレスキュー 活動. 博物館研究, 55 (8): 14 - 17.

ウェブ公開資料 (いずれも 2020.8 参照。 必要に応じて引用ページを付記)

川崎市. 2020. 報道発表資料(2020年7月16日). http://www.city.kawasaki.jp/templates/press/cmsfiles/contents/0000119/119379/Hodohappyoshiryo.pdf

川崎市市民ミュージアム.

https://www.kawasaki-museum.jp

災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会. 2004. 地震災害から文化遺産と地域をまもる対 策のあり方: p. 3.

http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h16/pdf/arikata.pdf

中央防災会議. 2014. 大規模地震防災·減災対策 大綱: pp. 45 - 46.

http://www.bousai.go.jp/jishin/pdf/daikibo.pdf

文化財防災ネットワーク推進室,経緯.2020. 文 化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時にお ける活動ガイドライン策定の経緯と目的.

https://ch-drm.nich.go.jp/wp-content/up-loads/2020/02/ ガイドライン策定経緯と目的.pdf — . 本文. 2020. 文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドライン.

https://ch-drm.nich.go.jp/wp-content/uploads/2020/02/推進会議活動ガイドライン本

文.pdf

文化審議会. 2007. 文化審議会文化財分科会企画調查会報告書: pp. 4, 18.

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h18/hokokusho/pdf/houkokusho.pdf

2017. 文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申):pp. 1, 21.

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/sokai/pdf/r1391804_01.pdf

—. 2019.11. 第 1 期博物館部会第 1 回議事録: p. 25.

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/ hakubutsukan/hakubutsukan01/01/pdf/ r1422761_07.pdf

2019.12. 第1期博物館部会第2回議事録:p. 33.

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunk-ashingikai/hakubutsukan/hakubutsukan01/02/pdf/91957901_01.pdf

文化庁. 2011. 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業 (文化財レスキュー事業) 実施要項. https://www.bunka.go.jp/earthquake/rescue/kaisei/yoko.html

---. 2017. 美術館・博物館の特徴的な取組に関する調査事業.

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bijutsu_tokuchoteki/pdf/r1405599_01.pdf

2019. 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針.

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/pdf/r1402097 10.pdf



第一部 博物館の役割・機能と博物館法

博物館法のあるべき姿に向けて

お茶の水女子大学名誉教授 鷹野光行

はじめに

平成30年度の文部科学省による社会教育調査の中間報告が公表された。それを受けて博物館についての調査結果が新聞で紹介された。見出しは「博物館の入場者,最多に」「17年度,1億4000万人超」とある。また本文中には「施設数も1287(18年10月時点)と最多を更新した。」の表記がある。ん?そんなものだった?手元にあるICOM京都大会の英文パンフレットには「5,747museums,277million visits,2visits a year/person」と紹介されている。別にこの記事を書いた記者さんが誤記をしたのでも、文部科学省の発表が誤りだったわけでもない。この記事を読んだ一般の人はそんなものなのか、と思われることだろう。

次の社会教育調査の折にはこのようなことが生 じないようになっていることを強く望む。

博物館の役割

博物館法の改正に向けての議論の前に,言わず もがなのことではあろうが,まず博物館とは何か, という原則を押さえておきたい。

2006年9月29日に文部科学省生涯学習政策局に設けられた「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の設置要綱には、

「博物館は、生涯学習や地域づくりの拠点として様々

な活動を通じて教育,文化の発展に寄与してきたところである。今日,人々の学習要求の多様化・高度化や社会の進展・変化に対応し,さらに積極的な役割を果たすことが博物館に期待されており,今後,望ましい博物館の在り方を探るとともに,それを実現するための条件整備等を推進する必要がある。このため、博物館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における博物館の在り方について調査・検討を行う「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」(以下「協力者会議」という。)を

として,

設ける。」

- (1) 博物館法の博物館について
- (2) 博物館登録制度の在り方等, 博物館評価について
- (3) 学芸員資格制度の在り方について
- (4) その他

を調査研究事項に挙げた。この協力者会議での検討結果はその後の日本博物館協会における「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」にも反映されているものであるが、改めて協力者会議が示した方向性を確認しておきたい。現時点からするとすでに10年以上を経てはいるがここに示された問題意識と指摘はなお変わるものではない。

協力者会議の第一次報告書『新しい時代の博物館制度の在り方について』(平成19年6月)で、博物館に求められる役割を「「集めて、伝える」博物館の基本的な活動に加えて、市民とともに「資

料を探求」し、知の楽しみを「分かちあう」博物館文化の創造へ。」と述べ、「2 博物館法上の博物館の定義の在り方」は、

「○博物館の基本的定義は「資料の収集保管,展示による教育,調査研究」を一体として行っていること。

○現行博物館法は、多様な博物館像を許容する一方、登録基準では、実物資料を重視。

○登録博物館に必要とされる「資料」や「調査研究」 の内容は、館種や設置目的によって判断。」

と指摘している。昨今いわれているような観光への寄与など、目先の要求にとらわれず、日本の博物館の本質とも考えるこれらの指摘を踏まえてさらに検討を進めていただきたい。

筆者は協力者会議の第7回の会議(平成18年3月8日)に際に、改正が図られるであろう博物館法に記載されることをめざして、次のような博物館の定義案を提示した。

「有形・無形を問わず人間の成果および環境に関する資料を収集し、保存し、資料や博物館に関する調査や研究を行い、展示や教育活動によってその成果を示すとともに、人々に学びの場や娯楽の場を提供する機関である」

この見解は後に若干の修正を加えて全日本博物館学会による『博物館学事典』(2011年,雄山閣)の「博物館」の項に書き込んでいる。この表現は2007年8月改定のICOM規約の「第3条用語の定義 第1項博物館」にある「博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、研究、教育、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示をおこなう公衆に開かれた非営利の常設機関である。」によく似てしまった。言い訳めいてしまうが、ICOMとは全く別に考えたものあることを断っておきたい。

博物館には社会から託された役割がある。その

役割は、どのような部署が所管することになって も、これは博物館が博物館である限りは、その役 割を果たさなければならない。

その役割を、博物館の機能として私は資料の「収集・保管」、そして、資料や博物館などについての「調査・研究」をすること、そして、博物館資料を通じての「展示・教育」とまとめている。

このどの機能も確実に果たしていくのが博物館であり、どこかの機能に重点を置いて活動を行っていくということはあっても、どこかの機能だけを果たす、つまり、収集して保管することだけを行うとか、あるいは、展示発表だけを行うというようなところは、これは博物館ではない。

この3つにまとめた機能は、どの機能が一番肝心だとかいうことはない。これらに優劣はないはずだ。博物館は資料を収集・保管し、調査・研究を行い、展示などを通じて教育活動を行う、この3つを全部やっているところなのである。ただ、博物館の成り立ちを振り返ってみると、まず、何らかの形で資料の収集があり、それが公開され、さらに資料の研究を経て、資料によっての教育的活動が展開されていくという大まかな歩みがある。それを踏まえてみると、現代社会における新しい博物館の特色は資料、つまり、ものを通じての教育活動を行うところにあると考えられる。

これまで、我が国で博物館に関する制度が教育 体系の中に置かれていたということは、その意味 では正しい位置づけだったわけで、所管する官庁 が文化庁となってもそれは変わることはない。

これは、別に我が国だけのことではなく、平成 18年9月に文部科学省に設置された「これから の博物館の在り方に関する検討協力者会議」の報 告書においても取り上げているように、イギリス においては、1997年のイギリス文化遺産省委嘱 報告書の「共通の富~博物館と学習~」との中で 「博物館は公共サービスの機関であり、その中核 に教育を置く」とする見解がしめされているし、アメリカにおいても 1992 年のアメリカ博物館協会の報告書、「卓抜と均等:教育と博物館がもつ公共性の様相」の中に、「公共サービスと教育こそ博物館存立の基盤である」、という見解が示されている。私も今日博物館に最も期待される役割は、教育機能を発揮することにあると考える。

言いかえれば、今日の博物館の最も肝心な役割 というのは、教育機関として、生涯学習のための 機関としてのそれであって、今なすべきことは、 このような博物館の機能と、博物館への期待を しっかりと把握して、生涯学習社会への確立への 歩みを進めることにあるのではないか。

少し前の大臣発言の背景としてあったような、博物館への、学芸員の配置や予算措置も十分でないような現状の中での過剰な役割を求める動向がある。博物館は、すでにこれまでもまちづくり、あるいは観光等への役割は果たしてきているのではないか。博物館の本来なすべき機能がまっとうされていけばその延長上に、まちづくりや観光へのかかわりも生じてくることになる。

ことに、生涯学習社会の確立を進める中で、これまで、まちづくりは人づくりという言葉が使われてきたように、生涯学習機関としての博物館がその教育活動を通じて、まちづくりに寄与してきたことは言うまでもない。最近は観光への寄与ということが盛んに言われるが、博物館がその地域の情報の発信を使命とすることは、これまでも当然果たしてきた役割の中にあったことなのである。

博物館の所管をめぐって

このような期待と役割を担うべき博物館は十分 にその期待を役割にこたえているだろうか。応え られていない博物館もあることは否めまい。その 原因にはヒトとカネが十分ではないから応えられないという事情がある。その点で博物館側からすると、教育委員会の枠の中にいるよりも、首長部局のほうが、例えば活動のために予算を獲得できるかもしれない、そういう期待がもたれるというところがあるかもしれない。しかし博物館活動への理解を、首長が正しくしっかりと持っていれば、教育委員会であろうが首長部局で所管されようが、予算への配慮もされることになるだろうし、無理解な首長部局にいることによって、上に述べたような博物館の本質的な役割と活動に制約を受けることになっては何の意味もない。

また、学芸員という職は本来、専門職であるから、首長部局に置かれると、専門職としての位置づけが曖昧になってしまわないか。人事異動においても、容易に他組織に移りかねないということが懸念される。地域の事情に任せることはあり得るとしても、一律に博物館を教育委員会の所管でなくするということには、懸念を持たざるを得ない。

その点で、博物館の本質的な意味と活動の保証 を考慮するならば、やはり、首長が変わることで 対応が変わることが起こり得る首長部局の所管よ りも、教育委員会のような、建前としては独立 性を持つ部局に所管を任せることが望ましいだろう。

教育委員会の所管については、これは博物館の 登録制度の問題との兼ね合いがあるわけで、所管 が教育委員会でなくともよいということではなく て、これまで協力者会議の報告でも、また、日博 協の報告でも述べられているが、博物館のさらな る水準の向上のための制度となることが期待され る博物館登録制度、これをさらによりよいものと するために、教育委員会所管であろうが国立であ ろうが大学附属であろうが、全て一つの制度のも とにおけるようにしていきたいものである。

おわりに

昨年の博物館行政の文化庁への移管で国立の博物館も公立・私立の博物館も行政上は文化庁が扱うこととなって所管の一本化が図られたようなところもあるが、まだ大学博物館の所管のことや国立でも独立行政法人人間文化研究機構のもとにある博物館という名称を持つ研究機関の扱いなど、一本化にはまだほど遠いところにあると思う。た

だこれはあまり大きな課題ではないかもしれない。要は、冒頭に触れたような一般の人たちに「誤解」を与えかねないような事態が生じないような博物館の制度の在り方を求めたいのである。もう私が関わることはないだろうが、博物館学の授業で、学生に「わが国には制度面では博物館をいう名を持っていても博物館ではないところがたくさんある」などという説明をしなくとも良いような制度となることを望む。 (2019年8月7日)

第一部 博物館の役割・機能と博物館法

近年の博物館行政と博物館の社会的役割・機能について

大阪市立自然史博物館 外来研究員・西宮市貝類館顧問 山 西 良 平

2008年の博物館法改正とその後

1951年に制定された博物館法は、日本の博物館 を定義しその質を担保するための基本的な枠組み として半世紀以上にわたりその役割を担ってきた が、博物館を取り巻く環境が次第に変容し、法と 博物館運営実態との間の乖離が顕著になってきた。 このような中で教育基本法の改正 (2006年) がきっかけとなり、文部科学省は、同年9月に博 物館関係者から成る「これからの博物館の在り方 に関する検討協力者会議」を設置した。この会議 では,法制定時以降の社会の変化と博物館の変遷, 今日の博物館が抱える課題, 今後, 期待される博 物館の機能等を踏まえ,博物館法が定める基本的 要件ないし制度である博物館の定義、博物館登録 制度, 学芸員制度が今日, 十分に機能しているか について検討するとともに、問題点の把握・分析 を行い, 今後博物館が社会から期待される役割を 果たしていくために必要な博物館制度の見直しの 方向性を示した。

しかし、この機会にと期待された博物館法の 改正(2008年)は微修正にとどまり、登録制度、 学芸員制度をはじめとする懸案は先送りされた。 登録制度については、地方教育行政の組織及び運 営に関する法律(地教行法)との連動あるいは新 たな制度設計に要する時間不足が、また学芸員制 度についてはさまざまな関係者の間での合意形成 に至っていなかったことなどが原因であったと考 えられる。ただし、法改正の際に参議院では「一前略一登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、 国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること」という付帯決議がなされていた。

その後, 文部科学省は2011年に博物館法第8 条に基づく「博物館の設置及び運営上の望ましい 基準」(文部科学省告示第165号)を告示した。 この基準は旧来のものから全面的に改正され、構 成・内容ともに現代の博物館の在り方を示し、法 の範囲内ではあるが現代的な課題に一定程度応え るものとなっている。また、日本博物館協会は、 文部科学省からの委託により博物館倫理について の調査研究を実施し (2009 - 2010年度), その 成果に基づき,「博物館の原則」と「博物館関係 者の行動規範 | を制定した (2012年7月)。これ らは上記の「望ましい基準」と対をなすものと位 置づけられ,「両者を有効に活用することで、よ り実態的な博物館の在るべき姿の実現に向けて, 効果的な成果を上げることが期待できます」とさ れている。

このような進展はあったものの、博物館法そのものの改正の動きは見られなかったため、日本博物館協会は2014年度から博物館登録制度の在り方に関する調査研究を実施し、上記の検討協力者会議の提言を踏まえつつ、あらためて登録制度の抜本改正を提起し、報告書をとりまとめた(日本

博物館協会,2017)。そこでは新登録制度に盛り 込むべき内容として

- 1. 登録申請資格に対する設置者や所管による 制限の撤廃
- 2. 登録博物館・博物館相当施設の一元化
- 3. 登録に係るチェック制度の導入
- 4. 登録博物館が他の博物館と区別される仕組みの創設
- 5. 登録審査基準の見直し
- 6. 登録審査の体制の充実

の6項目を提案するとともに、登録制度と連動した新たな博物館振興策の導入を求めている。同時期に、日本学術会議も提言「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて」を発表した。

国家戦略に沿った文化行政・博物館行政の 新たな展開

このような流れとは別に、2017年に文化芸術 基本法が、続いて2018年には文化財保護法が改 正された。前者は文化芸術そのものの振興に加え て観光・まちづくりなどに関連する分野の施策に ついても新たに法律の範囲に取り込もうとするも のであり、後者は地域における文化財の計画的な 保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進 力の強化を目指すとされているが, いずれも国家 戦略としての「文化芸術立国」に沿ったものであ る。その源流は文化芸術振興基本法の制定(2001 年)にまで遡ることができるが、明確に国家戦略 として打ち出されたのは2011年に閣議決定され た「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3 次)」においてである(朝賀, 2017)。以後,「文 化芸術立国中期プラン」などを経て文化芸術基本 法への改正に至る。これに基づく最新の文化芸術 推進基本計画(第1期),および文化財保護法改 正に先立って報告された文化審議会答申(第1次) においては、次に紹介するように博物館に対する かつてなく広範で網羅的な施策が提起されてい て、この国家戦略による文化行政・博物館行政の 新たな展開として捉えることができる。

- ・文化財保護法改正に先立つ文化審議会答申「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(第一次答申,2017年12月)において「博物館等の役割強化」という項目が設けられ、地域社会における役割の重要性、そのための機能の充実及び人材確保・専門性向上の必要性、さらに都道府県立施設の中核的役割などについて触れている。従来、文化財保護法と博物館法との関係は希薄であった中で、今回の言及は画期的といってよいであろう。詳細については浜田拓志氏の論考(本誌 pp. 17-25)を参照されたい。
- ・文化芸術基本法第26条に「美術館・博物館等の充実,支援を図ること」が明記されていることに加えて、文化芸術推進基本計画(2018年3月)においては、文化・芸術振興の立場から美術館・博物館及び学芸員に関して、じつにさまざまな角度から言及がなされている。

一方,国の博物館行政を担当する部署についても,文部科学省設置法の改正によって,2018年10月から博物館関係の所管が文部科学省社会教育課から文化庁に移されるという大きな変化がもたらされた。この措置については,法改正に先立つ文化芸術推進基本計画(第1期)において「今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等」が提言される中で,「現在,文部科学省本省において所掌している博物館及び学校における芸術に関する教育に係る業務についても,新・文化庁において一元的に担っていくことが望まれる」と記載されており,国家戦略に沿ったものであることが見て取れる。

さらに第9次地方分権一括法に基づく地教行 法,博物館法等の改正(2019年6月)によって, 従来,教育委員会の所管でなければ博物館法に基 づく登録を受けることができなかった公立博物館 を,条例を定め教育委員会の関与を残すことを条 件として, 登録施設のまま首長部局に移管するこ とが可能となった。きっかけは地方公共団体から の意見によるとされているが, 先の文化財保護法 の改正に際して「文化財に関する事務」も同様に 弾力化されていることから, そのような流れの中 で首長部局への一元化が推進されていると見なす ことができる。ただしこの措置は、もともと首長 部局によって設置され、その所管のもとでは登録 を申請することができないために相当施設あるい は類似施設に甘んじている数多くの公立博物館に 対して登録への道を開くものとはなっていない。

「文化芸術立国」と軌を一にした「観光立国」 も一連の動きとして重要である。その基本は 2006年に制定された観光立国推進基本法であり、 2008年には観光庁が設置された。2013年以降は この国家戦略が「さらにパワフルに展開する」(朝 賀、2017) ようになり、博物館にも熱い視線が注 がれるようになった。第3期観光立国推進基本計 画(2017年3月)では「文化財・歴史的資源・ 自然等の観光資源としての活用」が謳われ、観光 拠点との観点から博物館に対するさまざまな施策 が事細かく提起されている。さらに文化庁が設け た「文化施設を中心とした文化観光の在り方に関 する検討会」が「文化観光拠点施設を中核とした 地域における文化観光の推進について」をテーマ に検討を進め、2020年1月に提出されたまとめ においては、新たに「文化資源の観覧等を通じて 文化についての理解を深めることを目的とする観 光」を「文化観光」と定義するとともに、「博物 館等の文化施設のうち, 文化観光の推進に意欲が あり、積極的に取り組む施設を『文化観光拠点施

設』として、国から集中的な支援を講じるべき」と提案されている。これを受けて文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(略称:文化観光推進法)が、第201回国会において制定され、2020年5月1日に施行された。この法律に基づいて、2020年度には「博物館を中核とした文化クラスター推進事業」に14億9千万円という巨額の国家予算が投じられることになっている。この事業は同法に基づいて「認定を受けた拠点計画や地域計画に基づき実施される事業に対し、博物館コレクション等の磨き上げ、Wi-Fiやキャッシュレス等の整備、学芸員等の体制支援、バリアフリー等の利便性向上改修や展示改修等の取組を支援する」(募集案内)とされている。

このように、2017年以降、「文化芸術立国」あるいは「観光立国」といった国家戦略に沿った形で、博物館行政における新たな施策が矢継ぎ早に展開されている。

博物館の社会的役割・機能の拡大について

従来,博物館の役割と機能については中央教育審議会等の答申・勧告によりさまざまな施策が,博物館の在り方や学芸員の資質向上も含めて提起されてきた。現行の博物館法が教育基本法→社会教育法の体系のもとに位置付けられ,また博物館が社会教育機関と規定されている以上,当然のことである。また,研究機関としての博物館・学芸員の在り方については学術会議からも種々の提言がなされている。しかし近年になって各種法律や行政計画等における博物館への言及が、とりわけ上記のように「文化芸術立国」、「観光立国」との関連において顕著に増加している。また科学技術、自然分野においても以前から幾多の言及がなされている。以下に主要なものを列挙しておく。

- ・科学技術基本法に基づく第5期科学技術基本計画(2016年1月)では「科学館、博物館等の社会教育施設が果たす役割も大きく、そうした場において、科学コミュニケーター等が活躍」することが期待されている。
- ・環境基本法に基づく環境基本計画(2018年4月) では自然環境データの整備・提供という課題に おいて博物館等への言及がなされている。
- ・生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略 2012-2020においては「科学的知見の充実」、「社 会への浸透」、「各主体の役割と連携・協働」と いった場面における博物館の役割に言及がなさ れている。
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(1993年制定)においては,動植物 園等が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与することが求められている。

以上のさまざまな言及を概観すると,近年は博物館の基本的機能にとどまらず,その延長線上にある社会的役割と機能が注目されるようになり,従来の博物館の定義を超えた位置づけ(文化審議会答申における「地域の文化財のデータバンク」,文化芸術推進基本計画における「社会包摂や地域創生の礎」,観光立国推進基本計画における「観光拠点」など)も見受けられる。また博物館や学芸員による地域や社会での活動にも期待が寄せられている(文化審議会答申における「地域興しに協力」,「文化財散逸の危機を救済」,文化芸術推進基本計画における「地域振興,観光振興等への対応」,観光立国推進基本計画における「観光活用を促進する取組」,生物多様性国家戦略における「各主体の役割と連携・協働」など)。

その背景として、日本博物館協会による「対話 と連携の博物館」の提唱 (2000 年) を契機とし た博物館界における新たな取り組みやその経験の 蓄積が大きな意義を持っていることをあらためて 指摘しておきたい。指針が発表された頃から、各 地の博物館では展示に工夫をこらし、さまざまな 教育プログラムやイベントを開発し, 来場者サー ビスに気を配り, 各方面との『対話と連携』を強 めるなどの取り組みが続けられてきた。その結果, 日本の博物館は全体として『固い施設』から『親 しみやすい施設』に変容しつつあると総括されて いる(山西・佐久間, 2017)。 すなわち, この時 期から博物館界においては各方面との「対話と連 携」の重要性が意識されるようになり, 市民参加 型イベントの開催をはじめ博学連携、地域での課 題解決, 市民団体との協働, シンクタンク機能の 発揮、文化財レスキューへの貢献、大小の博物館 ネットワークの形成など多彩かつ膨大な数の先進 事例が生み出されてきた。このような積み重ねに よって博物館, 学芸員による地域などでの活動が 注目され、社会的な存在感が高まってきたのがこ の約20年間であったと言えるのではないか。そ の結果として行政や市民の間においても博物館が 発揮している多面的な社会的機能が認知され、共 有されつつあるのが今日的状況であり、国家戦略 や行政計画にも反映されるようになったと考える ことができる。

一方,国際的な動きを見ると,博物館の社会的役割や機能についての関心は国内以上に高く,2015年に出されたユネスコによる「ミュージアムとコレクションの保存活用,その多様性と社会における役割に関する勧告」は,表題が示すように博物館の社会的役割を特に重視したものとなっていて次のような記述が見られる。

・ミュージアムは社会全体に語りかけるゆえに社会的な繋がりと団結を築き、市民意識の形成また集団的アイデンティティを考える上で、重要な役割を持つ重要な公共空間である(第 17 項)

・ミュージアムの社会的役割は、遺産の保護と並んで、 その基盤となる目的を構成する(第30項) また ICOM(国際博物館会議)においては 2019 年秋の京都大会において博物館定義見直しが論 議され、結論は持ち越しとなったものの、常設 委員会(MDPP: Museum Definition, Prospects and Potentials)からの提言によれば、博物館がより主 体的、能動的に社会的課題に取り組むことを目指 す方向での抜本的な改定が見込まれている。その 経過と概要は松田(2020)によって詳しく紹介さ れている。

さらに経済分野においては 2018 年に OECD (経 済協力開発機構)と ICOM が共同で「文化と地 域の発展:最大限の成果を求めて一地方自治体, コミュニティ、美術館向けガイド」を出版した。 そこでは博物館が地域発展に貢献する可能性の高 い分野として①経済発展および技術革新、②都市 計画および地域社会開発, ③文化および教育の発 展, ④インクルージョン(社会的包括性), 健康 および幸福感, ⑤地方自治体と博物館の関係を取 り上げ、博物館の新たな経済的な価値の発掘を目 指すとしている。本書は地方自治体と博物館を支 援するガイドとして作成されたものであるが、経 済という視点から博物館が保有している多面的な 機能に着目し、それらについて事例を挙げつつ包 括的に取り上げた画期的な文書である。邦訳は ICOM 日本委員会のウェブサイトに掲載されてい る。また,後藤(2020)による解説を参照されたい。

博物館制度の再構築

以上のことから,近年の博物館の役割と機能拡大に対する要請は,「文化芸術立国」,「観光立国」といった行政側の戦略によって主導されているようにも見えるが,じつは「対話と連携」を契機とした博物館側からの社会や地域に対する積極的な働きかけの結果であり,また社会的役割をより一層重視しようとしている国際的な潮流とも軌を一

にしていると理解すべきである。

それにしても、日本の博物館界はこのような多 岐にわたる要請に応えるだけの体力を備えている だろうか?冒頭に記したように,博物館法は長年 にわたり抜本的改正が行われず, 博物館運営の実 態との乖離が顕著となっている。2018年度の社 会教育調査によれば, 文部科学省が把握している 博物館施設 5738 館のうち登録・相当施設は合わ せて1,286 館に過ぎず、77.6%を占める4,452 館 は博物館法の対象外である"類似施設"とされて いる。これらを含めた国内の博物館全体の底上げ と質の担保が何よりも重要であり、現状を放置す れば、せつかくの博物館振興策も対象を見失うこ とになる。個々の振興策は文化,文化財,観光, 科学技術など各分野の行政に関わるそれぞれの法 令や計画に基づいて定められるものであるが、そ れを享受する施設の選択と集中あるいは格差の拡 大が進むような結果を招くことがあってはならな い。受け皿となる博物館そのものを定義し、実施 すべき事業の範囲を明確にし、施設および職員に 係る要件を定め、それらの質を担保することを目 的とする根幹の法律は博物館法以外にはあり得な 11

2008年の法改正においては博物館登録制度と 学芸員制度の抜本改正が焦点となっていたが実現 しなかった。今やこれらの懸案に加え,近年拡大 している博物館の機能および社会的役割と向き合 い,それらを法の中に取り込むことによって,登 録制度の下での要件を備えた博物館が,国家戦略 も含めた多岐にわたる社会の要請に対して正面か ら応えることができる枠組みを構築する必要があ る。そのためには博物館の定義(第2条)と事業(第 3条)についても,国際的動向を踏まえつつ抜本 的に書き換える時期が来ていると考えられる。

引用文献

- 朝賀 浩. 2017. 社会教育施設としての博物館を めぐる情勢の変化.「日本の博物館のこれから ー「対話と連携」の深化と多様化する博物館運 営ー」(山西良平・佐久間大輔編), pp. 95 – 104. 大阪市立自然史博物館, 大阪.
- 後藤和子. 2020. 博物館と地域発展-OECD / ICOM『文化と地域発展:最大限の成果を求めて』を読み解く. 博物館研究, 55 (別冊):41-45.
- 日本博物館協会. 2017. 「博物館登録制度の在り 方に関する調査研究」報告書. 60pp. 日本博物 館協会, 東京.
- 松田 陽. 2020. ICOM 博物館定義の再考. 博物館研究, 55 (別冊): 22 26.
- 山西良平・佐久間大輔. 2017. はじめに. 「日本の博物館のこれから-「対話と連携」の深化と多様化する博物館運営-」(山西良平・佐久間大輔編), pp. 1-2. 大阪市立自然史博物館,大阪.

第一部 博物館の役割・機能と博物館法

博物館施設群を全体として強化するために 登録制度によるスタンダード設定とネットワークによる機能強化

大阪市立自然史博物館 佐久間 大輔

はじめに

現在の法制度の中で博物館法上に規定される「博物館」は、博物館法 10~16条に規定される「登録博物館」と、雑則として29条に規定されている「博物館相当施設」である。しかし、登録博物館が895館、博物館相当施設が361館であるのに対し、博物館と類似の事業を行う「博物館類似施設」と呼ばれる館は4,434館にのぼる。これら全体を博物館と考えれば、合計で5,690館の中で法に規定される博物館は22%にとどまっている現状にある(平成27年10月現在)。

しかし、その多くは小規模施設であり、中央値で言えば学芸員数1名、常設展示への年間入場者数5000人未満という(平成25年博物館総合調査)。こうした小規模施設の経営余力は小さい。多くが公立博物館であり、かつ地方行政の財政悪化、あるいは高齢化や過疎化のために、人件費を含む経常経費が削減されている。こうした危機的な状況は小規模館ばかりではない。都市部の大規模・中規模の博物館でもまた、学芸員の非正規化が進行し、指定管理者制度の導入や方針を欠いた経費削減などにより、安定的な経営が蝕まれている。

昭和48年に告示された「公立博物館の設置及 び運営に関する基準」は、学芸員の配置や面積と いった博物館の外形的な最低限の必要要素の目安 になっていたが、平成15年に「公立博物館の設 置及び運営上の望ましい基準」として改定され、 大綱化されると、博物館の運営はより地方自治体 の裁量に委ねられた。これは一連の地方分権化の 一環であったが、行政の中での博物館への評価観 点に課題が大きく、博物館を改善し強化するため には博物館のスタンダードを打ち出し、方向性を 示す必要が生じた。こうした中で日本博物館協会 「博物館の原則・博物館の行動規範」が 2012 年に 示されたが、理念的な基準でもあり、具体の活動 に影響を与えることは難しい部分がある。

個別の博物館を改善・強化するためのスタン ダードが必要になる一方,個々の博物館だけでは 解決がつかない課題も多く生じている。2011年 東北地方太平洋沖地震による東日本大震災を始め とし、2016年熊本地震や台風などによる水害な ど,近年多発している災害による文化財被害は個 別の博物館による対応能力を超え, 文化遺産防災 ネットワークなどの連携を充実させる必要が生じ た。ネットワークによる取り組みは防災に限らな い。文化遺産オンライン、サイエンスミュージア ムネット, JAPAN SEARCH といったデジタルコ ンテンツ, 文化観光にむけた地域コンテンツの発 信,博物館を核とした地域づくりに関連した事業 など様々な事業で多数の博物館が協力・連携する ことが常態化している。実際,こうしたネットワー ク活動は個々の博物館単独では実現できない社会 貢献を可能にしている。同時に博物館が得ている

利益や成果も少なくない。

このような現状をふまえ、現在の全国の博物館活動を改善・強化するためには、人材の充実と経費や施設の向上は当然のこととして、制度面としては「各博物館の活動を向上させるための指針となるような自律的スタンダードの作成」、「博物館のネットワーク化を制度的に取り入れる仕組み」の2つが必要になるのではないかと考える。人材については別項に譲り、本稿では制度面での改善として上記2点を考える。

博物館スタンダードとしての 博物館登録制度の可能性

博物館の質を保つための仕組みには様々なもの がある。「博物館の原則・博物館の行動規範」は 博物館業界の内部合意としてのスタンダードで あった。一方で、「公立博物館の設置及び運営に 関する基準」(昭和48年)は文部省告示,という 行政府からの指示という側面があり、その後の基 準は地方自治との関係で大綱化されたものの,引 き続きスタンダードとして機能した。もう一つ、 現行の博物館法において博物館に一定の質をもた せる仕組みに博物館登録制度がある。この制度 は、しかし、現状でいくつかの問題点がある。た とえば、教育委員会への所属を要件としている が, 平成26年の法改正により, 教育委員会を首 長部局内に置くことが可能となっており、設置要 件として妥当かどうか課題が生じている。かねて より博物館現場からは「博物館登録制度は形骸化 している」という批判も多かった(これからの博 物館の在り方に関する検討協力者会議,2007)。 博物館の質を保つための制度として登録制度の存 続を求める意見(日本学術会議 史学委員会博物 館・美術館等の組織運営に関する分科会,http:// www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t130-3.pdf 2020.3 参照)もあったが、結局、平成20年の 法改正では改正されることがなく、参議院では登録制度の見直しについて付帯決議がされていながらも、先送りとされたまま現在に至っている。このように、登録制度は博物館の改善のためのツールとして各方面から改正を待ち望まれていながら実現していない状況にある。

博物館登録認証の近代化の必要性

博物館登録制度は博物館法上で博物館と認める 基準であり、文化・博物館施策の基礎としても唯一のものである。現在でも博物館向けの補助金や 研修参加には登録博物館または相当施設であるこ とが条件になることが多い。このようにこれまで も、登録制度は博物館の一定の質を担保するため のツールとみなされている部分がある。

しかし、現状の登録制度は前項で問題点が指摘されている「教育委員会所管」要件の他、資料の存在、学芸員や館長の配置、固有の施設、開館日数、といった極めて外形的な基準で判定されており、「博物館の活動」を評価するものとなっていない。しかもその審査は新規登録時のみであり、数十年前に審査されてずっと登録博物館を名乗っている館が多く、「現在」の博物館を評価できていない。他にも、教育、研究、ガバナンスなどを評価できていないといった多くの問題点がある。

公益財団法人日本博物館協会(2017)は、博物館法改正時の付帯決議などを受け、博物館登録制度改正に向けた研究会を設置し、「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」として報告書を刊行している。同報告書において強調されている論点の一つが、活動の改善につながる、評価格付制度にするという点であった。博物館法では改正により評価改善の仕組み導入など、活動の質の改善を促している。それならば、登録制度という外部の目が入る機会も活用すべきだというものであった。

またほぼ並行して、「日本学術会議史学委員会博物館・美術館の組織運営に関する分科会」(http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t243-1.pdf 2020.3 参照) も提言をまとめ、登録制度に関する課題をあげている。学術会が提言にあげた登録制度の課題は、1)博物館法が独立行政法人を想定していなかったために「全国の博物館行政を指導すべき国立館が『博物館』ではない」という矛盾、2)教育委員会所管要件の現状との矛盾の2点を上げており、合わせて研究機関としての機能拡充と学芸員資格の課題を上げている(廣野、2018)。

日本博物館協会の報告書ではこれらの課題解決を含めた「新登録博物館制度」を素案として提出 している。その制度の基本は以下のようなもので ある。

- ・博物館の多様性を尊重し、館の自主的な運営改善を促すような制度設計
- ・すべての館に適用する「共通基準」と館種や設置目的等の違いに配慮した「特定基準」の双方が必要。
- ・審査基準の柱は、経営・資料・交流とし、現行 の登録博物館と相当施設を包含できる、小規 模館でも対象となる規模によらない基準であ り、博物館の多様性を尊重し、館の自主的な 運営改善を促すような制度設計を目指す。

こうした設計のもとで具体の審査に向けた設計 を進めている。

新登録博物館制度により期待される変化

新登録博物館制度により、現在の登録・相当施設がカバーされれば、活動を含めた健全な博物館の基準とすることができる。「新登録博物館制度」が博物館運営の「適格性」の根拠とすることができれば、補助金や交付金の対象に引き続きできるほか、新登録博物館を様々な優遇措置の根拠にす

ることも妥当性を持つものにできるだろう。

更に踏み込むのであれば, 大学博物館や国立博 物館などにも新登録制度のもとで、登録博物館と して博物館界の質の担保に協力をいただきたい。 これは、補助金などの競争的資金や文化庁などの 様々な研修の対象にこれらの博物館も対象になっ ている現状もあるが、日本の博物館総体としての スタンダードを形成していくために国立博物館に も参加してほしいからだ。国立博物館の中にも, 地方自治体が一部経費を支出している例も少なく ない。これらも統一的に登録博物館とするほうが 制度的な矛盾は少ないのではないだろうか。また 地域博物館の中にも,研究環境確保のため大学併 任として学芸員を置きつつ、登録博物館とするた めに教育委員会籍の職員を残すという運用をする 場合もある。登録博物館の要件から教育委員会管 轄がなくなり、大学博物館として、登録博物館に してしまうほうがシンプルだろう。アメリカの地 方博物館の多くが地方自治体から出資されていつ つも大学機関であることを見ても無理のない形で ある。

新たな登録博物館制度を競争的資金や研修,あるいは交付金など,国策としての優遇措置を与える可否を判断するための基準として活用するのであれば,2点ほど新登録制度について検討すべき点がある。一つは,登録博物館制度の公益的・公共的性格の表明だ。制度が単なる博物館の格付けではなく,公益を目的とした博物館振興にあることをはつきりとうたい,そのもとに選定された登録館の公益的,公共的責務を示す事が必要と考える。登録により博物館は設置者の与えた限定された使命を超えて,公益・公共的な役割を担うことになる。もう一点は、博物館の適格性の審査を誰が担うかという点である。現在は、地方自治体内で独立した位置付けの教育委員会が担うが、全国的な基準が統一されないという問題がある。政府

からの独立性を重視すれば、イギリスで英国博物館協会 (MA) が認証を担うように、日本博物館協会など業界専門集団による審査体制を真剣に検討すべきだろう。

なお、博物館登録制度研究の報告書では、博物館の改善のためには登録博物館になって完成ではない。新登録博物館制度では一定の基準(ミニマム・スタンダード)を満たした博物館が、更に改善をすすめ、より望ましい基準(ハイアー・スタンダード)を目指すことを求められるような、工夫の組み込みが想定されている。

博物館のネットワーク化の必要性

博物館法には他の博物館との相互関係について言及していない。平成23年「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省, http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282457. htm 2020.3 参照) には、家庭及び地域との協力が書き込まれた一方、他の博物館との連携は6条、7条の展示及び研究での定型的な協力の記述にとどまっている。一方、図書館において

は,「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」 (文部科学省, http://www.mext.go.jp/a_menu/01_ 1/08052911/1282451.htm 2020.3 参照) の中で, かなり詳細に図書館全体の連携や協力を記述している。両者の違いは比較するとよく分かる(表1)。

図書館では市町村は「住民に対して適切な図書館サービスを行う」図書館を、都道府県は「当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行う」と役割をかき分けて示している。さらに連携の項を設け、国立国会図書館や学校図書館、大学図書館との連携も記述している。図書館ではこうしたネットワークにより、相互貸借に始まり、蔵書システムの相互接続から人材育成のための研修や緊急時のレスキュー体制に至るまでの広域的な補完機能が確立されている。

博物館においては「博物館の設置及び運営上の 望ましい基準」(平成23年)に「都道府県は、博 物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科 学等多様な分野にわたる資料を扱うよう努めるも のとする。市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、

表 1. 図書館と博物館の連携体制に関する記述.

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(2012) 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(2011) ●市(特別区を含む。)町村は「その規模及び能力 ●市町村図書館は「住民に対して適切な図書館サー ビスを行う」 に応じて, 単独で又は他の市町村と共同して, 博 物館を設置するよう努めるものとする」 ●都道府県は「博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、 都道府県立 ●都道府県図書館は「当該都道府県内の図書館サー ピスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する と市町村立 の区分 産業、自然科学等多様な分野にわたる資料を扱う よう努めるものとする。 必要な指導・助言等を行う」 →規模により取り扱う分野の大小を述べるにとどまる →<u>役割を区分</u> ●資料の収集,保管及び展示等のための他館や研究 ●資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等と 機関等との連携 の協力を積極的に推進 ●学校,他の博物館,社会教育施設,行政機関,関 連法人、民間事業者等との「事業実施に当たって」 の連携を一般論として記述。 ●国立国会図書館,議会図書室,学校図書館及び大 連携 学図書館との連携にも言及 ●学校, 社会教育施設, 行政機関から民間との連携 ●国立博物館や大学博物館,大学などの研究機関と まで幅広く想定。 ●利用者及び地域住民等も発表の場提供にとどまる 人事交流 上記関係機関と計画的な交流 市町村:研修に参加 都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研 研修 都道府県教委:域内の職員資質向上のための研修を企 修に参加させる 画

その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。」とされ、博物館の取り扱う分野の大小を述べるにとどまっている。連携についてもごく一般的な記述にとどまっている。

博物館においても、相互のネットワークは所蔵 資料の相互貸借、企画展の共同企画から開催、研 修などの人材養成から災害時のレスキューに至る まで重要である。都道府県の博物館協会などの活 動が活発に行われている地域においては、都道府 県立の博物館に事務局的役割がある場合が多い。 しかし、ネットワーク事業の活性化は事務量と比 例し、地域によっては消極的になっている場合も 散見される。これは、連携活動に法令的な根拠が なく、その予算も十分に交付されていないことが 影響しているだろう。国立国会図書館や大学図書 館と図書館の連携同様,博物館でも国立博物館群 と博物館との連携を進めていく必要がある。法令 や「望ましいあり方」などに国立の博物館や試験 研究機関との連携を記入しておくこととともに, 国立博物館独法の中期計画や使命書にも、地域と 協力する使命を書き込むことが必要だろう。連携 が本来業務であることの位置づけを明確にしたい。

上記のように図書館と博物館の「望ましい基準」を比較してみたが、圧倒的に図書館の記述が細かく、詳細な設計がなされている。図書館のサービスは基本となる部分は全国の図書館で共通しているため、構造化しやすく基準が作りやすい一方、博物館は館種や活動が多様であり、一律の体系を作りにくいという部分がある。こうしたことから直接の比較がしにくい部分もあるが、やはり連携やネットワークに関する記述が博物館側で不十分と思われる。博物館の連携やネットワーク化を進展させるためには、望ましい基準などで中核的な博物館の責務を示すだけでなく、必要な投資を行

う必要がある。

文部科学省・文化庁も, 古くは科学系博物館活 用ネットワーク推進事業, 地域の核となる美術 館・歴史博物館支援事業, 博物館ネットワークに よる未来へのレガシー継承・発信事業など、ネッ トワークの形成を促す事業を重ねてきている。し かし、これらの事業は様々な共同事業を実施する ための事業費はついていたが、 それを企画し管理 する労力は事務局館の持ち出しとなっていた。こ のため, 事業の終了後もネットワークが組織的に 維持されるケースは西日本自然史系博物館ネット ワークなどごく一部のものに限られている。恒常 的なネットワークの形成を図るためには事務局館 への人的・施設などハード面での投資・支援も必 要となる。その点、図書館の「望ましい基準」に は, 拠点となる都道府県立に必要な活動や人員, 設備を積算できる根拠が述べられている。向上的 なネットワーク形成に大事な視点である。

博物館ネットワーク改善のために: 拠点博物館制度試案

前述のように、博物館は館種や活動の特性も多様であり、一律に都道府県立館をネットワークの拠点とすることは難しいだろう。都道府県立博物館でも教員を学芸員として配置している館があり、研究や資料保全を含めた指導的立場での運営は厳しいケースもある。また、自然史部門を持たない、県立美術館は別にあるなど、ひとつの館が県内全ての博物館の集約拠点になることも難しい。都道府県博物館協議会のような研修や調整を主とした連携の活動はこれまで通り、県の博物館所管部門と県立館などが事務局を形成し運営をするということでよいが、ここでは、事業進展のための拠点として、異なる手法で拠点博物館を選定・設置することを提案したい。

拠点博物館の概要と義務

登録博物館の中から,道州単位程度の広がりを 持った地域の特定事業分野における中核的な「拠 点博物館」として選定することを提案したい。研 究者として活躍する研究能力の高い学芸員を十分 に有し,地域の当該分野・事業の博物館ネットワー クの中核として機能してもらう。拠点博物館は単 独で機能を高めることを目的とするのでなく,広 域の博物館群に寄与すること,その成果を広く発 信すること,災害時には拠点として他館のバック アップに当たるなどの義務を追う。

設置者から与えられる運営費と業務を超えて広域で活動する「拠点博物館」としての活動経費は研究環境整備費、ネットワーク活動費を含めて交付金制度などで支出するものとしたい。

選定手法

選定手法は活動の実態やニーズ、能力や計画を評価して、選定することを想定している。10年程度のプロジェクト期間で、具体的な計画と予算、目標と評価制度をもって提案し、評価を受けて採択される、大学における Center Of Excellence や Good Practice のような重点化制度として提案したい。公募事業として「新登録博物館」のうち、研究体制などが整った館を対象に数館ずつ募集し、改善を順次図りながら導入を進めることが現実的であろう。最終的には入れ替えもありながら全国に数十程度の拠点館が地理的・分野的バランスを保ちながら形成されることを念頭に置いている。

拠点博物館の対象館

中核的な博物館(公立・私立を問わない)だけでなく,大学博物館や国立博物館も対象とすることが望ましい。大学博物館も地域の重要な拠点となりえること,国立博物館はより広域の特定分野あるいは特定事業の拠点館として機能強化するこ

とが重要なことなどがその理由である。単独で拠点となることが難しければ、比較的近隣の複数館で拠点を形成することもあり得るだろう。

拠点館での事業

拠点館単独での事業というよりは地域の博物館を巻き込んでどのようなプロジェクトを進めるかという具体のプランを提案してもらう。例示的には次のような内容が考えられるだろう。

- ・観光拠点としての地域の対外コミュニケーションの強化。地域文化資源の発掘から発信,地域おこし,博物館コンテンツの活用につなげる。文化資源の価値を磨き上げることが全国的・国際的な文脈での発信を可能にする基礎である。
- ・コンテンツや巡回展示パッケージ制作拠点としての強化。博物館の発信能力全般の強化が必要となる。
- ・保存や研究活用、修復拠点、文化遺産防災拠点 としての強化。南海地震を始め、備えなければ ならない状況も多々ある。地球温暖化を前提と した生物多様性の保全と社会の行動変化を目的 とした博物館の活動をすすめるといった拠点も 想定できるだろう。
- ・オープンデータ政策のコーディネーター,一次 アグリゲータ。地域館の発信支援,活用支援な どを行う。これまでのデータベースやウエッブ サイト構築にとどまらない,デジタル資源の社 会活用までを視野に入れた取り組みが期待され る。

拠点博物館の形成により推進できる施策事業に は様々なものが想定できる。その中で、今、日本 の博物館に必要とされる事業は何なのか、当該地 域のニーズに適しているのか、これまでの実績や 体制は十分なのか、実現可能性を含めて提出され た企画を検討することになるとよいだろう。

拠点博物館事業で模索したいいくつかのアイデア

広域での中期展望を持った活動

地域博物館はしばしばその活動範囲を市町村や 県境などに制限されていることがある。これは、 博物館の活動の原資が地域内の納税者負担による という論理による。しかし、資料研究や収集活動 においては地域を越えて広く収集し、比較するこ とで大きな成果が上がることはごく当然のことで ある。こうした「越境」を互いにすることで協力 体制は築かれていくが、現在の博物館制度は、こ うしたことを実現できる余地が少ない。

今後のインバウンドは東京や京都ではなく、地 方都市滞在型や、都市を離れた地域の魅力を追う ものへとシフトすると言われている。文化観光立 国も各地域特性の個性・魅力の発信へとシフトす る必要がある。各地域でのコンテンツ制作・発信 能力の強化が必要となる。その源泉には地域に基 礎を据えた研究成果がなければならない。しかも、 博物館のような文化コンテンツは広告のような即 時性の効果は持ちようがない。中長期的な視野で、 ときに地域の行政界を超えて活動し、各地の関連機 関と連携協力して資料収集と研究を進めコンテン ツを作るためには、拠点を形成し、地域の利害に 直結しない資金の投入が必要になる。拠点博物館 の研究条件を改善し、時間をかけて改善をしたい。

組織の「プロジェクト疲れ」を防ぐために

科学研究費で改善されたように、博物館クラスター事業など、複数年にかかる大型プロジェクトを交付する場合にも、使途を限定せず、基礎的条件の改善経費に使えるよう「間接経費」として一括交付することが施設側の「プロジェクト疲れ」をふせぐ。施設の改善や新事業展開へのモチベーションを維持するための大切な仕掛けとして、検討をしていただきたい。

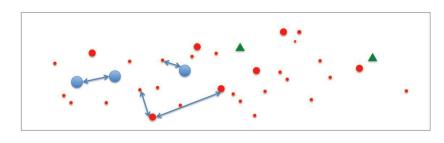
国立館を含めた人的ネットワークの強化

連携をすすめるための即効性の仕掛けは、次世代の博物館資料活用を担う若手研究者にあるだろう。ポスドクタークラスの研究者に国立博物館と拠点博物館の架け橋になってもらいたい。学術振興会、あるいは国立独法などの所属としながら拠点博物館を任務地とする形で数年間に渡り、地域研究を推進し、その後さらに別の拠点に移動し、もしくは拠点館や他の研究機関でのキャリアをつなぐ人材形成を図る事ができれば、今後の持続的な人的なネットワーク形成につながっていくことが期待できる。この手法は大学のCOEやGP、博物館でも文化遺産防災などの取り組みである程度の成功を見せている。

現在,大学には本務研究者約30万人に対し,PD,DC1,2を合わせると毎年2,100名を超える学術振興会研究員が採用されている。現在登録博物館及び相当施設に所属する4,700名ほどの学芸員が活動しているが,その活性化のために同程度の比率で年50人程度の若手研究者がプロジェクトを遂行する施策はそれほど現実離れはしていないだろう。研究機関としての基盤推進としても有望と考える。

単独館で確保しづらいプロフェッショナル人材の確保

別項に博物館の機能拡大に伴って多様な専門的人材が必要になっていることを示した。しかし、こうした人材を各博物館の限られた人件費を割いて確保していくことは正直ハードルが高い。拠点博物館のようなプロジェクト型の人事の中で、必要な人材を確保し、成功事例を積み上げ、実装を図っていくことが現実的であろう。デザイナーが必要になる場合、デジタルアーキビストが重要な場合、政策コーディネーターを必要とするプロジェクトなど、必要になる人材はプロジェクトにより異なるだろう。そうした多様な博物館の発展は、将来の日本の博物館の成長の原資になるだろう。



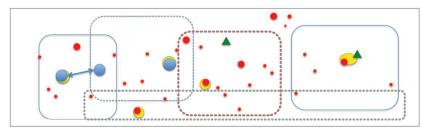


図1. 博物館のネットワーク化イメージ. 現状(上)と拠点となる中核博物館や国立博物館を機能強化し、周辺の博物館をサポートできるようにした体制(下). ●の大小は博物館の規模を表す. ▲は大学などを示す. 下図で◎になっているものが拠点博物館として機能強化されたもの. 個別の特別な連携から域内での連携に強化される. 枠で囲われていない場所の中核館は次の拠点候補館. あるいは枠内にある中核館を機能強化してサポート範囲を拡張する. 全国一律ではなくてもいくつかの実証プロジェクトからスタートするのが良いだろう.

各博物館の個性の増強

日浦(1972)は地方の自然史博物館は大規模博 物館のミニチュアであってはならず、ローカルで あり特殊であってもその分野での一流を目指す 「地方主義」を掲げていた。伊藤 (1993) は「博 物館の3つの型」として地域型・中央型・観光 志向型に分けている。地域型の代表例として大 阪市立自然科学博物館(現自然史博物館)や横須 賀市博物館(現市自然・人文博物館)そして平塚 市立博物館を上げている。一方で平塚市立博物館 の浜口(2000)は利用実態に即して「放課後博物 館」と「遠足博物館」に分けて論じた。後者は住 民との接点の大きさを基準に、伊藤の3つの型の 後者2つをまとめたものだ。これら3者の主張に は地域博物館の理想の追求がある。地域博物館に は、地域の課題に立脚し、地方博物館の学芸員が 独自の視点で研究成果を再編成して示すような, 高度な能力を要求するところがある。このような

学芸員の育成のためには、タコツボ化ではなく、 一方で共同研究を含む研究交流や、広範囲な資料 へのアクセスが重要にもなる。ネットワーク化は チェーン店化のような均質化ではなく、各博物館 の個性の増強と相互の長所の強化のための制度で なければならない。

おわりに

本稿では、個別の博物館の活動や質的向上を促すため「新登録博物館制度」の必要性と、従来の博物館法や関連制度でほとんど触れられてこなかった博物館のネットワーク化の必要性と試案について(いささか荒削りな部分もあるが)提言としてみた。新登録博物館制度については第三者評価などを含め日本博物館協会の報告書に詳細にまとめられているので、ここでは重複を避けた。

現状の地方自治体行政の状況を見るに、ICOM

の博物館新定義案に示されたような, 多様な現代 の利用者ニーズ・地域ニーズに対応できるような 体制を直営の公立博物館のままで実現することは 素直に言って困難だ。それでも大きなインセン ティブを伴って, 現状の殻を破る博物館が複数で きてほしい。こうした活動をプロジェクトを超え て恒常化させていくためには, 中核的な博物館に は行政の枠を超えたような地方独立行政法人によ る博物館運営や広域行政による一部事務組合など による博物館運営,公立大学法人による博物館群 経営など、今とは異なる博物館のあり方も必要に なるだろう。しかし、そうした検討は将来のこ ととし, 現下の地方館が抱える過疎化, 投資不足 による危機を乗り越えるためのプロジェクトとし て, 拠点形成によるネットワーク型の支援を, 現 場支援としての登録制度と合わせる形で提案して みた。

博物館の経営形態は、国及び地方の独立行政法 人制度や指定管理者制度をつぶさに再検証しなが ら検討していくべきだろう。将来の博物館法はそ うした柔軟さもまた必要なのかもしれない。

博物館は図書館に比べ多様な内実を持つことは 繰り返し述べてきた。この多様さは文化資源とし ても重要であり、これを損なわないためには、図 書館型の国、都道府県、市町村という垂直型ネットワークより、事業ごとに補完しながらさまざまなネットワークと博物館が関係している、「冗長性のあるネットワーク」とでもいうべきあり方が望ましいのではないだろうか(図 1)。

引用文献

- 伊藤寿郎. 1993. 市民のなかの博物館. 196pp. 吉川弘文館, 東京.
- これからの博物館の在り方に関する検討協力者会 議. 2007. 新しい時代の博物館制度の在り方に ついて. 120pp. 文部科学省,東京.
- 日本博物館協会. 2017. 「博物館登録制度の在り 方に関する調査研究」報告書. 62pp. 日本博物 館協会, 東京.
- 浜口哲一. 2000. 放課後博物館へようこそー地域 と市民を結ぶ博物館. 239pp. 地人書館,東京. 日浦 勇. 1972. 人間と科学と教育の関係につい て. 博物館研究, 44 (4):1-4.
- 鷹野光行. 2018. 博物館登録制度の行方:日博協報告書と学術会議提言をめぐって. 東北歴史博物館研究紀要, 19:41-46.

第一部 博物館の役割・機能と博物館法

博物館としての動物園水族館の在り方

海と博物館研究所所長・福山大学客員教授 高 田 浩 二

博物館法制定への歴史と背景

我が国に博物館法が誕生したのは1951 (昭和 26) 年であるが、そこにたどり着くまでにはすで に明治30年前後に「博物館令」の制定が議論さ れていたとされる1)。その後、本格的な制定の動 きは1939 (昭和14) 年の第9回全国博物館大会 で「博物館法令制定に就いての具申」などを文部 大臣あてに行う決議が行われるなどし,その後も, 博物館関係の研究者や園館の当事者で活発な議論 が幾度も繰り返されてきた¹⁾。そうしてようやく 実現にこぎ着けたのは、戦後復興期の教育行政に おいて,連合軍総司令部 (GHQ) やアメリカ教 育使節団の存在が大きく関与し、社会教育法の制 定の中で包括的に取り扱われたとされ,その中で, 図書館や博物館も市民に開放された施設として充 実すべきと指摘されたものである。またそれ以前 に,1947 (昭和22) 年に制定された教育基本法 において, 博物館がわが国法制上初めて教育施設 として位置づけられ,1949 (昭和24) 年に制定 された社会教育法の第9条に「博物館が社会教育 のための機関」と規定され、これが博物館法立法 の根拠になって1951 (昭和26) 年の博物館法誕 生となった2)。

動物園水族館の博物館法への関わり

きっかけとなった「いのちの博物館」シンポジウム ここまでの博物館法の歴史の詳細については他

書に詳しいのでそちらに譲るとして、制定までの 議論やその後の法改正の中に, 動物園水族館関係 者がどのように関わっていたかを知っておく必要 がある。その理由は、後に(公社)日本動物園水 族館協会が、2013 (平成25) 年から全国で展開 した「いのちの博物館の実現に向けて一消えてい いのか、日本の動物園水族館」と題したシンポジ ウムにおいて,現行博物館法に中に「動物園」「水 族館」の文字がなく, 本法の下では動物園水族館 は守られておらず「動物園水族館法(現在は動物 園法と呼び水族館の名称は使われていない)」の 制定の必要性があると指摘したことにある。こ れまで、またこれからも博物館制度の中に動物園 水族館関係者を抜いて取り組まれているのであれ ば、日本動物園水族館協会の危惧に傾聴にしなけ ればならないからだ。

博物館法制定までの動き

翻って、前章に紹介した明治30年前後の議論の段階において、棚橋源太郎は「京都の動物園長もしくは植物園長も加わっていた」と述べている。この回想部分の真贋については後に検証もされてはいるが、1928(昭和3)年に日本博物館協会の前身である博物館事業促進会の設立時、その理事長に就いた石川千代松は、明治時代に東京帝室博物館天産部長兼動物園監督に任命されており動物園とかかわりをもった人材であったことが分かる¹)。またそれを裏付けるように、「博物館研究」の第1巻には、動物園、植物園、水族館関係記事

が14本掲載され、また、その後の号にも水族館 特集が組まれるなど、同雑誌の編集発行人である 棚橋源太郎が、動物園水族館に博物館的な存在意 義を強く感じていたと言える。その後、博物館法 (令)の制定に向けて、前章で述べた1939(昭和 14)年の第9回全国博物館大会後の翌年に文部省 が主催した「博物館令制定ニ関スル協議会」の資 料には、「動物園、植物園、水族館も博物館の一種」 として位置づけられており、文部省は当時、これ らも含めて「博物館令」を考えていたことが分か る¹⁾。

一方,日本博物館協会は1941(昭和16)年に, 協会理事と京阪神地区の動植物園、水族館の園館 長と懇談を行い,「動植物園水族館を博物館令で 律する」ことの可否等について協議している。こ の際,「動植物園,水族館は厚生施設の一種」と の考えに対して,「立派な社会教育機関,学芸研 究施設」と双方向からの意見が出て紛糾したと記 されている。当時から行政の中では、特に動物園 は「市民局公園課」などが管理しており、教育委 員会は関知しない状況であったことから, 厚生施 設、娯楽観覧施設として位置づけられることが多 く、それが戦後も同様な認識や体制の中で連綿と 管理されてきた。このことが後に、現在の日本動 物園水族館協会の言う「博物館法で扱われていな い」という認識に発展した可能性も大きい。しか しこれは同法の不備が原因とは言えない。

博物館法制定において、その中に動物園水族館を含めるかは、その後も関係各所で議論は続いたが、当時、博物館学研究の第一人者でもある棚橋源太郎と、東京都恩賜上野動物園の古賀忠道園長が、「水族館・動物園は、自然や生きている資料を扱う科学系博物館であり、これまでも、国民の教育や調査、研究に尽力しており、これからも博物館でなければならないし博物館法の中に入れるべきだ」と熱く説いたことも功を奏し、動物園水

族館に対して、一般の博物館と同様に、調査、研究、展示、教育の博物館機能を見出す必要もあり、特に水族館については既に 1890 (明治 23) 年の東京大学理学部附属三崎臨海実験所水族館の誕生を皮切りに、昭和初期までに、東北大学、京都大学、北海道大学などが次々に大学附属水族館が創設され、主に海洋生物に関する研究や教育の分野で大きく貢献してきた実績が大きい。

制定になった博物館法と動物園水族館

かくして 1951 (昭和 26) 年の「博物館の定義」 (第二条) において既に、"この法律において「博物館とは」、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(後略)"とされ、資料の種類の1つに「自然科学」をさらに保管の役割に「育成を含む」と記述したことは、生きている動物や水族を飼育(保管)展示する動物園水族館に配慮したものと考えられる。

昭和30年代から40年代にかけての高度成長期における急速な宅地造成などから、文化遺産を守り保存する機運が高まり、この時期の1967(昭和42)年が「明治百年」の記念の年と合致したことなどを背景に全国各地で多くの地方公共団体が博物館を建設した。このような状況を踏まえ、昭和26年の博物館法制定以来、未整備であった博物館法第8条に定める「博物館の設置及び運営上望ましい基準」について、公立博物館を対象に1973(昭和48)年11月30日、文部省告示第161号をもって「公立博物館の設置及び運営に関する基準」を告示した。俗に言う48基準である。同基準においては、博物館の館種ごとに、必要な施

設及び設備,施設の面積,博物館資料,展示方法, 教育活動,職員等が定め基準を設けたが,動物園, 水族館においても様々な数量が規定されていたこ とからみて,この当時においても動物園水族館が 博物館法の下にあったことは自明である。

48 基準を巡っての動物園水族館

またこの48 基準については1998 (平成10) 年 9月の生涯学習審議会答申において,「既に本基 準の制定後四半世紀が過ぎ、博物館を取り巻く環 境も大きく変化している。自然史博物館、科学博 物館,美術館,水族館,動物園等,博物館の種類 が多いことに加え、現在の博物館に求められる機 能は、単なる収蔵や展示にとどまらず、調査研究 や教育普及活動, さらには, 参加体験型活動の充 実など多様化・高度化している。こうした状況を 踏まえると、博物館の種類を問わず現行のような 定量的かつ詳細な基準を画一的に示すことは、現 状に合致しない部分が現れている。このため、現 在の博物館の望ましい基準を大綱化・弾力化の方 向で見直しが必要」と報告されたが、この答申の 中にも「水族館、動物園」の文字を見つけること ができる。さらに、2002 (平成14) 年10月の地 方分権改革推進会議において,「公立博物館や公 民館の設置及び運営に関する基準については、基 準を定量的に示したものとなっているが、平成 14年度中を目途に大綱化・弾力化を図り、国の 関与の限定化と地域の自由度の向上に努める」と され,2003 (平成15) 年,公立博物館の設置及 び運営上の望ましい基準が改訂され、1973(昭和 48) 年の基準値がすべての館種で数量廃止となっ た。この動きは2008 (平成20) 年の博物館法の 全面改正に向けての準備的な措置であったのだ が,この意図するところは,これからの博物館に は,学術資料の質や量,建築的な規模といったハー ド面よりも,教育普及や市民参画,情報交流,ユ ニバーサルデザイン等のソフト面の充実が重要であるという、いわゆるユーザーのための博物館を目指した改革となった。この基準撤廃には博物館の質的後退を招くと異論を唱える博物館研究者もいたが、私は時代が求める必然的な動きであったと歓迎し、またこれを弾みに地方の小さな博物館の存在意義を高めるための大英断だったと高く評価している³¹。

「博物館の望ましいあり方調査研究委員会」の報 告書と動物園水族館

2003 (平成 15) 年の基準撤廃以前より、それに向けての動きはすでに起きており、2001 (平成 13) 年の「博物館の望ましいあり方調査研究委員会」の報告書に"「対話と連携」の博物館"の文字が、2002 (平成 14) 年の日本博物館協会がまとめた「博物館の望ましい姿」には"市民とともに創る新時代博物館"とのサブタイトルが入ったことも博物館への新たなまなざしが芽生えた証でもある。

その後,2006 (平成 18) 年の中川志郎が主査となった「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」で博物館法改正は加速するが、ここにおける「新しい時代の博物館制度の在り方について」の報告書にも、「博物館を支える多様な人材の養成・確保、様々な人材が博物館で活躍できる仕組みの検討」などの言葉が入り、博物館は確実に「研究所」としての役割から「市民のための学びの場、教育の場、集いの場」の機能がより高まったと言える。

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者 会議」と動物園水族館

さてここで、2006 (平成 18) 年の中川志郎が 主査となった「これからの博物館の在り方に関す る検討協力者会議」についても述べておかねばな

らない。中川志郎は、1952 (昭和27) 年より上 野動物園に獣医師として勤務。ロンドン動物学協 会研修留学の後に、同動物園飼育課長。1984(昭 和59)年,東京都立多摩動物公園園長。1987(昭 和62) 年, 上野動物園園長。1994(平成6)年, 茨城県自然博物館館長。2001(平成13)年,日 本博物館協会会長。2005 (平成17) 年, 茨城県 自然博物館名誉館長という経歴の持ち主であり, 根っからの動物園人であったことは著名である。 2006 (平成18) 年から文部科学省の下で始まっ た博物館法改正の作業は、その中川志郎が主査に 選ばれて取り組まれており,動物園水族館が博物 館法から蚊帳の外であったと言うには到底無理 があるだろう。さらにこの1年前,2005年(平 成17)年12月に、文部科学省は「これからの博 物館の在り方に関する検討会」というキックオフ の会議を開催している, この会には本稿の筆者で ある高田が海の中道海洋生態科学館(マリンワー ルド海の中道) に勤務時代に委員として参加し, 2007年の成果報告を上梓するまで関わっている が、2005年の検討会には東京都多摩動物公園の 成島悦雄も出席している。他には兵庫県立人と自 然の博物館から1名がいたが、このような重要な 会議に動物園水族館から2名が招聘されること は, 文部科学省が博物館法の改正に向けて, 動物 園水族館の存在に大きな期待と存在意義を感じて いたからに違いない。

「動物園(水族館)法」制定を目論んだ動物園水 族館と環境省

さて冒頭に、日本動物園水族館協会が「いのちの博物館の実現に向けて一消えていいのか、日本の動物園水族館」シンポジウムの大会において「動物園(水族館)法」の制定の必要性があると指摘したと述べた。これは同協会が、環境省の下で同法の制定を目論んでいたものであるが、この動き

はすでに、中川志郎が主査となって鋭意、文部科 学省での博物館法改正の作業を進めている最中に 始まっており、その動きを察知した文部科学省側 の日本動物園水族館協会への印象はかなり険悪で あったことは言うまでもない。にも拘らず文部科 学省は、平成19年度委託事業「地域と共に歩む 博物館育成事業」の中で, 日本動物園水族館協会 に「日本の博物館の動向にかかる総合調査」を依 頼し、「日本の動物園水族館総合報告書」の作成 をさせている。この報告書では,冒頭の「はじめに」 において、調査の目的に「博物館法が昭和26年 に制定されてから、はじめての大規模な見直しが 行われようとしている。文化施設としての動物園・ 水族館は多様化する時代の要請に応えつつ、博物 館にふさわしい動物園・水族館像を示さなければ ならない」と記しており、海外調査も行いながら 動物園水族館の実態や現状を把握したうえで、そ れらの成果を法令改正に盛り込もうとしたこと は、日本動物園水族館協会の当事者は十分認識で きていたはずである⁴⁾。

博物館法からやや話がそれるが, 環境省が管轄 する「動物の愛護及び管理に関する法律」(通称: 動物愛護法)が、2006(平成20)年に改正施行 された。ここでは主に「動物取扱業」の登録や規 制の制度が改められた。ここで注目したいのは, 動物取扱業者の展示や貸出、売買等の業種の一例 に動物園水族館の文字が記載されたことだ。中で も展示については,動物園水族館の他に,動物ふ れあいテーマパーク, 移動動物園, 動物サーカス, 乗馬施設,アニマルセラピー業者とある。確かに 動物園水族館とそのほかの展示業を区別するのは 難しいように見える。またこの中から,動物園水 族館を例外扱いするのも困難かもしれない。しか し, 少なくとも日本動物園水族館協会の加盟園館 は、その公共性、公益性から鑑み、その他の展示 業や、ましてやペットショップとは背景や運営目

的があまりにも異なり、動物取扱業の制度が始まった当時、規制を受けた当事者として憤った思いが蘇る。環境省の下で動物園(水族館)法の制定をとすり寄った日本動物園水族館協会が、その刃で「動物取扱業」の扱いを受けて切り返された様な状況である。これは、あまりにも自己矛盾した行為ではないかと感じた出来事であった50。

「新しい時代の博物館制度のあり方について」の 報告書と動物園水族館

話を元に戻すと,2008 (平成20) 年に交付し た博物館法改正には, もちろん, 動物園水族館だ けでなく、多くの館種においてこれからあるべき 博物館像を描きながら進めてきた。このため、関 係する団体や自治体、大学なども多く、懸案でも あった博物館登録制度, 学芸員養成課程や資格認 定制度の見直しにいくつかの課題を残したことは 否めない。一方で、2007(平成19)年6月に報 告した「新しい時代の博物館制度のあり方につい て」の中では博物館登録制度のあり方を見直すこ とを盛り込んでいた。そこには、博物館法の新た な登録基準において、これまで施設規模や職員数 などの外観的な観点を中心としていたものを, 博 物館の設置者の違いや施設の規模等に応じ、そ れぞれの館に相応しい使命や計画が設定され、生 涯学習施設としての実践活動の量や質の充実が必 要とした。またこれまで,博物館相当施設の多く は登録博物館と同等以上の機能を果たしていると し、この2つを一本化した登録制度に改めること も検討した。これまで相当施設に甘んじていた館 (動物園水族館の多くは相当施設) にとっては極 めて意義深い姿勢と歓迎できよう。さらにこの報 告書の中には、動物園水族館の活動や内容に言及 した部分を多く見つけることができる。 例えば, 博物館登録のメリットに「動物の譲渡等の手続き が容易になることが期待できる」と記述した。ま

た,新しい登録基準の骨格では「動物園や水族館においては、生物資料として取り扱うことから、育成等他の博物館にない機能が必要なように、館種に配慮した特別な基準が必要」との配慮を示した。さらにその基準の具体的な内容の一つに「希少動物の保護等の基準も加味することも有益である」とも報告した。これ以外にも、営利法人博物館に対して「動物園・水族館は営利法人が設置している例も多く、それらが環境教育・種の保存といった社会使命を担って活動している」と活動の内容に着目し、登録制度の対象に含めることを示唆している。6。

構造改革と博物館, 動物園水族館

博物館法改正と同じ頃,小泉内閣(2001年から 2006年)の郵政民営化に代表される構造改革は, 「改革なくして成長なし」、「民間にできることは 民間に」,「地方にできることは地方に」のスロー ガンのもとに公的部門改革へ大ナタが振り落とさ れ、公営組織の法人化・民営化(いわゆる「公設 民営」)の一環の中、博物館の管理運営においても、 指定管理者制度の導入, 非正規雇用職員の増加を もたらし, 伝統や技術, 知識の継承と発展などに 深い影響を及ぼすことになった。また, 民営化に より利益優先の経営判断が横行することで、博物 館の質の低下を招くことが危惧された。このため, 博物館法改正直前の2008 (平成20) 年の「博物 館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しにつ いて」の報告書の中では,「博物館館関係職員の 公共性の担保が急務」と記され、大きな課題を残 したまま博物館法改正に及んだことは禍根の念を 禁じ得ない。しかしながら, 新しい博物館登録の 基準に, 博物館法の定義で示された「博物館の目 的を達成するための博物館資料があること,目的 を達成するための建物、土地があること」と単純 明快に記され, 資料や建築規模への具体的な数値 目標は示されていないことには一定の評価を与えたい。それは、地方の小規模もしくは老朽化した博物館、また民営の博物館等への存在意義にまで配慮していると解釈でき、これからの博物館のあるべき姿は、限られた施設や資料の中で、どれほど質の高い情報発信や教育普及、市民参画、地域連携などができるかにかかっていると言えよう。

筆者はこの2008(平成20)年の博物館法改正でのワーキングループの一員であったこともあり、この数量撤廃については、筆者が2015(平成27)年から2019(平成31)年までの間に勤務した福山大学生命工学部の付属臨海実験所マリンバイオセンター水族館を活用した博物館学的研究において、過疎が著しい島しょ部における地域密着型の教育普及の開発と実践を行い、着実にその成果を残すことで特に地方の小規模館の存在意義を実証できたと自負している3。

博物館法の性格と動物園水族館

博物館法はどちらかといえば, 博物館のあるべ き姿を示した「理念法」である、このため、事細 かな規制や罰則を定めたものではない。また、博 物館の種類も多様であることから, すべての館種 で共有できる言葉や解釈で纏められている。また 近年,博物館も目的も大きく変わろうとしており、 博物館が果たせる役目も極めて多様である。改め て博物館法を読むと, そこには, 科学館, 自然史 博物館, 歴史博物館, 美術館など, 特定の博物館 種について記述した部分はどこにもない。もちろ ん,動物園、水族館という名称も当然ながら書か れていない。ましてや、科学系や人文系といった 業界を二分するような文言も含まれていない。わ が国には博物館の定義や目的, あるべき姿を記し た法令はこれ1つしかなく, 各博物館種はこの法 令を自館の実態にあわせて法解釈し, 博物館の文 字を自館種に読み替えながら運営しているのであ る。しかしながら、「この法律では自館は守れな い」と言っているのは日本動物園水族館協会(特 に動物園) だけである。動物園に特有な, 生物多 様性や種の保存,動物福祉などの概念も,「資料 の適正な管理、育成」という博物館定義の文言で 事足りるだろう。動物園水族館は, 他館種から見 ると、自館種だけ良ければいいというわがままな 姿に映っているのではないかと危惧する。他の博 物館種でもまた,地方,小規,建築老朽化,要員 不足,経営難,資料劣化,大災害による被災など, 運営に苦しんでいる館が大半なのである。1つの 法律で多様な博物館を束ねるには極めて苦労が大 きいことは間違いない。しかしあえて、1つにく くることで、博物館業界の縦割れをなくし博物館 は運命共同体であることを強く認識する機会にも することができるだろう。博物館業界は1つであ り,動物園水族館だけが特別ではないのである。

研究者育成機関としての時代から 教育機関の時代へ

1974 (昭和 49) 年から 12 年間, 大阪市立自然 史博物館の館長を歴任した博物館研究者の千地万 造は, 博物館の存在意義について「はじめに博物 館資料の調査研究ありき」「博物館活動は調査研 究活動によって方向付けられる」「学芸員には, 教育研究者として豊かな人間性が問われるととも に, その将来性をみすえた調査・研究が問われる ことになる」と, 学芸員にとって研究の役目が最 も重要と述べている。前述した棚橋源太郎と同様 に, 博物館にとって研究活動は, その施設や機関 が博物館たるかを決定づける最も重要な要素だと する傾向は以前より根強くあった。このような意 識が博物館当事者にあることも起因して, 当時の 学芸員養成の方向性はどちらかといえば「研究者 育成教育」であったことは否めない。確かに博物 館には研究の機能もあり、多くの研究論文が出さ れそれが博物館評価の一つでもある。また、歴史 系の博物館では国宝級の資料の収集, 保管, 保存, 修復の機能が。美術館では巨匠の名画、名品の所 蔵と展示、作品研究が。自然史博物館ではタイプ 標本と呼ばれる模式標本の数が研究機関としての 1つのバロメーターでもある。この意識が要因し てか, 博物館学芸員は個々の研究に没頭する余り に、その研究成果を分かりやすく人々に伝え、市 民と交流するという業務を怠りがちになった。も ちろん, 博物館は研究所ではなく, 入館者という 有料の利用者 (無料でも納税者) に、展示を通し て資料の公開をする場である。また公立の場合で も、その館の運営や活動を支える納税者に対して 展示公開や教育普及などにより,公益性,公共性 も担保しなければならない。つまり、入館者や市 民のために博物館は変革する必要が求められた。 それが, 2008 (平成 20) 年の博物館法改正であっ たと言えよう³⁾。

動物園水族館に教育の役目があることが誰もが 認識することである。一方で、扱う資料が陸や水 にすむ生物であることから,情報発信や教育の目 的は生物教育や理科教育にあると思われがちであ る。このことから動物園水族館教育では、生物の 名前や分類, 生態などに興味関心を深めることへ 重きが置かれてきた。また、学校教育との連携に おける学校からの要請や相談も理科での単元が大 半であった。本稿の筆者は、福岡市にある水族館 「海の中道海洋生態科学館(マリンワールド海の 中道)」に 1988 (昭和 63) 年から 2015 (平成 27) 年まで勤務したが、その間に前述の危惧を払しょ くし,より深い学校教育の連携と多様な水族館教 育に取り組むため, 市内の小中学校の全科目の 教科書を精査した。その結果, すべての教科で水 族館が活用できることを見出した。それは、国語 (例えばスイミー),算数(例えば比べる物の数),



図1. ZOOM を使った遠隔授業(2020年6月18日).

社会 (例えば地域の水産業), 保健体育 (例えば 動物の出産子育て),音楽(例えば唱歌うみ)な ど, 視点や発想を膨らませることで, 学校と共働 できる学びや提供できる教材, プログラムが増加 することに気づいた。これは後に、テレビ会議を 使って水族館と学校を結ぶ「遠隔授業」へと発展 した。多様な教科単元での学校教育連携は1つの 事例であるが, 国内外の動物園水族館が取り組ん でいる教育、またこれから目指そうとしている教 育は、未だ次の4つに執着しているように感じる。 ①環境教育。②海洋教育。③野生動物の保護,保 全教育,生物多様性教育。④ ESD や SDGs の学習。 これらの詳細な説明はタイトルだけでも想像はつ くので別の場に譲るが、これらは動物園水族館の 専門性からすればやって当然、やれて当たり前の 教育であり、特筆すべきことでもない。他の博物 館も同様に、その館種の専門性(例えば歴史博物 館であれば社会科,美術館であれば美術,科学館 であれば理科)の学習というのは新しい役目とは 言い難い3。そこで筆者は大学教員時代に、水族 館教育のために地域の多様な教育資源を活用して きた。それらは、幼稚園から大学、歴史博物館、 植物園,図書館など異なる種類の社会教育施設, 企業や個人などなどであった。大学水族館は小さ な島の小さな施設であるが, ひとたび外を見回す と、そこにはたくさんの教育資源であふれ、また 水族館が取り組める教育は多様であることがわか る。水族館が「自然や生物や環境について学ぶ場」 という既成概念は捨てなければ新しい学びは生ま れない。地域に何があるのか、地域は何を欲して いるのかなど、水族館がまめに情報を入手し地域 学習のハブになることが水族館の生き残る一つの 道だろう。そのために、館員は地域学習のコーディ ネーターになる必要がある。求められるのはその ような意識と人材、スキルである。動物園水族館 (博物館) は全人教育の場なのである³³。

おわりに

2019 (令和元) 年 9 月, 国際博物館会議 (ICOM) が、3年に1度の本会議が京都において開催され た。ここでは、世界的な博物館相互の情報交換、 知識の共有,倫理問題,紛争支援,災害対策など など様々な議論がされるが, 国際的な博物館の新 しい定義を定めることも議案となっていた。ま た国内の博物館行政では、2018 (平成30) 年10 月,博物館の管轄が文部省生涯学習局社会教育課 から文化庁へ移管した。これに沿うように, 博物 館法を改正し博物館登録制度を変更する機運も 高まり、日本学術会議は2018 (平成30) 年7月 に、21世紀の博物館・美術館のあるべき姿として、 多言語, 時間延長, ユニークベニュー, バリアフ リー, 学校教育支援, 先端技術を活用した魅力発 信,地域社会における存在の意義,関係機関との 連携強化, まちづくり, 観光への寄与, IT の活用, 評価などのキーワードを示している3)。

おりしも2019 (令和元) 年5月31日, 内閣府は「地方分権一括法案」を施行, 交付した。この中には, 社会教育法, 図書館法, 博物館法, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律も含まれており, 「教育委員会が所管することとなっている

博物館,図書館,公民館などの公立,社会教育施設について,社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で,地方公共団体の判断により首長部局へ移管することを可能とする。これにより,移管された当該地方公共団体においては,観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できるようになり,社会教育のさらなる振興はもとより,文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資する」となったのである。2008(平成20)年の博物館法改正の時のように,一つの方向に向けて着実に外堀が埋まっていくのを感じる3。

さらに文化庁は、前述のように博物館の管轄を一手に担うようになったことや、ICOM 大会の開催や観光立国などの機運を受けて、新たな博物館制度の在り方を諮問するために、2019(令和元)年11月より文化審議会の中に博物館部会を設け、有識者による意見交換や議論を進めている。小職はこの博物館部会の委員の一人を拝命し現在に至っている。ここでも、新しい博物館制度の検討段階で、そのメンバーに動物園水族館関係者であった人材を含めることを博物館行政の最高府は忘れてはいない。また文化庁は、その人材の指名を日本動物園水族館協会に要請したことは特筆しておきたい。

振り返れば、1951 (昭和 26) 年の博物館法制定で、動物園・水族館が博物館の範疇に含めることは問題があるという意見があったが、これを覆した意識の一つに「人々の興味関心を踏まえ、動的、自主的な教育活動をとおして地域に開かれた博物館へ転換していく必要がある」との観点から、法律上の博物館の概念に含めて規定することになったという。時を経て、同じことが起きているのでは思うのは偶然の一致であろうか3。

参考文献

- 1) 瀧端真理子. 2014. 日本の動物園・水族館は 博物館でないのか, 追手門学院大学心理学部 紀要, 8:33-51.
- 2) 大堀 哲. 2006.「生涯学習研究e事典」博物館法 1. 博物館法制定の背景 http://ejiten.javea.or.jp/content83f8.html (2020.1.31 参照)
- 3) 高田浩二. 2019. 地域の多様な学びの提供者

- としての博物館. 社会教育,878:20-25.
- 4) 日本動物園水族館協会. 2008. はじめに. 「日本の動物園水族館総合報告書」, pp. 5-6. 日本動物園水族館協会,東京.
- 5) 高田浩二. 2007. 動物園・水族館は動物取扱業者か?. JMMA 学会報, 45 号 12 (2):2 7.
- 6) これからの博物館の在り方に関する検討協力 者会議. 2007. 新しい時代の博物館制度の在り 方について. 120pp. 文部科学省, 東京.

第二部 行動規範・倫理と評価

博物館関係者の倫理規程 国内外と類縁機関の現状

東京都歴史文化財団事務局 佐々木 秀彦

医師や弁護士など人の生命や財産・権利に関わる専門職には高い倫理観が求められる。専門家は倫理観を具体化した行動規範にもとづき仕事を遂行し、不当な利益を得ない。このことを前提に、依頼者は安心して仕事を託すことがきる。博物館は社会の共有財産であり、専門性が伴うため同様のことがあてはまる。

このような専門的な領域に関して携わる者が遵守すべき規範として制定されたものが「倫理規程」である(注1)。実際には「倫理綱領」「行動規範」「行動指針」など様々な呼び方がある。

本稿では、まず倫理規程がなぜ必要か確認する。 つぎに国内外の倫理規程の現状を概観する。今後 検討するときに参照できるよう規定の条文をでき るだけ記載した。また類縁機関として図書館と文 書館に関わる倫理規程を紹介した。そして最後に、 倫理規程に関する今後の課題を挙げた。

なぜ倫理規程が必要か

社会的共通資本としての博物館

倫理規程はなぜ必要なのか。改めてその理由を確かめておきたい。なお、以下に述べることは以前、拙著でも取り上げたことがあり(佐々木、2013)、重複するところがあるがお許しいただきたい。

まず、倫理規程の必要性を述べる前提として、 そもそも博物館はどういう性質を持つ機関である

か,経済学者の字沢弘文による「社会的共通資本」という概念を手がかりに考えたい(字沢,2000)。 字沢によると社会的共通資本は、3つに大別される。一つは自然環境。二つ目に道路や橋、下水道などの社会資本。そして教育、医療、金融、司法、行政など制度資本である。博物館は、文化や教育にかかわる制度資本となろう。

社会的共通資本を管理・運営する原則を宇沢は こう規定している。

社会的共通資本は決して国家の統治機構の一部として官僚的に管理されたり、また利潤追求の対象として市場的な条件によって左右されてはならない。社会的共通資本の各部門は、職業的専門家によって、専門的知見にもとづき、職業的規範にしたがって管理・維持されなければならない。

つまり、社会にとって有用で共通の財産となる 専門機関は、行政の管理にも市場による競争にも なじまないということである。この原則に従うの であれば、博物館は学芸員等の専門家によって、 その職業的規範にしたがって運営されることが適 切ということになる。そのときに求められるもの が倫理規程である。つまり、市民や人々が運営を 付託するのにふさわしい要件の一つが職業規範と いうことだ。

専門家による自主的な行動規範が要請される職業に医師や弁護士がある。生命や健康、あるいは

財産や権利を守るために、我々はこうした専門職 に頼らなければならない。専門知識や技能に関し て、専門職と我々の間は非対称な関係にある。専 門職は自らの規範に忠実であり、不公正な態度を 取らない。そうした前提がなければ、我々は安心 して仕事を託すことができない。

博物館という機関にも似たような関係が生ずる。博物館に飾られている物が「本物」であり、 展示内容に嘘や偽りがない。博物館の活動は、信頼できるという暗黙の前提がある。これがなければ人びとは安心して博物館を利用することができない。

また博物館の側も専門的な業務に対して信頼 し、託してもらわなければ円滑に仕事を進めるこ とができない。所蔵品や展示など真正性や学術性 について求められればいつでも説明できるように しておくべきであるが、一つ一つ事柄について設 置者や利用者に説明し、了承を得ることとは非効 率であり、現実的ではない。

つまり、学芸員等の専門家は、人びと、設置者 から携わる業務について信託されている。その付 託に応える資格を保証するものが、倫理や基準の 順守であり各館の使命の達成となる。

信任 (フィデュシアリー) の原則

宇沢は、社会的共通資本の管理、運営は、フィデュシアリー(fiduciary)の原則にもとづき、信託されているという。フィデュシアリーという概念は、日本ではなじみがないが、「信認」や「信任」と訳される。単なる委託行為や契約行為とは異なる

契約関係において、契約を結ぶ両者は対等だ。 当事者同士の合意がすなわち契約となる。双方と も自らに利益があると判断して合意したというこ とになる。ところが信認の関係は対等ではない。 託された側が信託違反をしなければ、依頼した側 (受益者)には発言権がない。その一方で託された側(受認者)は、依頼した側の利益を図らなければならない。自らの利益を図ってはならない。依頼者のためだけに行動する「忠実義務(duty of loyalty)」を負う。具体的には依頼人に対する弁護士、患者に対する医師の関係が典型だ(樋口、1999)。

これからは信認の重要性が増すといわれる。世の中に専門的な領域が増えれば、対等な契約関係を結ぶことは難しくなる。信認にもとづき、依頼者は専門家に託し、専門家は規律に従って自己を律しその信認に応える。こうした関係を築けなければ、依頼する人は何もかも自己責任を負うことになる。個々人がすべてにおいてリスクを負う、そんな気を張り詰めて生きなければならない社会になってしまう。

宇沢は、この信認の原則にもとづき、社会的共通資本の管理を委ねられた機構は、自立的な立場で、専門的な知見にもとづき、職業的な規律にしたがって行動し、市民に対して直接的に管理責任を負うものでなければならない、と主張する(宇沢、2000)。

博物館と社会の関係を考えるとき、この「信認」の考え方は重要だ。博物館がある一定の価値観にもとづきコレクションを形成し、展示などで広く社会に発信する。これは合意された使命を遂行することを、人びとが博物館に信託しているということになる。博物館に一定の権威のようなものがあるとすれば、それは人びとからの信頼を得ていることが前提となる。

博物館にかかわる人が多様化する中で博物館が 健全に運営を行い、その公益性に資するには、最 低限、行動規範を共有する必要がある。また国 際的な関係が増すにつれ、世界標準として ICOM 倫理規程を理解しておく必要がある。

実際に何か問題が起きたら倫理規程を拠りどこ

ろとして、関係者が議論することが必要だ。拙速 に判断せず、倫理規程を拠りどころに関係当事者 が慎重に吟味して対応する。どういった対応が長 い目で見て博物館の公共性、公益性を損なわない か、倫理規程はそういった観点をもたらす。そう いう習慣を日頃から身につけておくこと。これが 現場での問題解決のカギとなる。

国内の規程

日本博物館協会「博物館の原則」・「博物館関係者 の行動規範」(2012 年)

日本の博物館界が倫理規程を制定したのは、2012年である。各国と較べて歴史が浅い。類縁機関である図書館と較べても取り組みは遅く、日本図書館協会は、1980年に「図書館員の倫理綱領」を制定している。

日本博物館協会は、2011年3月に報告書を出し、 日本における博物館関係者の行動規範の案を発表 した。この規範の趣旨をこう説いている。

博物館は、人類共有の財産である貴重な資料を分かち合い、文化を継承、創造していく機関である。博物館は、過去と現在と未来をつなぐことで、豊かな感性と知性にあふれる社会を築くことに貢献する。このような博物館の公共性を高めるために、博物館に携わる者が尊重すべき拠りどころとして、博物館関係者の行動規範を示す。

日本博物館協会は2012年7月に「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」を定めた。この行動規範の対象は、「博物館関係者」となっている。「博物館職員」でも「学芸員」でもない。ボランティアやインターン、設置者など広く博物館に関わる人たちに関する規範として考えられているからだ。近年、ミュージアムに携わる関係者が多様になっている。ボランティアの参画や地域との連携がある。指定管理者制度により、これまでミュー

ジアムとは無縁の企業や団体が運営を担うことも ある。また任期制や人材派遣など雇用形態が多様 になっている。多様なプレイヤーが関わるには共 通の拠りどころが必要だ。具体には次の10項目 である。

博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

- 1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
- 2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
- 3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人 的、物的、財源的な基盤を確保する。
- 4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。
- 5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
- 6. 博物館は,調査研究に裏付けられた活動によって, 社会から信頼を得る。
- 7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
- 8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量の向上に努める。
- 9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
- 10. 博物館は,関連する法規や規範,倫理を理解し,遵守する。

博物館関係者の行動規範

行動規範1 貢献

博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への 責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造 のために活動する。

行動規範 2 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重 し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様 な価値観と権利に配慮して活動する。

行動規範3 設置

博物館の設置者は、博物館が使命を達成し公益性 を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等 の活動の基盤の確保に努める。また、博物館にかか わる人と収蔵品の安全確保を図る。

行動規範 4 経営

博物館に携わる者は、博物館の使命や方針・目標を理解し、目標達成のために最大限の努力を行い、評価と改善に参画する。博物館の経営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

行動規範 5 収集·保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来 へ橋渡しをすることを社会から託された責務と自覚し、 収集・保存に取組む。博物館の定める方針や計画 に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

行動規範 6 調査研究

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し学術的な貢献を行うよう努める。

行動規範 7 展示·教育普及

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

行動規範8 研鑽

博物館に携わる者は、教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

行動規範 9 発信·連携

博物館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、 他の機関等と対話・連携して、博物館の総合力を 高める。

行動規範 10 自律

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館 関係者の行動規範」に基づき活動する。関連法規 を理解し、遵守するとともに、ICOM(国際博物館会 議)の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規範 を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範 に照らして真摯に検討し関係者とともに解決を図る。

この行動規範をかみくだいていうと、博物館関 係者は,社会のために「尽くし」(貢献),資料を「尊 び」(尊重), それを「守り」(収集・保存), その 価値を「分かち合う」(展示・教育普及)。それを 設置者は「支え」(設置)、ミュージアムは「営み」(経 営),「究め」(調査研究),また市民や地域と手を 「携え」(発信・連携),そのために職員は自らを「高 め」(研鑽)、「律する」(自律)。このことはミュー ジアムの関係者にとって常識的なことだ。とりた てて目新しいことはない。その当たり前のことが 検討を経て,一つの拠りどころとして正式に表明 された。このことに価値がある(佐々木, 2013)。 行動規範は、10項目でシンプルなつくりとなっ ている。ICOM倫理規程が90項目ほどであるこ とに較べると、そのちがいは明らかだ。これは館 種, 設置者, 規模のちがいにかかわらない博物館 に必要なもっとも基礎的な共通の原則を示してい るからである。のちに紹介するが、文化財の修復 保存に携わる人、アーキビストと図書館員の倫理 綱領も同様で、いずれも10項目ほどの原則が掲 げられている。

日本博物館協会は、各博物館はこの行動規範を 手がかりに、関係法規及びICOM 倫理規程や館 種別、職種別に定められた倫理規程、その他の実 無基準を参照することが求められるとしている。 つまり詳細の規範は, 館種や職種ごとに別に定め ることを前提としている。

全国美術館会議「美術館の原則」・「美術館関係者 の行動指針」(2017 年)

「美術館関係者の行動指針」のまえがきで、この指針の位置づけを次のように説明している。美術館の「原則」と「行動指針」は、ICOMの「職業倫理規程」に準拠した日本博物館協会版の「博物館の原則と博物館関係者の行動規範」を参考にし、それらと齟齬、矛盾をきたさないよう留意しつつ、美術館の実情に即したものとなっている。

日本博物館協会版の「博物館の原則と博物館関係者の行動規範」は、日本の博物館の状況に適したものとして作成されたが、あらゆる分野の博物館を対象にしている。博物館の特殊性・専門性による差異はあり、「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」は、国公私立を問わず日本の美術館による日本の美術館のための指針として企図したものである。

美術館の原則

- 1. 美術館は、美術を中心にした文化の価値を継承・発展、さらに創造することに努め、公益性・公共性を重視して人間と社会に貢献する。
- 2. 美術館は、人類共通の財産である美術の作品・ 資料及びそれにかかわる環境の持つ多様な価値を尊 重する。
- 3. 美術館は、設置目的・使命を達成するため、安定した人的、物的、財源的基盤をもとに活動し、美術館にかかわる人々と作品・資料等の安全確保を図る。
- 4. 美術館は、倫理規範と専門的基準とによって自らを律しつつ、人々の表現の自由、知る自由を保障し支えるために、活動の自由を持つ。

- 5. 美術館は、設置目的・使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
- 6. 美術館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で保存して次世代に引き継ぐ。
- 7. 美術館は、調査研究に努め、その成果の公表によって社会から信用を得る。
- 8. 美術館は、展示公開や教育普及などを通じ、広 く人々とともに新たな価値を創造する。
- 9. 美術館は、活動の充実・発展のため、各職務の専門的力量の向上に努める。
- 10. 美術館は、地域や関連機関と協力連携して、総合的な力を高め、社会への還元を図る。
- 11. 美術館は, 関連する法令や規範, 倫理を理解し, 遵守する。

美術館関係者の行動指針

行動指針1:社会への貢献

美術館に携わる者は、美術館の公益性・公共性と 未来への責任を自覚して、文化と芸術の継承発展・ 創造のために活動し、広く社会に貢献する。

行動指針 2: 多様な価値と価値観の尊重

美術館に携わる者は、作品・資料の多面的な価値 を尊重し、敬意を持って扱い、作品・資料に関わる 人々の多様な価値観と権利に配慮する。

行動指針3:設置の責任

設置者は、美術館が使命を達成し公益性・公共性を高めるよう、財源確保と人的措置、施設整備等の活動基盤の確保に努める。また、美術館に関わる人々とコレクションの安全確保を図る。

行動指針 4:自由の尊重と確保

美術館は、日本国憲法に定められた国民の表現の 自由、知る権利を保障し支える。これを実現するために、社会から作品・資料を負託されている美術館は、行動指針と専門的基準とによって自らを律し、活動の自由を保持している。

行動指針 5: 経営の安定

美術館に携わる者は、美術館の設置目的・使命や 方針・目標を理解し、目標達成のために最大限の 努力を払い、評価と改善に参画する。美術館の経 営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、 安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

行動指針6:収集・保存の責務

美術館に携わる者は、作品・資料を過去から現在、 未来へ橋渡しすることを社会から託された責務として 自覚し、収集・保存に取り組む。美術館の定める方 針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的に コレクションを形成する。

行動指針7:調査研究

美術館に携わる者は、館の方針に基づき調査研究を 行い、成果を積極的に公表することに努め、また展 示や教育普及の企画立案に反映させ、さらに学術的 貢献を通して美術館への信頼度を高める。

行動指針 8:展示·教育普及

美術館に携わる者は、美術館が蓄積した作品・資料や情報を社会に共有の財産として、展示や教育普及など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

行動指針 9:研鑚の必要

美術館に携わる者は、自己教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、良質な業務の遂行に最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して美術館活動の質を高める。

行動指針 10:発信と連携

美術館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して美術館の総合力を高める。 行動指針 11: 法令・規範・倫理の遵守

美術館に携わる者は、「美術館の原則」と「美術館 関係者の行動指針」に基づいて活動する。関連法 令を理解し、遵守するとともに、ICOM(国際博物 館会議)の「職業倫理規程」や関連する学術分野 の規範や倫理を尊重する。 日本博物館協会の行動規範と大きく異なるの が、「行動指針4自由の尊重と確保」があることだ。 この指針について、全国美術館会議は次のように 解説している。

美術は、人々の様々な価値観が出会いぶつかり合うなかで、表現活動と鑑賞活動を通じて、不断に新たな価値が生み出されていく分野である。美術館がその活動のもっとも有効な、また社会のなかで必要不可欠な現場であることを、美術館に携わる者は心すべきである。日本国民は、日本国憲法によって、公共の福祉に反しない限りにおいて、また個人の諸権利を侵害しない限りにおいて、表現の自由及び知る権利(見る権利)を与えられている。美術館は、この自由と権利を保障し支援する。

また、美術館はこの行動指針や様々な専門的基準によって自らを律し、その基本理念をつくる自由、それに基づいて活動する自由を保持することができる。この自由を不当に制限しようとする外部からの介入、干渉に対し、美術館はこれに抵抗し、拒否する権利を有する。自由を有するがゆえに、美術館は自らを厳しく律し、自ら定めた専門的基準を遵守しなければならない。

日本動物園水族館協会「日本動物園水族館協会倫理要綱」(1988年)

日本動物園水族館協会は、「倫理要綱遵守に関する決議」として「我々はこの倫理要綱の精神を正しく身に着け、その定めるところを誠意をもって遵守し、絶滅に瀕した野生動物の種の保存と、生命尊重の教育にあらゆる努力を傾注し、二十一世紀にむけて、社会の期待に応え得る、楽しく、かつ意義ある動物園・水族館を築いてゆくことを決意し、これを内外に宣言するものである。」としている。

(目的)

1. この要綱は、動物園および水族館施設(以下施設という)において、動物を収集し、飼育・研究し、展示する場合の基本的な事項を定め、もつて自然保護、動物福祉および適正利用に資することを目的とする。

(青務)

2. 社団法人日本動物園水族館協会(以下協会という)に所属する会員は、本要綱を誠実に履行し、遵守する義務と責任を負う。

(収集)

- 3. 動物の収集にあたっては、次の各号に適合するものでなければならない。
- 3-1. 収集および収集の過程において,国内外の関連法令に抵触,違反しないこと。
- 3-2. 収集する動物は、できるだけ飼育下で繁殖したものとし、それ以外からの入手は適法であることはもちろん、種の保全について充分な配慮のもとで行われること。
- 3-3. 収集する動物は、当該施設における展示計画 および繁殖計画の中で、あらかじめ明らかな役割が 与えられていること。
- 3-4. 性別, 年令, 血縁等が, 収集の目的および条件に合っていること。

(飼育・研究)

- 4. 動物の飼育・研究にあたっては、種の保存、動物福祉に配慮し、次の各号に適合するよう努めるものとする。
- 4-1. 動物の習性, 生理に適合する飼育施設, 設備, 器具等が具備されていること。
- 4-2. 飼育展示及び研究をするために必要な情報を 保有していること。
- 4-3. 飼育管理は、その種について必要な知識、技術を習得したものによって行われること。
- 4-4. 適切な飼育管理、健康管理をするための諸条件を確保すること。

- 4-5. 飼育管理は、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(環境省告示第 33 号)に定める飼育基準に照らして行うこと。
- 4-6. 飼育動物は、交換、分譲、繁殖用貸与等の手段を通じて活用を図り、種の保存にあたること。
- 4-7. 国内, 国際血統登録を積極的に推進し, 遺伝子の多様性確保に寄与すること。

(展示)

- 5. 展示は、教育的な配慮に基づく展示計画によって行い、有効適切な利用に努めるものとする。
- 5-1. 展示は最新のデータに基づき、その種の本来もっている習性や形態が正しく理解できるものであり、かつ、生態系の中で果たす役割が理解されるように配慮されていること。
- 5-2. 展示計画を具体化し、推進するため、教育普及活動を行うこと。
- 5-3. 教育機関, 研究機関との連携を図り, 教育, 研究の発展に寄与するものであること。

(関連法令の遵守等)

- 6. 動物の収集・飼育・研究・展示にあたっては、 国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守につとめること。
- 6-1. 収集にあたっては、特に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(昭和55年8月23日,条約第25号)およびその国内関連法規について、最近の情報を把握し、遵守すること。
- 6-2. 飼育・展示にあたっては、特に「動物の愛護 および管理に関する法律の一部を改正する法律」(平 成17年6月22日,法律第68号)および「展示 動物の飼養及び保管に関する基準」(平成16年4 月30日,告示第33号)を正しく認識し、その遵守 につとめること。
- 6-3. 関連法規以外の国際自然保護団体のアッピール,動物関係団体の動向および指針等の,情報収集につとめること。

(倫理委員会)

7. 本要綱の目的を達成するため、倫理委員会を設置するものとし、その内容については規則をもって別に定める。

文化財保存修復学会「文化財の保存にたずさわる 人のための行動規範」(2008年)

この行動規範の「前文」で、文化財保存修復学会会員は「専門家として責任を果たすとともに、社会の一員として社会の安全と安寧、人類の健康と歴史・文化および自然環境に対する責任を有することを自覚して行動する。また教育や普及などを通じて文化財の保存への理解を広め、この分野の発展につくす」とし、会員が守るべき規範とにするとにずる、としている。

1. 文化財への敬意

文化財保存修復学会会員は,文化財が人類の貴重 な遺産であることを認識し,文化財への敬意を持って 調査・研究,公開,保存・修復処置を行う。

2. 文化財の価値の尊重

文化財保存修復学会会員は,調査・研究,公開,保存・修復処置にあたっては,文化財の芸術的,歴史的または学術的価値を損なわないように,適正な方法や材料を検討して選択する。

3. 安全性の確保

文化財保存修復学会会員は、調査・研究、公開、保存・修復処置において用いる方法と材料などに、 文化財に対して安全であり、かつ人間の健康や環境にも配慮して適正であるものを選択する。

4. 保存環境の重視

文化財保存修復学会会員は、文化財の長期的保存 には保存環境の整備がもつとも重要であることを認識 し、文化財にとってより良い保存環境の実現に努める。

5. 自己の研鑽

文化財保存修復学会会員は、学会活動や教育・研修などの機会を通じて自らの専門的知識、能力、技術の維持向上に努めるとともに、その遂行において最善をつくす。

6. 専門家との協力

文化財保存修復学会会員は,文化財の保存が芸術・歴史・文化・自然科学など多くの分野にかかわることを自覚し,調査・研究,公開,保存・修復処置において,積極的に他の専門家の協力を求める。

7. 他者との関係

文化財保存修復学会会員は、他の専門家に対して 誠実さと敬意を持って接し、他者の成果を適切に批 判すると同時に、他者からの批判には謙虚に耳を傾 け、この分野の発展に努める。

8. 記録の作成・保存・公表

文化財保存修復学会会員は、調査・研究、保存・ 修復処置にあたっては、信頼性を確保しつつ適正な 記録や報告書を作成し、適切に保存・管理するとと もに、公表に努める。

9. 法令の遵守

文化財保存修復学会会員は、調査・研究、公開、 保存・修復処置にあたっては、関係する法令や関係 規則を遵守する。また他者の知的成果、知的財産 権を尊重し、これを侵害しない。

10. 行動規範の遵守

文化財保存修復学会会員は、この行動規範を遵守し、他の会員にもそれをうながす。

海外の規程

国際博物館会議(ICOM)「ICOM 職業倫理規程」 (2004 年)

博物館の倫理規程で世界的な標準となるのは国際博物館会議(International Council of Museums。以下「ICOM」とする)が制定したものである。1970年に「資料取得の倫理」を出し、「倫理規程」

の完全版を1986年に発行している。その後改訂 作業を行い、2004年10月に承認されたものが最 新版となる。この倫理規程は、国際的な博物館界 で一般に受け入れられる基本理念を反映したもの である。博物館の最低基準を提示したもので、望 ましい職業的実践のガイドラインとして裏付けら れた基本理念とされている。

全体に貫かれているのは、社会、地域、人びとへの奉仕及び博物館活動の実践者としての専門意識である。8つのセクションで構成されている。8つのセクションごとそれぞれに「基本原則」が掲げられ、具体的な規定がセクションごとに2から26定めら、計90項目ほどになる。ここでは各セクションの基本原則と項目名のみ紹介する。

1. 博物館は人類の自然・文化遺産のさまざまな側面を保存し、解釈し、促進する

基本原則:博物館は有形,無形の自然および文化 遺産に対する責任がある。管理機関および博物館の 戦略的な指示と監督に係る者はこの遺産を保護し, 助長する主たる責務を負う。それと同時に,人的, 物的,金銭的資源を活用できるようにする責務を負う。 ・施設の地位,物的資源,財源,人員

- 2. コレクションを負託を受けて有する博物館は、社会の利益と発展のためにそれらを保管するものである。基本原則:博物館は、自然、文化、学術遺産の保護への貢献として、その収蔵品の収集、保存、向上をおこなう義務がある。彼らの収蔵品は有意義な公的遺産であり、法において特別な地位を占め、国際的な規約によって保護されている。この公的負託には、正当な所有権、永続性、文書化、アクセシビリティーおよび信頼できる処分を含む管理の観念が内包されている。
- ・収蔵品の取得,収蔵品の除去,収蔵品の管理 3. 博物館は知識を確立し深めるための主要な証拠を持つ 基本原則:博物館は,収集し所蔵している主要な証

拠の保管,利用可能性,解釈に関して,すべての 人に対して特別な責任がある。

- ・主要な証拠、博物館の収集と研究
- 4. 博物館は自然および文化遺産を鑑賞し、理解し、 それを促進する機会を提供する。

基本原則:博物館には、その教育的役割を開発し、 博物館が対象とする地域社会、地方もしくは団体から 幅広い来館者をひきつけるという重要な義務がある。

- ・陳列と展覧会,他の資源
- 5. 博物館の資源は、他の公的サービスや利益のための機会を提供する。

基本原則:博物館は、博物館内よりはるかに広い場での適用力を持つ多様な専門性、技能および物質的資源を使用する。このことは、博物館活動の延長として、共有される資源もしくはサービスの供給につながりうる。それらは、博物館の明確な使命を損なうことのない方法で計画されるべきである。

- ・鑑定サービス
- 6. 所蔵品が由来する,もしくは博物館が奉仕する地域社会との密接な協力のもとに行う博物館の業務基本原則:博物館の収蔵品は,それらが由来する地域社会の文化的および自然の遺産を反映する。そういうものであるから,それらは、国の,地域の,地方の,民族的,宗教的もしくは政治的独自性との強い類縁性を含みうる,通常の属性を超えた性格を有する。したがつて,博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。
- ・収蔵品の起源,奉仕される地域社会への敬意
- 7. 博物館は法律に従って事業を行う

基本原則:博物館は、国際的、地域的、国の、も しくは地方の法律と条約の義務に完全にしたがうべき である。さらに、管理機関は、博物館のあらゆる側面、 その収蔵品および事業に関連する法的な拘束力のあ る負託や条件をみたすべきである。

- ・法的枠組み
- 8. 博物館は専門的に事業を行う

基本原則:博物館の専門職員は、受け入れられた 基準と法を守り、彼らの職業の尊厳と名誉を維持す るべきである。彼らは違法もしくは反倫理的な専門的 行為から公衆を守るべきである。博物館の社会への 貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業 の目標、目的および抱負について、公衆に知らせ、 教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。

· 専門職的行動, 利害の衝突

イギリス博物館協会「博物館の倫理規程」(2015年)

イギリスは、ミュージアムの倫理について最も 積極的に取組んでいる国である。イギリス博物 館協会(Museum Association 以下「MA」とする) は倫理規程を1977年に制定した。それ以来、一 定の期間を経て何度か内容を更新し、時代に即し た規程としている。2015年にミュージアム倫理 規程を全面的に改正している。新しい倫理規定の 全文を博物館倫理研究会が翻訳し、併せて改題を 付している。筆者は翻訳・解題執筆に関わった。 以下は解題の内容の一部を修正し再掲するものだ (博物館倫理研究会 2018.5)。

MA は倫理規定の全面改正に併せて「追加指針」を作成している。その他にも事項別に詳しいガイドラインを発表している。「資料の処分」(1996年)、「商取引及び営利活動」(1997年)、「アクセス」(1999年)、「市場における購入」(2000年)、「資料の取得第2版」(2004年)、「借用に関する簡単な施策」(2007年)、「給与に関する指針」(2009年)、「処分に関するツールキット博物館の指針」(2014年)である。

こうした積極的で先進的な取組みをしていることから、2015年版のイギリスの倫理規程は、ICOMが今後、倫理規程を改定する際に何らかの影響を与えると思われる。ICOMの2004年版の倫理規程を作成する際に、MAの倫理規程は実際に参照されている。MAの倫理規程は2002年に

改定されており、その当時は最新のものであった。 2004年版のICOM倫理規程にはMAの2002年版の倫理規程と類似する点が見られる。

例えば、ミュージアムの基本認識についてである。コレクションはミュージアムが社会から付託されており、社会の利益と発展のために保管し、活用する。この社会とミュージアムとの関係における基本的な捉え方を MA の 2002 年版、ICOMの 2004 年版で明確に打ち出している。

また倫理規程の記述のスタイルにも影響が見られる。倫理的な原則を MA では 10, ICOM では 8 つ掲げ, そのもとで個別の規定を示している。 8 なり, 10 なりに集約された倫理的原則を見れば,ミュージアムが守るべきことは何か端的に理解できる,そのようなつくりになっている。

2015 年版の倫理規程は、これまでの規程とどのように異なるのか。これ以前に MA の倫理規程が全面的に改定されたのは 2002 年である。その規程で明示された倫理原則は次のとおりだ。

ミュージアムが社会に期待することは,

- 1. 社会に代わって託された収蔵品を保管すること
- 2. 公共の奉仕に専念すること
- 3. 人々が知的な刺激と学習,楽しみを目的に,収蔵品を探求することをうながすこと
- 4. 地域社会や利用者,支援者の意見を求めるとともに,ミュージアムの活動に参加させること
- 5. 誠実かつ責任をもって資料を収集すること
- 6. 収蔵品の長期にわたる公益を守ること
- 7. 収蔵品を製作, 使用, 所有, 収集, 寄贈した人々 の利益を認識すること
- 8. 自然環境および人間環境の保護を支援すること
- 9. 多様な見解を反映して資料に関する研究を行い、 情報を共有し、解釈を行うこと
- 10. ミュージアムの革新と改善のために、成果の見直しを行うこと

これら 10 の原則のもとに、個別の規定が位置付けられている。2008 年に部分的な改正がなされ、原則 6 の収蔵品に関する個別の規定がより詳細に定められた。

2015 年版は全面改定である。もっとも大きい変化は10の原則を3つの柱「1. 社会への関与と公益」「2. コレクションの管理」「3. 個々人と機関の誠実性」に集約したことだ。このことで規程が端的に示され、使いやすくなることを意図している。

1. 社会への関与と公益

ミュージアムと職員および関係者は以下のようにすべきである。

- ・今いる来館者と積極的に関わり、協力して活動し、 新規の利用者や多様な利用者に手を差し伸べる。
- ・誠実に敬意を持ってすべての人を同等に遇する。
- ・社会に向けて, また社会とともに正確な情報を提供, 発信する。
- ・発言や討論の自由を支持する。
- ・学びや触発,楽しみといった公益のためにコレクションを活用する。

2. コレクションの管理

ミュージアムと職員および関係者は以下のようにすべきである。

- ・現在そして未来の世代のために、コレクションを維持し、発展させる。
- ・知識を生み出し、社会とコレクションを繋ぐために、透明性と適格性をもって、コレクションの取得、管理、展示、貸し借りを行う。
- ・ミュージアムのコレクションは金融資産としてではな く、文化的、科学的、または歴史的な財産として扱う。
- 3. 個々人と機関の誠実性

ミュージアムと職員および関係者は以下のようにすべきである。

・業務の領域すべてにおいて社会的利益に沿って行

動する。

- ・機関としての誠実性および個々人の振る舞いは、いかなる時も最高の水準を維持する。
- ・連携組織,設置者,職員,ボランティアが互いに 敬意をもって透明性のある関係を築き、ミュージアム の活動に対する社会的信頼を確実なものとする。

国際博物館会議倫理規定ワーキンググループ,自然史系博物館及びコレクションに関する国際委員会 (ICOM NATHIST)「自然史系博物館のためのICOM 博物館倫理規定」(2013年)

この規定は、ICOM 倫理規定に対し、追補的な または相補的な関係にあり、生物科学及び地球科 学に関連する特有の問題についての見解を示すた めに策定された。以下の日本語訳は大阪市立自然 史博物館の学芸課長佐久間大輔氏による仮訳であ る。

自然史資料コレクション

博物館が収蔵する自然史資料コレクションは自然界の三次元的なアーカイブであり、社会が周囲の環境とどのように関連しているかを示すものでもある。しばしば、もう現存しない世界についての記録でもある。このため、自然史資料コレクションはこれほどに貴重な資源に対してふさわしい、配慮と注意を持って扱われるべきである。

第 1 章 遺骸 [Human Remains]

ICOM 博物館倫理規定には遺骸の保全や展示について既に取り扱っている(ICOM 規定 2.5;3.7;4.3)が、自然史系機関はしばしば遺骸や配慮を要する人類学的資料をコレクションとして持つことから、複雑な難題に直面する可能性がある。そういうわけでICOM規定より、さらに深くこの倫理的な問題を探求する機会を持たなければならない。

第2章 無脊椎動物や植物を含む、その他の現生または近過去の生物の標本

あらゆる生物の遺体を収集し、展示し、保存しようとする機関は、その保存と付随するデータ確保とを確実にするために、可能な限り最高の基準をもって展示や保存に努力しなければならない。採集された場所の詳細や採集日などの付随データは、どんな資料についてもその価値をかなりの程度高める情報であることをよく認識しなければならない。

第3章岩石,鉱物と化石

化石資料は植物や動物、その他の生物の痕跡や遺体が堆積した環境の特質によって、地学的な時間スケールの間保存されたものである。こうした点に鑑み、化石資料には適切な法規制と収集の基準が設けられる必要がある。

岩石や鉱物、化石を収集し、展示し、保管する機関は、常にそれらの保全を保証する広く合意可能な基準のもとに保管し、展示する努力をすべきである。

第4章収集と返還

多くの国々や自治組織には個々に研究目的の収集に対する規制がある。規制制度は脆弱な種や地層, 生息地や群集を保全するために必要なものであり, 通常は科学的な見解に基づいて行われるものだ。し かしいくつかの事例ではこうした規制法制が環境保全 のために必要とする正当な科学的努力を制限してし まうほどにまでになっている。いうまでもなく, 科学的 に正当な研究であろうともそれに関わりなく, 最もよく 実行可能な研究を現行の法制度内で行う他はない。

第5章人と収蔵品の両者に配慮する義務

ICOM NATHIST は規模や地域を問わず各機関が職員の労働上の健康管理や安全のための基準、そして収蔵品の保護のための国際的に認証された基礎基準を方針として定め、守るための支援を行う。

第6章公表 [Publication]

A. データをとったものの科学的文献として公表されるに至らなかった事例は少なくない。研究者は研究を発表・出版することが強く求められる。それができない場合には、他の研究者がそれらの発見から利益を

享受できるよう、それらの記録をほかの情報源から利用可能にすることが求められる。

B. データの公表は科学者コミュニティからの利用が容易な査読制度をもつ論文誌 [peer-reviewed journals] にするべきである。

付属書 剥製作成の技術とその文化伝承の重要性: 剥製の管理に最善策を求める規定(本文省略)

諸外国の倫理規程

ICOM 倫理規程は国際的な機関による世界標準である。イギリスの例を紹介したが、各国にも倫理規程あるいはそれに類する規程がある。ここでは日本博物館協会による倫理規程に関する調査研究報告書から各国倫理規程の共通点と相違点を取り上げてみたい(日本博物館協会、2010)。

対象としているのは、ICOMの他にイギリス、アメリカ、カナダ、フランスの倫理規程である。

①共通する価値観

国が異なっても資料を収集・保管し、展示公開 する博物館の基本的な役割は変わらない。また参 照した倫理規程は、相互に影響を与えながら確立 されてきた。倫理規程を貫く価値観や内容に共通 する部分がある。

- ○設置者(管理機関)の責任
- ・設置した博物館に対する人的・物的・経済的な 支援の保証
- ・法規・国際的な協定・倫理の遵守
- ○学芸員・職員
- ・専門的・職業的な基準による実践
- ・社会貢献の自覚
- ・法規・国際的な協定・倫理の遵守
- ○収蔵品
- ・人類の共有財産・公的資産としての収蔵品
- ・誠実で正当な手続きによる収集,保管,処分の実施
- ・長期的な観点からの収蔵品の保護

- ・収蔵品と関連情報へのアクセスの保証 ○調査研究
- ・収蔵品に関する調査研究
- ・学術的な水準を満たした調査研究に基づく情報 の提示
- ・館の使命・方針と合致した調査研究
- ○展示・教育普及活動
- ・自然及び文化的な共有財産の理解促進による社会貢献
- ・正確な情報、調査研究に裏付けられた展示
- ・人々の多様な価値観やニーズに配慮した展示

②相違点

○制定主体

倫理規程の内容には共通する点が多いが、規程 の枠組みや形式には相違点がある。まず誰が倫理 規程を制定したかという点であるが、二つに大別 される。一つは政府(国)である。フランスと韓 国が該当する。

フランスは所管する大臣からの通達として、公務員である学芸員及び国内博物館の学術責任者に対する憲章という形で示されている。韓国の場合、博物館・美術館振興法で規定された学芸士に対し、「ICOM 倫理規程を遵守する」ことを規定している。いずれも法律で定められた博物館専門職に対して求められる職業倫理であるので、国が制定主体となるのは当然といえる。

もう一つは博物館協会という職能団体が制定する場合である。アメリカ、イギリス、カナダが該当する。これらの国では、職能集団がアソシエーションとして社会のなか公共性の一部を担っている。その一端として協会が社会に対して博物館の公共性を維持増進するための意思を表明している。法律で定められた事項を超えた幅広い領域の行動規範と位置づけられ、職能集団が、自ら公共性を担保する自己統制の手段となっている。

○対象

制定主体とも関係するが、倫理規程の対象も二つに分かれる。一つは学芸員を始めとする博物館専門職を対象とする規定である。フランスと韓国が該当する。先に紹介したように法で規定された専門職に対して、国が求めるものとなっている。

もう一つは、博物館専門職に留まらず、博物館 関係者を広く対象とする規程である。ICOM をは じめ、アメリカ、カナダ、イギリスが該当する。 対象は、専門職はもとより設置者の構成員やボラ ンティアを含んでいる。

○ ICOM 倫理規程との関係

アメリカ、イギリス、カナダ、フランスでは、その国独自の倫理規程を定めているが、「ICOM 倫理規程の基本原則に基づく」あるいは「同一の趣旨である」ことが明らかにされている。

類縁機関の規程

図書館と文書館は文化資源を保管・公開しており、博物館の類縁機関とされる。2000年代後半から博物館・図書館・文書館の連携が注目されるようになった。Museum, Library, Archiveの頭文字をとってMLA連携といわれる。

文書館(アーカイブ)は、古文書や公文書などの記録史料を収集・保管・公開する施設だ。日本では国公立の文書館は140ほどで、博物館(約5600)・図書館(約3300)とくらべると施設数が少ない。古文書などの歴史資料に関して日本でアーカイブの役割をはたしてきたのが、図書館の郷土資料室であり、郷土資料館や歴史民俗資料館などの歴史系博物館だ。博物館の側からみれば、文書館(アーカイブ)は、記録史料に特化した専門博物館と位置づけられる。

図書館法で定められた資料の範囲は広い。第3条の図書館奉仕で資料を定義し,「郷土資料,地 方行政資料、美術品、レコード、フイルムの収集 にも十分留意して」収集することとしている。資料の貸出やレファレンスだけが事業ではない。第3条では図書館でおこなう事業を「読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること」としている。図書館でも博物館・美術館あるいは文書館の機能を担うことができる。

さらに言えば、近年、博物館と図書館・文書館等の機能を備えた複合施設が増えてきている。単館・単機能では施設を維持できない、一つの建物に、図書館、ホール、公民館、などの機能が入る複合施設は一定数ある。平成30年度社会教育調査よると、図書館の65%、公民館・類似施設の30%弱が複合施設だ。社会教育施設全体で、25%ほどとなる。

博物館と図書館・文書館の垣根は高くないこと、 複合施設が一定数あり、今後増える傾向にあること、 この2点から、類縁機関としての図書館・文書館の 行動規範を参照する意義は認められるだろう。

日本図書館協会「図書館員の倫理綱領」(1980年)

日本図書館協会では、この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である、としている。

そして倫理綱領という形でまとめた理由を「今や個人の献身や一館の努力だけでは図書館本来の役割を果たすことができず、図書館員という職業集団の総合的な努力が必要となり、かつ図書館員のあるべき姿を、図書館員と利用者と、図書館を設置する機関または団体との三者が、共に考えるべき段階に立ち至ったからである」としている。

(図書館員の基本的態度)

第1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する。

(利用者に対する責任)

第2 図書館員は利用者を差別しない。

第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

(資料に関する責任)

第 4 図書館員は図書館の自由を守り,資料の収集, 保存および提供につとめる。

第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

(研修につとめる責任)

第 6 図書館員は個人的,集団的に,不断の研修につとめる。

(組織体の一員として)

第7 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の 策定に積極的に参画する。

第8図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。

第9 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働 条件の確保につとめる。

(図書館間の協力)

第10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。 (文化の創造への寄与)

第 11 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。

第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化 の発展に寄与するようつとめる。

国立公文書館「アーキビストの職務基準書」(2018年)及び国際文書館評議会「アーキビストの倫理 綱領」(1996年)

①「アーキビストの職務基準書」

国立公文書館は、「アーキビストの職務基準書」を作成した。公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び一連の法制度の整備、さらに同法施行5年後見直しへの対応が進められる中で、アーキビストの専門性を明確化し、人材育成の基礎資料とするためである。

この職務基準書のなかで、アーキビストの使命

とアーキビストの倫理と基本姿勢をつぎのように 示している。

1アーキビストの使命

アーキビストは、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職であり、組織活動の質及び効率性向上と現在及び将来の国民への説明責任が全うされるよう支援するとともに、個人や組織、社会の記録を保存し、提供することを通して、広く国民及び社会に寄与することを使命とする。

2 アーキビストの倫理と基本姿勢

アーキビストは、その使命を果たすにあたって、「アーキビストの倫理綱領」(Code of Ethics, International Council on Archives, 1996年9月6日第13回国際文書館評議会(ICA)北京大会総会採択)を踏まえて職務を遂行する必要がある。また、アーキビストは、常に公平・中立を守り、証拠を操作して事実を隠蔽・わい曲するような圧力に屈せず、その使命を真摯に追求するとともに、自らの職務に対する高い倫理観と誇りを持ち、継続して研鑚する姿勢を堅持する。

②国際文書館評議会「アーキビストの倫理綱領」 (1996 年)

この倫理綱領は、「はじめに」によると「文書館学専門領域の行動に質の高い基準を設けようとするもの」であり、「新たにこの領域のメンバーとなる人には基準を教示し、また経験を積んだアーキビストにはその専門領域の責任について注意を喚起し、一般人に対してはその領域への信頼を浸透させようとするものである」としている。倫理綱領は10の主文とその解説で構成されている。ここでは主文のみ紹介する。

1. アーキビストは、文書館資料の完全性を保護し、

それにより資料が過去の証明として信頼できるもので あり続けることを保障しなければならない。

- 2. アーキビストは文書館資料を歴史的,法的,管理運営的な観点からみて評価,選別,維持管理を行い,それにより出所の原則,資料の原秩序の保存と証明を残さねばならない。
- 3. アーキビストは、資料が文書館で処理、保存及 び利用に付される間、損なわれることがないよう保護 しなければならない。
- 4. アーキビストは文書館資料が継続的に利用され、 理解されるように努めねばならない。
- 5. アーキビストは、自らが文書館資料に対して施した行動を記録し、それが正当であることを証明しなければならない。
- 6. アーキビストは文書館資料に対する最大限の利用 可能性を促進し、すべての利用者に対して公平な業 務を行わなければならない。
- 7. アーキビストは、公開とプライバシーの両方を尊重し、関連法令の範囲内で行動しなければならない。 8. アーキビストは、一般的な利益において与えられた特別な信頼を用い、自らに与えられた地位を利用して、不公正に自らあるいは他者に利益をもたらすことを避けなければならない。
- 9. アーキビストは、文書館学に関する知識を体系的・ 継続的に更新することにより専門領域についての熟練 を追求し、その研究と経験の結果を実際に還元する よう努めなければならない。
- 10. アーキビストは、同一あるいはその他の専門領域の構成員と協力して、世界の記録遺産の保存と利用を促進しなければならない。

今後の課題

法規・資格と倫理規程との関係

現状では法規と倫理規程は直接の関連性がない。倫理規程は博物館の業界団体の自主的な規範

となっている。専門団体による自主ルールとするのは、社会的共通資本の概念からも望ましい。たが、この自主ルールは博物館の現場で知られていない。ICOM 倫理規程、日博協の博物館の原則・博物館関係者の行動規範しかりだ。

博物館現場に行動規範を普及させ、かつ設置者の理解を高める必要がある。そのために、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」を改定し、博物館に関連する法規・条約はもとより、国内外の団体による行動規範を把握し、その内容を職員・関係者が理解するよう努めること、といった項目を新たに設定してはどうだろう。

基準にあれば、ICOM 日本委員会や日本博物館協会、館種別の団体に加盟していない施設に対して、理解と順守を呼びかける根拠となる。

倫理を扱う常置機関の設置

ICOM はもとより各国の博物館協会は倫理委員会を設置している。例えばイギリスの博物館協会の倫理委員会は、規程の改定はもとより、倫理的な問題への指導、助言、倫理違反に関する調査・報告をする役割を果たしている。ウェブサイトでは各ミュージアムから寄せられた倫理的な悩みや疑問についてQ&A形式で見解を述べており、つねにイギリス・ミュージアム界の倫理的な課題に目を配っている。また、日本図書館協会は「図書館の自由委員会」を設置し、折に触れ、声明・見解等を発表し、図書館の自由を守る取り組みを行っている。

こうして現場の取り組みを一つ一つ蓄積,共有し,社会にアピールすることで博物館の倫理的な価値を維持増進することができる。そのためは現場をバックアップするために第三者機関が必要だ。日本博物館協会をはじめ,美術や歴史,科学などの館種別の団体や関連学会等が連携し,例えば「ミュージアム共同倫理委員会」といった共同

機関を設置し、専門的な第三者の立場で勧告・助 言するということも必要ではないだろうか。

「博物館関係者の行動規範」の改定

日本博物館協会「博物館の原則」・「博物館関係者の行動規範」が制定されて8年になる。この間に、以下に挙げるような国際的な環境の変化があり、また国内外で博物館の新たな定義や役割などが議論されてきた。2022年は原則と行動規範を制定して10年目となる。これを目標に改定するとしたら、いまから取りかかっても遅くはない。

①国際的な動向

○ with コロナ, post コロナ

2020年の新型コロナウィルスによる感染症の世界的な流行により、博物館は休館を余儀なくされるなど、かつてない規模で大きな影響を与えた。コロナ禍が収まる見通しが立たない中、「新しい日常」(ニューノーマル)での博物館のあり方が模索されている。来館が制約される中での運営、来館できない人に博物館のサービスを届ける工夫など、これまでとは異なる取組みが求められる。

○持続可能な開発目標 (SDGs)

ICOM は、2019 年 9 月に京都でおこなわれた ICOM 大会の決議の筆頭に、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実行をあげた。国連がかかげる「持続可能な開発目標」(SDGs) は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された Sustainable Development Goals の略称である。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のもとに169のターゲット、232の指標からなる。博物館関係者はどう行動するべきか、地球的な視野のもとで、検討する必要がある。

○ユネスコ「ミュージアムとコレクションの保存 活用,その多様性と社会における役割に関する勧 告」(2015 年)

ユネスコの第 38 回総会において、博物館に関する新しい勧告 "Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society" が採択された。加盟国の政策立案担当者に向けたもので、現代における博物館の社会的役割等を示した国際的なスタンダードである。

○ ICOM による博物館の定義見直し

2019 年の ICOM 京都大会で新たな定義の案が 提案され、議論された。提案された定義案はつぎ のとおりだ(日本語訳は東京都美術館アート・コ ミュニケーション係長稲庭彩和子によるもの)。

ミュージアムは、多様な人々を迎え入れ、さまざまな 声に耳を傾ける、民主的な空間である。私たちの過 去や未来について、物事の前提や判断が本当に正 しいか、なぜそうなのかを多角的に検討し思考する、 対話のための場所である。現在の利害の対立や課題 を認識して取り組みつつ、社会から託された美術品・ 歴史資料・標本などを保存し、未来の世代のために 多様な記憶を守る。また、そうした受け継がれてきた ものへの平等な権利とアクセスをすべての人々に保証 する。

ミュージアムは営利を目的としない。参加性・透明性を重視し、多様なコミュニティと積極的に協働し、収集・保管・研究・解説・展示をし、世界についての理解を深める。それらの活動は、人間の尊厳や社会の公正さ、そして全世界の平等と、地球全体のウェルビーイング(良い状態)に貢献することを目指している。

この新たな定義は、もう少し時間をかけて再検 討すべきとの意見が多数を占め、京都大会では採 択されなかった。2020年に開催された年次総会では、合意形成がこれまで十分ではなかったとして体制を改めて、継続して検討することになった。

②国内の動向

○障害者差別解消法(2013年制定・2016年施行) 障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有 無によって分け隔てられることなく、相互に人格 と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に 向け、障害を理由とする差別の解消を推進するこ とを目的として制定された。

行政機関と事業者は、障害を理由として不当な 差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利 益を侵害してはならない、とされた。また、社会 的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をす ることが求められるようになった。博物館は、誰 にでも開かれた公共機関である。この法律の趣旨 を理解した行動が関係者にもとめられる。

○文化芸術基本法(2017年)·文化芸術推進基本 計画(2018年)

2017年に文化芸術振興基本法が文化芸術基本 法に改正された。この改正で強調されたのが文化 の手段的価値だ。文化政策の拡張といってよいだ ろう。文化芸術基本法の法律の第2条基本理念 の10はこう定めている。

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」(傍線引用者)

2018 年に文部科学省設置法の一部を改正する 法律案が可決され、文化の振興に加え、文化に関 する施策の総合的な推進を位置付け、文化庁が中 核になって文化行政を総合的に推進していく体制 を整備することとなった。これに伴い、これまで 一部を文部科学省本省が所管していた博物館に関 する事務を、文化庁が一括して所管するよう変更 された。この所管の変更により、博物館行政は、 文化芸術基本法にもとづく施策との連動が強化さ れると考えられる。

○文化財保護法の改定(2018年)

主な改正の内容は,

- ①地域における文化財の総合的な保存と活用を図るため、都道府県は総合的な施策の大綱を、市町村は地域計画を作成できることとすること
- ②個々の文化財の確実な継承のため、文化財の所 有者等が保存活用のための計画を作成することが できることとすること
- ③地方の文化財保護行政において、景観・まちづくりや観光等の他の行政分野と連携した総合的・一体的な取組を可能とするため、所管を教育委員会から地方公共団体の長へ移管することができることとすることなどである。

保存をしつつ活用すること。保存と活用の両立が問われる。これを実現する倫理的な葛藤をもたらすことである。両立するにはどのような姿勢であるべきか、倫理的な指針が問われる。

○文化観光推進法の制定(2020年)

文化観光を推進する政府の方針のもとに、新たに法律が制定された。正式な名称は「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」である。文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出すること

を目的としている。

文化庁の見解はこうだ。文化施設が、これまで 連携が進んでこなかった地域の観光関係事業者等 と連携することによって、来訪者が学びを深めら れるよう、歴史的・文化的背景やストーリー性を 考慮した文化資源の魅力の解説・紹介を行うとと もに、来訪者を惹きつけるよう、積極的な情報発 信や、交通アクセスの向上、多言語・Wi-Fi・キャッ シュレスの整備を行うなど、文化施設そのものの 機能強化や、さらに地域一体となった取組を進め ていくことが必要となる。

このような観点から、文化観光推進法では、文 化観光拠点施設を中核とした地域における文化観 光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に 基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定 を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等 について定めている。こうした取組みを博物館の 現場として、どう受け止めていくか、検討する必 要がある。

ここにあげたような国内外の変化,新たな動向に対応して,行動規範にどんな視点を取り入れ, どのように修正していくのか。具体の検討は次の 課題としたい。

各種規程

規程の全文や解説は規程を制定した団体等のウェブサイトに掲載されている。それ以外に書籍や定期刊行物で紹介されているものの書誌データを挙げる。

- ・日本博物館協会「博物館の原則」・「博物館関係 者の行動規範」
- ・全国美術館会議「美術館の原則」・「美術館関係 者の行動指針」
- 日本動物園水族館協会「日本動物園水族館協会

倫理要綱」

- ・文化財保存修復学会「文化財の保存にたずさわる人のための行動規範」
- ・国際博物館会議(ICOM)「ICOM 職業倫理規程」
- ・イギリス博物館協会「博物館の倫理規程」 博物館倫理研究会 (2018.5)「イギリス・ミュー ジアム協会 ミュージアムの倫理規程 (2015 年) の翻訳」『博物館研究』599, 日本博物館協会
- ・国際博物館会議倫理規定ワーキンググループ, 自然史系博物館及びコレクションに関する国際 委員会 (ICOM NATHIST)「自然史系博物館の ための ICOM 博物館倫理規定」 大阪市立自然史博物館の学芸課長佐久間大輔の 公式ページに仮訳と解説が掲載
- ・日本図書館協会「図書館員の倫理綱領」 日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会 編(2002)『「図書館員の倫理綱領」解説 増補版』 (日本図書館協会) も参照のこと
- ・国立公文書館「アーキビストの職務基準書」
- ・国際文書館評議会「アーキビストの倫理綱領」 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修 (1997)『文書館用語集』大阪大学出版会に所収

引用・参考文献

宇沢弘文. 2000. 社会的共通資本 (岩波新書). 239pp. 岩波書店, 東京.

佐々木秀彦. 2013. コミュニティ・ミュージアム へ. 248pp. 岩波書店, 東京.

日本博物館協会. 2010. 博物館倫理規程に関する 調査研究報告書. 115pp. 日本博物館協会, 東京.

---. 2011. 博物館倫理規程に関する調査研究報告書. 51pp. 日本博物館協会, 東京.

樋口範雄. 1999. フィデュシャリー「信認」の時代. 261pp. 有斐閣, 東京.

注釈

注1 「規程」と「規定」の用語の使いわけであるが、複数の辞書によると、「規程」は条項の総称を指すときに用い、「規定」は個別条項を指すときに用いるとしている。本稿ではこれに従って記述する。

第二部 行動規範・倫理と評価

博物館評価の現状と今後 一新たな制度の構築に向けて一

大阪市博物館機構 高井健司

1. 使命の作成や評価の現状

過去の状況

博物館の評価をめぐっては、行政における事務 事業評価が盛んになり、その波が博物館界にも押 し寄せた頃、『博物館研究』で特集「博物館の評 価」(日本博物館協会、2003)が刊行され、当時 の状況が紹介された。その後、再び、同誌で特集 「博物館における点検・評価とその実践」(日本博 物館協会、2012)が組まれ、筆者は「評価をめぐ る取組みの経過と現状の課題」(高井、2012)と 題して、前回の特集以降の国や日本博物館協会の 取組みと、評価の現状について概括した。改めて その主な内容を振り返ると、次のとおりである。

①『公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準』の公表(2003年6月)と『使命·計画作成の手引』(日本博物館協会,2004)の刊行が、使命の策定率が73.3%(2004年時点)という新たな動きを生んだ。

②博物館法の改正(2008年6月)に、評価の実施と改善、運営状況の公開が盛り込まれた。また、これを受けた『博物館の設置及び運営上の望ましい基準』(2011年12月,以下「望ましい基準」という)では、基本的運営方針の策定と公表、年度ごとの事業計画の策定と公表、事業計画や運営状況についての自己及び関係者による点検・評価の実施、点検・評価に基づく改善と結果の公表が求められた。

これによって、方針・計画→(実施)→点検・評価→改善という PDCA サイクルが完成した。

③当時の使命策定や評価実施の状況については、 使命策定が77.6%と高いことに比べ、評価について は自己が25.1%、外部が15.2%、第三者に至って は5.6%といずれも低い。また、評価結果の公表は、 自己が32.8%、外部が35.7%、第三者は67.2%で、 必ずしも十分とは言えない状況であった(日本博物 館協会、2009)。

④使命の策定状況に比べて評価の実施状況が芳しくないことから、PDCAの「循環」に課題が見えた。 法や望ましい基準に、運営方針(使命)と年度計画の間に位置づけるべき中期計画や、運営状況を判断するための点検・評価の「指標」への言及がなかったことから、現場における中期計画の欠如や、評価指標や具体的な目標値の設定に苦労している状況が何えた。

最近の動向

本稿でもまず, 平成 25 (2013) 年度の博物館 総合調査(杉長, 2015) に基づき以下, 現状を確 認した。あわせて, 主要項目について表 1 に平成 20 (2008) 年度との比較を示した。

使命については、わかりやすく表示している 割合が、2004年調査時の73.3%から2008年の77.6%を経て、2013年には80.2%に達した。館種 別の動向を見れば、美術系(86.0%)や、母数は 少ないが植物園 (92.5%) の割合が高いのに比べ, 郷土系 (70.9%) や動物園 (67.4%), 水族館 (64.2%) は低調である。

評価については、自己評価でみれば、「定期」が 2008 年の 16.5%から 2013 年は 30.0%に、「不定期」と合わせた何らかの形で「実施」する割合が 25.1%から 44.3%に増加するが、未実施の割合が 50.6%を占める。外部評価についても、「定期」が 10.5%から 20.8%と倍増し、「不定期」と合わせた何らかの形で「実施」する割合が 15.2%から 28.4%に増加するが、未実施は 64.6%と多くを占める。さらに、第三者評価では、「定期」が 4.1%から 9.3%と倍増し、「不定期」と合わせた何らかの形で「実施」する割合が 5.6%から 13.5%に増加するが、未実施は 78.7%と圧倒的多くを占める。

設置者別では、国の施設が自己評価 (59.6%)、外部評価 (42.1%),第三者評価 (21.1%)のいずれにおいても優勢で、国公立を除く私立等の館がいずれも平均を下回り(自己:38.3%、外部:14.6%、第三者:8.4%)低調である。館種別では、自己評価の「定期」・「不定期」を合わせた全館平均の44.3%に対して、総合系(50.5%)、自然史系(55.4%)、理工系(52.4%)、母数は少ないが動物園(51.2%)、植物園(67.5%)が優勢である反面、母数が大きい歴史系は、41.5%と低調である

館の設置者による評価の実施状況をみれば、「定期」あるいは「不定期」が2008年の41.4%から2013年は47.5%と少し増加した。また公立館では、直営館(36.6%)と比べて指定管理者制度導入館(57.9%)の割合が高く、同制度の「報告」(モニ

タリング)として実施されたと推測される。

公表については、2008年の自己評価(32.8%)、外部評価(35.7%)、第三者評価(67.2%)と比べ、2013年は自己評価(35.4%)、外部評価(49.6%)、第三者評価(57.2%)で、公表館の実数は増えているものの、自己評価における公表は依然として1/3程度にとどまり、進んでいない。設置者別では、公表においても評価の実施状況と同じで、自己評価、外部評価、第三者評価のいずれも、国の施設が優勢であるのに対して、国公立を除く私立等の館は低調である。館種別では、公表率の低い自己評価(平均35.4%)にあって、総合系(54.5%)、自然史系(43.1%)が高いのに対して、美術系(31.9%)や理工系(27.8%)は低調で、同様の傾向は外部評価や第三者評価でも見受けられる。

現状から見た課題

2013 年度調査(日本博物館協会, 2017)から, 使命の策定・公表がすでに8割を超えている反面, 使命の「発信が不十分」と回答した館が1,224館 (54.2%)に上ることから,周知が不十分である 状況が見て取れる。

評価については、自己評価と外部評価がともに、前回調査を上回ったものの、使命の策定・公表に比べてその割合は、まだまだ低い。また、望ましい基準では、「各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行う」ことを求めているが、年度計画の上位に位置づけられるべき中期計画については、1,453 館(64.3%)が「立てられていない」と回答しており、年度を超えた中長期的な視点での評価の欠如が予

表1. 主要項目の比較.

	使命あり	自己評価	外部評価	第三者 評価	設置者 評価	公表 (自己)	公表 (外部)	公表 (三者)
2013年	80.2%	44.3%	28.4%	13.5%	47.5%	35.4%	49.6%	57.2%
2008年	77.6%	25.1%	15.2%	5.6%	41.4%	32.8%	35.7%	67.2%

想される。さらに、調査では、実施主体や公表の 有無については尋ねているが、具体的な評価方法 (項目や指標等)まではわからない。後述するように結果を公表した例等から探るしかないが、博 物館を対象とした評価の標準的な手法・基準があるわけではなく、このことが全体として評価が進まない一因と考えられる。

改善については、「博物館評価の結果が活用できていない」と答えた館が1,242館(55%)に達し、PDCAサイクルが回っていない現状を示している。今後は、中期計画の有無を含め、評価に基づく業務改善の効果についても詳細を調べる必要がある。

以上,評価等に係る個々の数字を見る限り,博物館界全体として,決して法や望ましい基準が求める姿を実現できているとは言えない。改めて,①館の使命やビジョンの策定,②これらに基づく中期計画や年度計画の立案(戦略・戦術等の策定),③計画の達成状況の点検・評価,④改善への取組み,というPDCAサイクルが循環する仕組みを早急に構築する必要があると考える。

こうした現況について佐々木秀彦は、「「対話と連携の博物館」を皮切りに日本の博物館界にとって重要な取組がなされてきた。」とする一方、「博物館界全体への影響力、博物館現場での理解は限定的であったといわざるをえない。現場の職員の大半は「対話と連携の博物館」という基本理念すら知らないのではないだろうか」(佐々木秀彦、2017、p. 8)と振り返る。

2. 評価の手法を巡って

行政評価と博物館界への影響

評価制度について、行政評価の動向も参考にしつつ、博物館界での導入と展開を振り返りたい。 1990年代のはじめ以降、バブル崩壊による公 共団体の財政事情の悪化に少子高齢化の影響などが相まって、高度経済成長を前提とした各種施策や時代にそぐわなくなった施策の見直し・廃止の議論が始まった。1996年に三重県で行政評価制度が導入されたことを契機に、限られた予算で「効果」や「成果」を求めることを目的に、同制度は全国各地に広まった。

この影響は公立博物館にも及ぶことになり、県立館への導入(谷本,2003)、学会設立やシンポジウム等の開催(注1)、研究成果の刊行(佐々木亨,1999、(注2))など評価をめぐる動きが活発化し、その後の博物館界における評価研究の起点となった。

ところで、行政評価については今も各地の自治 体で実施されており、総務省による調査(総務省 自治行政局市町村課行政経営支援室,2017)を通 じて、その実態を垣間見ることができる。

調査によれば、評価を導入している自治体の割合は61%と高く、その活用方法は「総合計画等の進行管理」が圧倒的(76%)という。また、評価結果の予算への反映状況を見ると、「反映している」(76%)がかなり高い。制度に対する課題認識では、「行政評価事務の効率化」(80%)、次いで「評価指標の設定」(79%)、「予算編成等への活用」(71%)が、他と比較してかなり高い。

このように、従来からの行政評価については、 その主な目的が総合計画等の進捗管理にあり、結 果を予算編成に反映している実態とともに、事務 の効率化・評価指標の設定・予算編成への活用と いった面での課題が見て取れる。

公立博物館での先行例

次に、行政評価や指定管理者制度の導入以降、 その影響を受けることとなった公立博物館における評価について、いくつかの例を通じて、現状を 見ておく。

静岡県立美術館は、2005年7月に、自己評価 を中心とした制度の試行的な運用を開始し, 博物 館界における早い段階での導入例としてよく知ら れる。評価システムは、「成果を自己評価するこ とを通して, 使命及び目標の達成を図る」ことを 目的とし、戦略目標・戦略・アクションプラン (P) に基づき, 事業活動 (D) を行い, 自ら評価 (C) し、その結果を踏まえた見直し(A)を、年度単 位で行うという(静岡県立美術館,2019)。また、 美術館経営, 文化政策, 地域経営の専門家による 第三者評価委員会を設置することで,外部評価機 能を付加している(静岡県立美術館第三者評価委 員会, 2019)。評価は, A~Dの「基本方針」に 基づき、11の重点目標と34の評価指標・目標値 からなる計画 (P) を立て, 実績 (D) を特定し, 自己や第三者による成果と課題からなる評価 (C) を, 基本方針ごとの「評価シート」と, それらを 一括した「評価シート (総括表)」にまとめる仕 組みである。あわせて, 第三者評価は設置者であ る県の取組に対しても行われる。目標値は一部を 除いて定量的で、評価(成果と課題)は基本方針 ごとに文章で記す方法を採用しており,業績測定 を基礎としつつ、定性的な要素も含めた判定を 行っている点が特徴である。実績の特定や評価の 基礎資料として,展覧会等に関する各種データか らなる「静岡県立美術館評価業務報告書」や、「展 覧会に関する自己点検評価表」,「調査・研究に関 する自己点検評価報告書」,「定性評価の状況」等 が準備される。これら毎年積み重なる詳細なデー タは,成果を客観的かつ経年変化を追って示すこ とができる点で有効である反面, その作成には相 応の労力(経費)が必要と思われる。

吹田市立博物館でも、中長期計画(吹田市立博 物館協議会、2010)で定めた目標に基づき、業績 測定を基礎にした自己評価および外部評価(吹田 市立博物館協議会、2019)が行われている。具体 的には目標に定めた「1 資料の収集と保管」から「9 施設の整備・維持管理」の9項目について、それぞれに「①」や「②」とした中項目、さらには中項目を「a」、「b」の小項目に分け、小項目ごとに具体的業績を示し、外部評価者のコメントを付けている。評定は、自己評価、外部評価とも、小項目ごとに10段階(一部は5段階)で数値化(特に、外部評価は小数点以下第2位まで)した上で、小項目の平均点から大項目の「総合評価点」を算出しているようである。また、総合評価点については、過去10年の変遷(値の推移)が示されており、報告書の冒頭には、各大項目に対する評価すべき点と課題を指摘した総評が付されている。

三重県総合博物館 (MieMu) では,2014年の 新館開館以来、同館の博物館協議会の下部組織と して「評価部会」を設置し、自己評価及び外部評 価を行っている (三重県総合博物館, 2020)。評 価は「長期にめざす姿(ビジョン)の実現に向け て, 当面3年間 (=計画期間) に戦略的に取り組 むための計画とそのマネジメントのしくみ」につ いて、6~7項目からなる上位の「戦略」と、そ の下位に17~18項目の「戦術」を立て,各戦略・ 戦術を対象に行う。具体的には、年度当初に、戦 術のアウトプット(実施者がコントロールできる 変化)や戦略のアウトカム(利用者を含めた相手 方の変化) について、定量的あるいは定性的な指 標に基づく目標値を定める。年度末をもって実績 を集計し、自己(館側)と外部(評価部会側)の 双方から評価を行い、戦術・戦略の各項目につい て達成度を「1. 達成できていない, 2. どちらか というと達成できていない, 3. どちらかという と達成できた、4. 達成できた」の4段階で判定し、 文章による「概要」(=成果や改善の指摘)や期 中の点数変化を示した一覧表が添付される。現在, 1期3年サイクルの2期分が終わり,第3期に入っ ており、この間、評価結果に基づく業務改善とと

もに、評価シートの戦略・戦術項目や評価指標の 見直し、さらには中期計画の立て方そのものの見 直しも行われている。業績測定型を基礎としなが らも、アウトプットに加え、アウトカムの視点を 導入したシステムである。

大阪府では, 府立の博物館施設について指定管 理者制度を導入し、設置者が準備した評価シート に基づき,博物館(指定管理者)による自己評価と、 指定管理者選定委員による指摘・提言を受けた設 置者評価を行っている。その一例である弥生文化 博物館(大阪府教育庁文化財保護課,2019)では, 例えば「I 提案の履行状況に関する項目」という 大項目の下に、【評価項目】として「(1) 施設の 設置目的および管理運営方針」を設定し、評価項 目ごとに【評価の基準(内容)】として「館の設 置目的及び提案内容に沿った管理運営がなされて いるか」等の視点を盛り込んだ評価シートを用意 している。評価はまず、各【評価の基準(内容)】 ごとに示された「資料の収集・整理・保管と活用」 をはじめとする複数項目について、定量的(人数 等) あるいは定性的(わかりやすい解説の充実等) な実績を特定する。その上で、【評価項目】ごと に, 指定管理者(内部)及び設置者(外部)のそ れぞれが「S:計画を上回る優良な実施状況, A: 計画どおりの良好な実施状況,B:計画どおりで はないがほぼ良好な実施状況, C: 改善を要する 実施状況」を判定する。評価に当たって,【評価 の基準(内容)】ごとに示された複数項目から評 価結果をまとめる際の「総合化方法」(佐々木亮、 2010, p. 18) が不明な点や,評価の枠組みや指 標が公の施設全般を対象とした画一的な指定管理 者の募集要項や選定基準に左右され、博物館事業 や館の特性を評価することが困難な点が課題であ

以上の先行例は、博物館の諸活動をいくつかの グループ(大項目や中項目)に分類し、それらを 構成する日常の具体的活動や個別の手段(小項目) について、その実績を評価する構造を採っている。 しかし、小項目の実績が上位の中項目や大項目に 及ぼす影響が十分に検証されず、大項目の評価が 小項目の評価の平均値となっているケースや、小 項目の結果と大・中項目の結果に齟齬が見られる ことは、これら先行例の課題と考える。

独立行政法人の評価をめぐる動向

国の博物館施設では、2001年度からの独立行政法人化に伴い、他の業種の法人と同様、新たな評価制度の導入が義務付けられた。その後、独立行政法人を巡っては、2010年の行政刷新会議による事業仕分けに伴う評価や、文化庁による法人制度のメリットやデメリットに関する総括(国立文化施設等に関する検討会、2010)も行われた。

また,2013年末には「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定され,法人は,目標管理の仕組みのあり方,法人の裁量と国の関与の程度,業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等に応じて,①「中期目標管理により事務・事業を行う法人」,②「中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人」,③「単年度の目標管理により事務・事業を行う法人」の3つに分類され,業績評価は主務大臣が自ら行うことになった(閣議決定,2013)。因みに,博物館関係の3法人(注3)は,いずれも①「中期目標管理により事務・事業を行う法人」に分類された。

評価の仕組みについては、従来の独立行政法人の評価が、「目標が観念的、抽象的かつ総花的であり、かつ、必ずしも全ての目標について具体性や的確性、明確性が確保されていたわけではなかった」、「適正かつ厳正な評価の実施や国民に対する説明責任を果たしていないとの指摘があった」とした上で、総務大臣が新たに統一的な指針

を定めた。

その上で、今後は総務大臣指針に基づき、「法人の業務等に係る国民への説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化するという観点から、適切な目標を定める必要がある。」とした。

具体的には, 目標を立てる際に

- I, 具体的, 客観的, 的確かつ明確であること,
- Ⅱ, アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、 できる限りアウトカムに着目した目標を定めること、
- Ⅲ, できる限り定量的であること
- IV, 実現可能性を過度に考慮した安易な水準としないこと

を求めている (総務大臣決定, 2014, p. 5)。

新たな動き

これまでの博物館を含めた自治体による行政評価や独立行政法人の評価では、事務量が膨大であることに加え、業績を数量的に判断し(業績測定型)、結果を単純に予算編成に反映させてきたことや、目標が観念的、抽象的かつ総花的であること等の課題が指摘されている。

一方で、「成果志向の事業遂行を促進する社会的成果(インパクト)評価の推進」(閣議決定、2016)や「社会的価値を可視化し、…PDCAサイクルの円滑な実施…、ステークホルダーへの説明…、すなわち社会的インパクト評価が定着することが不可欠」(内閣府政策統括官、2016)と言われている。評価が、業績測定に留まるのではなく、事業の結果がもたらす成果(社会への影響)を問われる時代を迎えていると言える。博物館においても今後は、前述の総務大臣指針が指摘する「定量的」や「アウトプット」とともに、その先にある成果(インパクト)までを意識し、これら相互の有機的関連が点検でき、業務改善に繋げることのできる評価制度の構築が求められる。それには、後述するロジックモデルの採用やプログラム評価

の活用が効果的と考える。

さらに、佐々木亨は、博物館と社会との関係について、展示や各種プログラムなどのサービスを提供する博物館とその利用者との関係(第1の交換)と、博物館が存在すること自体によって生じる地域社会と博物館との関係(第2の交換)が存在することに注目する。その上で、これまでの評価が、第1の交換について業績測定型で実施し「業務改善」または「市民への情報公開」の道具として捉えられてきたことが、近年の「評価離れ」や「評価疲れ」を生んだと推測した。今後は、博物館に足を運ばない大多数の地域住民や納税者の理解を得るためにも、第2の交換に対する視点を備えた新たな評価手法が必要であり、具体的には、資金獲得や社会的インパクト評価までを視野に入れた制度の構築が急がれるとした(佐々木亨、2017)。

3. 新たな評価制度の構築

使命から活動・手段まで

博物館評価について我が国では、いくつかの実例に見たように、「標準的」あるいは「定型的」と言えるような制度が存在しない中で、先に指摘した新たな動きもある。そこで、改めて今後の博物館評価をどのように進めるべきかを検討したい。それにはまず、博物館がめざす最終的な目標とそれを実現するための活動方針を定めるとともに、日々の具体的活動や手段を含め、これら相互の関係を点検・整理する必要がある。

最初に、個々の館がめざす最終目標(使命=ミッション)、つまり、博物館として最終的に何をめざしてどんな状態を実現したいのかを、換言すれば、利用者・地域の住民・学会・さらには社会に対して果たすべき役割を明確にする必要がある。使命は、館種や規模、設置者、地域の実情等に即して個性的であるべきだが、従来は、資料(作品)等

の収集と調査・研究を基礎にした,地域の遺産や 環境の保全・継承,成果の公開・活用,学習支援 や人材育成に加え,地元への理解促進,まちづく りや賑わい創出(観光)への貢献などを盛り込む ことが一般的であった(注4)。

ところで、使命は長期間をかけて達成をめざす 最終目標であるため、もう少し具体的な方針や計 画、つまり、ある程度の期間とその間において達 成すべき目標(両者を総称して「ビジョン」)を 定める必要がある。その上でさらに、一定期間に めざす目標と日常の具体的活動(戦術)や個々の 手段との間を結びつける活動方針(戦略)を定め る必要がある。また、中期計画や年度計画との関 係で言えば、使命の達成に向け、中期計画には上 記の目標や戦略を具体的に掲げ、年度計画には、 それを実現するための具体的な戦術や個々の手段 を掲げることになる。あわせて両計画の策定時に は、目標・戦略・戦術・手段のそれぞれについ て、後述する評価指標と目標値を設定することに なる。 大阪市では中期計画や年度計画を策定する前提として,「大阪市ミュージアムビジョン」(大阪市経済戦略局,2016,以下,「ミュージアムビジョン」という)を策定し,対象とする5(ないし6)館が,使命・ビジョンとその達成を図るための戦略,日常の具体的活動(戦術)や個別の手段を定めている(注5)。

なお、こうした使命やビジョンの策定に当たって参考または留意すべき事項等については、『使命・計画作成の手引』(日本博物館協会、2004)を参照されたい。

相互の関連のチェック(ロジックモデルの活用)

先に示した使命・ビジョンから日常の具体的活動や個別の手段までは、相互に有機的に結びついていることはもとより、昨今は、経費の投入や事業の実施が、最終的に受益者(市民や利用者)に対する成果(社会的インパクト)に繋がることが求められる。これら手段から目標に至る筋道を明らかに(論理構造をチェック)するとともに、成

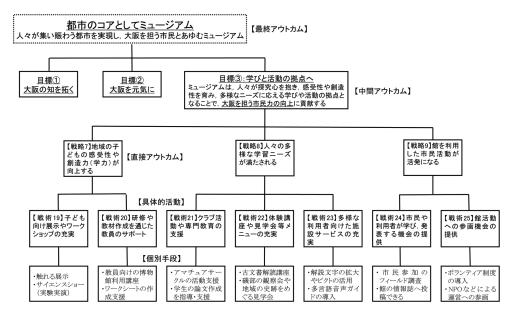


図1.「大阪市ミュージアムビジョン」の構造(一部).

果等を対外的に説明する手段として, 行政分野で も導入が進むロジックモデル(北大路,2015;小野, 2018) の活用が有効である。そこで、先のミュー ジアムビジョンについて、「目標③:学びと活動 の拠点へ」の部分に沿ってロジックモデルを使っ て点検し,再整理した結果が図1である(注6)。 ロジックモデルでは, 具体的活動や個別の手 段から最終成果までの道筋を、「資源 (インプット) → 「活動 (アクティビティー)」 → 「直接の結果 (ア ウトプット)」→成果(アウトカム)」として捉える。 ビジョンでは、「都市のコアとしてのミュージア ム」を最終アウトカムとし、その実現に向けて概 ね向う10年間で、「①大阪の知を拓く」、「②大阪 を元気に」,「③学びと活動の拠点へ」という3つ の大きな目標(中間アウトカム)を掲げて活動す ることとしている。さらに、「③学びと活動の拠 点へ」という目標を達成するための戦略(直接ア ウトカム)として,「地域の子どもの感受性や想 像力(学力)が向上する」(戦略7),「人々の多 様な学習ニーズが満たされる」(同8),「館を利 用した市民活動が活発になる」(同9)の3つを 掲げている。その上で、戦略7を実現するため、 「展示やワークショップ等メニューの充実」(戦術 19) や「研修や教材作成支援を通じた教員サポー ト」(同 20) 等の具体的活動(戦術)と、サイエ ンスショーの実施や利用講座の開設などそれらを 実現するための個別の手段を用意している。

改めて、ロジックモデルを使って、戦術 19 及びそれを達成するための個別の手段であるサイエンスショーと、最終目標である使命との関係を説明すると、

「資源」=サイエンスショーの企画立案に係る人材や 経費など

「活動」=実際にサイエンスショーを実施することで, 評価指標は開催回数など

「直接の結果:アウトプット」=活動が生み出した直

接の結果であり、指標はサイエンスショーに参加した 子どもの数など

「成果①:直接アウトカム」 = 受益者に直接及ぼす効果・変化であり、指標はサイエンスショーに参加したことによるこどもの学力の変化(有無や程度)

「成果②:中間アウトカム」=後述する最終アウトカムの実現に貢献する中間的成果で、こどもの学力が向上すること、多様な学習ニーズが満たされること、市民活動が活発になることによる大阪を担う市民の力の変化(同上)

「成果③:最終アウトカム」=大阪を担う市民の力が変化することによる「都市のコアとしてのミュージアム」という目標の達成度の変化(同上)となる。

ところで, 行政一般や博物館での事務・事業体 系では, 具体的活動や個別の手段, そのいくつか の集合体である中項目、さらに中項目をまとめた 大項目という入れ子構造を採るケースが多い。こ うした構造の下で行われる業績測定型を中心とす る従来の評価では、具体的活動や個別の手段にお ける目標値と結果 (アウトプット) の比較を通じ て, 進捗度合いの把握や直接の原因分析は行われ る。しかし、評価がその域に留まり、事業に対す るニーズや実施過程の検証(評価), さらには, 上位の中項目や大項目がめざす施策の効果や社会 へ及ぼす影響 (アウトカム) との因果関係の検証 は、不十分と言わざるを得ない(注7)。それば かりか, 個々の事業の評価結果 (アウトプット) が、業務改善を待たずに一足飛びに事業の効果や 必要性に結び付けられ、次年度以降の「縮小・削 減」や「廃止」に直結する場合も散見される。

これに対してロジックモデルでは,「資源(インプット)→活動(アクティビティー)→直接の結果(アウトプット)→成果(アウトカム)」の一連の過程を,因果関係を追って整理するため,事業の結果について,目標値との比較に留まらず,

その差異の原因を活動の過程(プロセス)や因果 関係の妥当性(セオリー)まで遡及して検証する。 そのため、計画から成果に至るどの段階に課題が あるかを解明でき、後に述べる PDCA サイクル の各所での改善が実現することは、博物館活動へ の導入にとって大きなメリットと考えられる。

指標や目標値の設定

次に、実際の「活動」、「結果」、「成果」等について評価(「事実特定+価値判断」(佐々木亮、2010, p. 3))を行うことになるが、それには予め、どのような指標(メジャー)を使い、目標をどこ(いくつ)に置くかを定めなければならない。

従来,業績測定型をはじめとする博物館での評 価において, この指標や目標値の設定が適正でな いため, 評価が機能不全に陥るケースが散見され る。まず、「こんな指標でこの事業の効果が適正 に測れるのか」といわれる, 指標の妥当性が疑問 視されるケースである。例えば博物館の効率性(値 打ち)を、単純に一人当たりの入館者にかかる経 費(単価)で測ることである。また、ロジックモ デルでも使われる「アウトプット」や「アウトカ ム」の指標については、誤解も散見される。先に 示したサイエンスショーを例に取れば,年間ある いは一日に何回開催できたかは「活動(アクティ ビティー)」の指標であり、「結果(アウトプット)」 の指標が参加者数であることと混同しないよう留 意しなければならない。さらに、これらは定量的 に測ることは容易であるが、「成果 (アウトカム)」 であるサイエンスショー後の学力変化、さらには 市民力の変化は, 定量的な測定が容易ではなく, 一般的には感想やアンケート, さらには第三者に よるレビュー等によって測ることになる。このよ うに, 評価指標は「定量」および「定性」の二種 を使い分けることが必要だが、根拠なく一方を偏 重したり,回避したりすることは禁物である。

次に、目標値の設定については、「そもそも設定した目標値は端から不可能(あるいは安易に達成可能)だった」といわれることがある。例えば展覧会の観覧者目標について、「過去の値=当初目標のまま」、「前年度実績の横置き」、「永遠の右肩上がり」、「他所(者)による決定=公約」、「収支計画に依存=収入(有料入場者)から総入場者を逆算」などの事例が散見される。目標は、過去の実績や他所の類例など合理的な根拠に基づき、挑戦的だが実現可能で、被評価者が受け入れ可能であることが大切である。

蛇足ながら、データの分析手法にも留意が必要である。例えば「域外からの新規来館者の獲得」という目標の事実認定を行う場合に、「域外からの来館割合が○%」、「新規来館者の割合が△%」と個別に集計した結果に基づいて判断しているケースがあるようだが、こうした際にはクロスチェックを用いた分析(「論理積」の採用)が必要である。

なお、自館の使命やビジョンに限らず戦略や戦 術の策定、これら相互の関係のチェック、個々の 指標や目標値の設定などの過程では、より多くの 角度から検討できる点でも、結果を関係者の間で 共有できる意味でも、館内外の利害関係者の参画 を得ること(源、2016)やワークショップ型式で の議論(佐々木亨、2019)がたいへん有効と考え られる。

プログラム評価の導入と PDCA への反映

使命からビジョン、戦略、具体的活動や個別の 手段までを定め、ロジックモデルを使い相互の関係を点検し、それぞれの評価指標や目標値を定め て事業に着手する。その後、実際に評価を行い改善を進めることになるが、この使命実現のための 一連の過程を「プログラム」(注8)と捉え、全般を通じて、ニーズ、構造、実施過程、成果・効 果等が検証でき、結果を PDCA サイクルへ効果的に反映できる「プログラム評価」(ピーター・H・ロッシほか、2005;源、2017)の導入が最適と考える。

プログラム評価では、評価を次の5つの階層に 分けて考える。第1は「ニーズ評価」と呼ばれる もので、どのようなプログラムが必要とされてい るか、また、そのニーズに応えられるプログラム かを評価することである。先のミュージアムビ ジョンの「③学びと活動の拠点へ」という目標に 即して言えば, 今, 子どもたちに感受性や想像力 の向上が求められているか、さらに、子どもたち や教員が、その実現手段として体験型の「サイエ ンスショー」を必要としているかが問われなけれ ばならない。こうしたニーズが満たされてこそ, サイエンスショーの実施を最終的に「大阪を担う 市民力の向上」に繋げることができる。評価の第 1階層は、プログラムの必要性や具体的ニーズを 点検することであり、本来、プログラムの策定前 に徹底して行い、結果を計画立案 (Plan) に反映 すべきだが、プログラムの開始後(遂行中)でも 繰り返し行い、状況に変化が見つかった場合には 計画の改善に繋げる。

第2は「セオリー評価」とよばれるもので、プログラムをどのように実施すればニーズに応えられアウトプットやアウトカムが得られるのか、手段と目的の道筋(プログラムの構造)が妥当かを評価することである。先ほど示したロジックモデルは、まさにこのセオリー評価のためのきわめて有効なツールになる。ニーズ評価と同様、セオリー評価もプログラムの策定前に徹底して行う必要があるが、開始後でも繰り返し行い、課題が見つかればロジックモデルの修正=計画(Plan)の改善に繋げる。

第3は「プロセス評価」とよばれるもので、プログラムが意図したデザインに沿って実施・遂行

できているか評価することである。具体的活動や 手段が計画通りに実施できたか, 設計や設備, 人 手や熟練度は適切であったか等を検証することで あり、博物館等の現場で一般に行われている多く の評価がこれに該当する。先のサイエンスショー を例にすれば,毎日あるいは年間に予定した回数 を実施(アクティビティー)できたか,参加者数(ア ウトプット) はいくらか, などである。回数や参 加者数などを指標とした場合は定量的となるが, 実施過程の評価は,「成否」など定性的となるこ ともある。後述するインパクト評価と比べると短 いスパン (年単位) で行う必要があり、結果に問 題があれば、実施方法(Do=体制、場所、実施 時期,使用道具,進め方等)の改善に繋げるとと もに、計画 (Plan) の見直しへ戻ることも必要で ある。

第4は「インパクト評価」とよばれるもので、 プログラムを通じて目標とした状態がどの程度達 成できたかを評価することで、ロジックモデルで の直接・中間・最終とした「アウトカム」が該当 する。状態の変化を見極めるため、おもに定性的 な指標で、プロセス評価に比べるとより長いスパ ンで評価することになる。結果は、プログラム効 果の把握 (Check) に繋げる。

第5は「効率(コスト)評価」とよばれるもので、プログラムを実施した効果を、投入した経費や資源、時間などに照らし、効率性の観点から評価することである。評価は、プログラムが完了した段階で行うべきだが、継続的に予算を投入して行う場合など、途中段階であったても定期的にチェクすることが必要になる。結果は、計画段階での予算や具体的な活動の見直しだけでなく、プログラムそのものを継続するか否かの判断(Action)に繋げる。

これら5つの評価は、番号の若い順に下から上 に重なる関係にあり、下位の評価を前提に上位を 行うことが基本であるため,第5層のコスト評価 には,プログラムに関する相応の知見と先行する 階層の評価結果に対する理解が必要となる。

プログラム評価は、結果をプログラムの実施判断(最終的なアクション)に用いることはもとより、PDCAサイクルの各段階と関連付けて臨機の改善と円滑な循環を可能にする点で意義深い。また、その過程におけるロジックモデルの活用は、セオリー評価の実施においても、プログラムの実施過程における課題を明らかすることでプロセス評価への貢献においても、効果的である。

4. まとめ

改めて、新しい博物館の評価制度について整理 すると次の通りである。

①館の使命やビジョン,活動方針,具体的活動や手段を定めることが必要で,これら手段と目的の道筋を明らかにする(=セオリー評価)には,ロジックモデルの導入がきわめて有効である

②ロジックモデルを活用したプログラム評価の手法を 導入することで、プログラムの導入から成果までを、 ニーズ、セオリー(理論)、プロセス(実施過程)、 インパクト(効果・成果)、コスト(効率性)の各側 面から体系的に評価できる

③評価結果(C)は、それぞれ計画・手段(P)、 実施方法(D)にフィードバックして改善(A)に繋げる。また、ニーズ・セオリー・プロセスの各評価結果については、インパクトやコストの評価結果を待たず、必要に応じて直接、計画・手段、実施方法の改善に繋げることが重要である。

改めて評価が,

- ・博物館活動の目的や目標と、その達成状況(成果と課題)を確認・可視化でき、職員間で共有するためのツール
- ・受益者に対する説明責任を果たすためのツール

・博物館に対する理解者や新たな利用者を得るため のツール

となり、「自分たちが成し遂げたいことを実現するために活用する」(源, 2017, p. 31) ツールとなることを期待したい。

本稿で言及した博物館における評価制度は、大阪市における地方独立行政法人化を進める過程で新たな制度の構築をめざして、国や公立館での先行例を参考にしつつ検討してきた結果である。今後、地方独立行政法人に限らず、公共的な活動を中長期にわたって継続的に行い、より一層の社会的貢献が求められる博物館施設において、評価制度の導入と活用に当たっての参考となれば幸いである。

謝辞

博物館評価をめぐって、三重県総合博物館での評価制度の構築とその後の運用、また、佐々木亨氏を代表とする「ミュージアム評価研究会」(科研費 挑戦的研究(開拓)「ミュージアムの新たな評価手法構築に関する実践研究」(代表:佐々木亨 2018 - 2021 年度))を通じて、多くの方々からご指導・ご助言を得たことに対して厚くお礼申し上げます。

また、脱稿後、佐々木氏による「博物館評価と博物館経営」(佐々木亨、2020) に接した。博物館評価の歴史やロジックモデルの導入事例を通じて、今後の博物館に対して社会的・経済的価値の創出や顕在化を求める貴重な指摘がある。

注釈

注1 1995年の日本ミュージアム・マネジメント 学会の設立や、同年の琵琶湖博物館におけるワークショップ&シンポジウム「博物館 を評価する視点」の開催など。

- 注2 佐々木亨は、この間の公立博物館における 評価において入館者数偏重の傾向や指標の 曖昧さがある中で、先進的な取組みを紹介 し、「説明義務 (アカウンタビリティ)」も 念頭に、評価導入に関する4つの要件を提 示した (佐々木亨、1999)。
- 注 3 独立行政法人国立文化財機構,独立行政法 人国立美術館,独立行政法人国立科学博物 館の 3 法人。
- 注4 ICOM 京都大会(2019年9月1日~7日)では、新たな博物館の定義が議論されたが、採択は延期された。新たな定義案の後段では、「…。博物館は、開かれた公明正大な存在であり、人間としての尊厳と社会正義、世界的な平等と地球全体の幸福に貢献することを目的に、多様なコミュニティーと手を携えて収集、保存、研究、解釈、展示並びに世界についての理解を高めるための活動を行う。」とされている。なお、日本語訳は、同大会の記念シンポジウム「日本のミュージアムの未来」(2020年2月11日、京都国立博物館)で配布された「新たな博物館の定義案(仮訳)」による。
- 注5 本ビジョンは、特定の館の使命とは異なり、 館種を異にする複数館を対象とした市の博 物館施策とでもいうべきものである。ま た、めざす姿である「都市のコアとしての ミュージアム」は、一定期間での到達目標 というよりも、もしろ、市の博物館グルー プがめざす「最終目標=使命」と考えるの が妥当である。
- 注 6 再整理に当たり、戦略と戦術の紐付けや、 戦術の内容・表現について、筆者自身が再 考し、変更した部分があることをお断りす る。
- 注7 個別の事業とともに中項目や大項目の評価

- が行われた場合でも、これら相互の論理的 な関係の検証が不十分なため、個別の事業 と中・大項目の評価結果が矛盾する(整合 性を欠く)ケースが生じている。
- 注8 ピーター・H・ロッシほかは、社会プログラム(社会的介入)を、「社会問題を緩和する、あるいは社会状況を改善するためにデザインされた組織的、計画的、そして通常は現在継続中の取り組みのこと」と定義する(ピーター・H・ロッシほか、2005、p. 29)。

参考文献

- 佐々木亨. 1999. 公立博物館における事業評価の 現状-協議会・内部評価・利用者調査-. 文化 経済学, 3:29-37.
- ---. 2017. 博物館における外部性と評価の今後 の展開. 「日本の博物館のこれから 「対話と連携」の深化と多様化する博物館運営 」(山西良平・佐久間大輔編), pp. 105 110. 大阪市立自然史博物館,大阪.
- ---. 2019. 事業計画のロジックモデルを作成するワークショップーロジックモデル作成の要点とWS進行の仕方-. 「日本文化政策学会第13回研究大会予稿集」, pp. 164 167. 日本文化政策学会, 東京.
- 2020. 6. 博物館評価と博物館経営.「転換期の博物館経営」(金山喜昭編). pp. 202 212. 同成社,東京.
- 佐々木秀彦. 2017. 日本博物館協会による「対話と連携の博物館」 市民とともに創る新時代の博物館へ-. 「日本の博物館のこれから-「対話と連携」の深化と多様化する博物館運営-」(山西良平・佐久間大輔編), pp. 3-8. 大阪市立自然史博物館, 大阪.

- 佐々木亮. 2010. 評価論理-評価学の基礎-, 167pp. 多賀出版,東京.
- 杉長敬治. 2015. 館の設置・運営について (調査票 2. 関連). 「『博物館総合調査』(平成 25 年度) の基本データ集」, pp. 39 63. 株式会社丹青研究所・公益財団法人日本博物館協会・滋賀県立琵琶湖博物館,東京・滋賀.
- 高井健司. 2012. 評価をめぐる取組みの経過と現 状の課題. 博物館研究, 47(12):6-9.
- 谷本鋭次. 2003. 三重県における博物館評価. 博物館研究, 38 (5):16-19.
- 日本博物館協会. 2003. 特集 博物館の評価, 博物館研究, 38(5):4-23.
- ---. 2004. 博物館の望ましい姿シリーズ1. 「使命・計画作成の手引き」, pp. 5 26. 日本博物館協会, 東京.
- ---. 2009. 博物館評価について.「平成 20 年度 日本の博物館総合調査研究報告書」, pp. 52 -53. 日本博物館協会,東京.
- ---. 2012. 特集 博物館における点検・評価とその実践. 博物館研究, 47 (12):6-21.
- ---. 2017. 博物館の課題.「平成 25 年度 日本の博物館総合調査報告」,pp. 102 104. 日本博物館協会,東京.
- ピーター・H・ロッシ, マーク・W・リプセイ, ハワード・E・フリーマン. 2005. プログラム評価の 理論と方法 (大島巌ほか監訳), 418pp. 日本評 論社, 東京.
- 源由理子. 2016. 第 I 部 参加型評価とはーその 理論と方法論-.「参加型評価-改善と変革の ための評価の実践-」, pp. 3-64. 晃洋書房, 京都.

参考資料

- 大阪市経済戦略局. 2016. 「大阪市ミュージアムビジョン」
- 大阪府教育庁文化財保護課. 2019. 平成30年度 指定管理運営業務評価票. 大阪府立弥生文化博 物館指定管理者評価委員会の概要. (WEB版10 月28日更新)
- 小野達也. 2018. ロジックモデルを用いた評価指標の設定. 総務省平成 29 年度政策評価に関する統一研修(地方研修)(2月7日)
- 閣議決定. 2013. 「独立行政法人改革等に関する 基本的な方針」. (12月24日)
- 2016.「経済財政運営と改革の基本方針2016について」(骨太方針).(6月2日)
- 北大路信郷. 2015. 政策評価におけるロジック・モデルとプログラム評価の有用性. 総務省平成26年度政策評価に関する統一研修(中央研修)(1月16月)
- 国立文化施設等に関する検討会. 2010. 第1回資料4.「事業仕分け結果」.
- . 2010 年. 第 7 回資料 1. 「論点整理」(案) 静岡県立美術館. 2019. 静岡県立美術館評価. (WEB 版 7 月更新)
- 静岡県立美術館第三者評価委員会. 2019. 「静岡県立美術館 第三者評価委員会評価報告書」
- 吹田市立博物館協議会. 2010. 「21 世紀の博物館像-吹田市立博物館中長期-」
- ——. 2019. 「平成 30 年度吹田市立博物館事業評価報告書」(委員長 一ノ瀬和夫)
- 総務省自治行政局市町村課行政経営支援室. 2017.「地方公共団体における行政評価の取組 状況等に関する調査結果」
- 総務大臣決定. 2014.「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(9月2日策定. 同27年5月25日改定).

- 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参 事官(共助社会づくり推進担当).2016.調査 の目的.社会的インパクト評価に関する調査研 究.(WEB版6月)
- 三重県総合博物館. 2020. 平成30年度 MieMuの活動と運営の全体の内部評価の概要. 平成30年度 MieMuの活動と運営の外部評価結果(概
- 要). 平成30年度 MieMuの活動と運営の各戦略・ 戦術
- 源由理子. 2017. 政策の質的改善と評価~プログラム評価の理論を適用して~. 総務省平成28年度政策評価に関する統一研修(中央研修)(1月20日)

第二部 行動規範・倫理と評価

博物館評価を考えるための大学評価の事例

三重県総合博物館特別顧問 布谷知夫

博物館登録をめぐる課題

博物館法の今後の在り方を考えるうえで、博物館登録制度は大きな課題である。博物館の登録制度については、1951年の博物館法の制定のための議論の時代から、矛盾を抱えていたことは明らかであり、その後の何度かの博物館法改正の際にも議論が行われた。中でも博物館制度の見直しを目的とした「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」(2006年)の報告では、新たな登録基準の骨格と、登録制度を運用する際に留意すべき点が提案された。その内容は「対話と連携の博物館」の精神にのっとり、「共通基準」と「特定基準」に配慮しながら、多様性と公平性に目配りした基準であるべきという事であろうか。

その後、日本博物館協会の「博物館登録制度の 在り方に関する調査報告」(2017)では、登録基 準やその審査体制などについての素案が出されて おり、博物館関係者の間では、おおむね登録のあ り方については、その内容は共通認識として認め られるものとなっているのではないかと思える。 しかし新しい方向性としてまとめられたものの、 実現のための方法や組織などについては、まだ具 体的なイメージを持てていない。

しかし博物館登録制度を考える上ではどのよう な制度を考えるにしても、登録をする博物館とし ない博物館とを判断する基準が必要であり、何ら かの博物館評価を行うことは不可避である。 博物館の評価についてはこれまでも博物館学上の議論が行われてきた。1990年ころから海外の博物館評価の事例が報告されるようになり、展示室での来館者による展示評価あるいは博物館運営の評価などの実例が数多く実施されるようになった。同時に国立民族学博物館を事例とした博物館の経済効果研究,琵琶湖博物館を事例とした経済・社会・文化的効果の研究が行われ,その後アンケート調査や様々なデータを活用した総合的な運営評価が実施されるようになった。現在も博物館評価に関する研究と調査実施例は続けられている。

しかしこれらの博物館の評価方法は、基本的に は個別の博物館での展示や運営について評価する ものであり、いかにうまく運営され、展示が作ら れているかなどを評価し、改善を目指した評価で ある。最初から複数館を比較することを目的には していない。そういう意味では複数間を比較する ことが目的ではなかったが、同じ目線で博物館を 比較することができるのは、協力者会議が提案し た「対話と連携の博物館」におけるミニマム・ス タンダードを基準にすることであるかもしれない。 いかにうまくいっているかではなく、個別の博物 館の理念に基づいて博物館としての最低限度の基 準を維持できているかを確認するような評価であ る。しかし最低限度の共通の基準をクリアーして いる博物館をすべて登録するということには、な らないであろう。またこれを実際の制度として実 施するには詳細を詰めていくことが必要になる。

アメリカにおける大学評価制度

同じような評価議論が行なわれた事例として大 学評価がある。大学評価はかなり長い歴史を持っ ており、必ずしも効果的に行われてはいないとい う事例も耳にするが、大学という、研究と教育を 扱い、定性的な評価の難しい対象に対して、第三 者が評価を行うというシステムがかなりうまく作 られており、博物館にとっても参考になると考え、 その紹介を行いたい。

日本の大学評価のシステムは、ほぼアメリカで 行われてきた評価システムを参考にして形作られ たものであるため、まずアメリカでの簡単な歴史 と共に紹介する。

アメリカの大学評価

アメリカでは現在は全米高等教育機関基準認定 協議会の下,全米に六つの地区基準協会があり, 他に全米神学学校基準認定協会,全米専門学校基 準認定協会,全米実業学校基準認定協会などがあ る。アメリカの場合は、大学を開設することが比 較的簡単であり、日本でも話題になったことがあ る「ディグリー・ミル」とよばれる大学を名のる 会社があり、お金を出せばその会社が学位を出す など大学の質があいまいである。反面、公認され た学位を出すことができるのは基準協会の基準に 適合した実績を持った大学だけであり、そのため には基準協会の認定を受けて基準協会の会員にな る必要がある。基準協会の会員になっていない大 学は, 連邦政府の補助金を得ることはできず, ま た学生は奨学金を得ることもできない。大学卒業 者としてもはっきりとした区別が付けられる。

この基準協会の考え方は、大学の質の評価は大 学の教員、職員、学生が自ら行うべきもので、連 邦政府が行うべきではないとして、大学の自主評 価と第三者である基準協会の評価で行うという事 である。評価作業には、私立の場合も公立の場合 も、政府関係者は加わらないか、説明役に入るだ けで評価者とはならない、等の徹底が行われてい る。

この制度は1895年に中西部7州の36の大学と中等学校の管理者が集まり「北中部諸州の大学と中等学校の連合組織の創立」を提案したことが始まりである。そしてその目的は、最初は密接な関係の樹立であったが、やがて教育の質の吟味へと変わり、大学基準認定へとなった。

以下に北中部地区での事例を報告するが、基本 は全米各地区とも全米基準協会で管理しておりほ ぼ同様である。

北中部地区基準協会·高等教育機関判定委員会 は1913年にその活動を始め、かなり画一的な数 値基準を設け, 定量的, 拘束的性格の強い基準が 使われていた。しかし 1921 年にそれが硬直的す ぎるという意見の下で、1934年に新しい方針が 出された。それは、大学は総合的に評価されなく てはならない、という考えであり、大学にはどこ に問題があるかという事よりもどのような長所が あるか、という点が重視され、それまでの大学は 同じ設立目的を持っているという考えから,大 学の多様性を承認されるようになった。大学の掲 げる目的が高等教育機関にふさわしいものであれ ば、この目的に沿って評価されるというように変 わっていった。その後,全国の大学のデータを集 めて類型化し、その内容と評価する大学のデータ を比較することで大学の基準認定を行った。多様 であるために判断をする基準を平均値に近いとこ ろに求めたのであろう。

しかしこれは、大学の多様性をみとめるという 考えに結果として反することであり、改めて基準 認定の方法についての議論があり、1958年に「高 等教育機関の評価のためのガイド」が刊行された。 このガイドでは定量的な観点を排して、定性的観 点からの評価が重視され、大学の教育的な使命やそのための資源は整っているのか、設立目的とその実現段階などを調査することとなった。このガイドはその後何度も部分改定を行われている。その後、北中部基準協会の会員は、種類、性格において多様になり、またコミュニティカレッジ、職業技術専門学校、専門単科大学なども重視されるようになったため、1970年代に入って、地区基準協会への「加盟最低条件」を採択して、対象とする高等教育機関の種類を明確にし、「基準認定用ハンドブック」が作成された。このハンドブックによって、評価にむけての「自己点検プロセス」が重視されるようになった。そして1987年、「加盟共通要件」を発表した。

加盟共通要件には、①大学の「氏名」と設置・ 運営の認可に関する事項 ②教育課程に関する事項 ③組織・機構に関する事項 ④財的資源に関 する事項 ⑤大学情報の開示に関する事項、が挙 げられている。

そして基準認定用基準では

- 1 大学が明確に公認する目的を宣言していること。 その目的が大学の揚げる使命と調和し、なおかつ高等教育機関としてもふさわしいものであること。
- 2 大学が教育課程その他のプログラムにおいて、こうした目的を達成するうえで有効に組織された適切な人材、財的、物的資源を保有していること。
- 3 大学がその目的を現在遂行中であること。
- 4 大学がその目的を継続して遂行していける見込みがあること。

基準認定の進め方

(1) 大学の基準認定

基準認定機関による資格審査を受けて承認されると、一定の基準を満たした大学とみなされ、基準協会に入会できる。

1) 期間別基準認定

大学の機関全体として評価され、全米6か所の地域 別基準協会の会員となる。一部の学部だけの認定な どもある。

2) 専門分野別の基準認定 専門分野別基準認定協会の会員となる

(2) 認定の手順

1) 入会を希望する大学からの基準認定の申請。

新たに入会を希望する大学からの申請のほか、再審査の時期が来た会員大学からの申請を受ける。新大学の場合には開校 $4\sim6$ 年程度の期間をあけて申請。会員大学の場合には長くて $5\sim10$ 年。短くても $1\sim3$ 年後に再調査が行われる。

2) 基準協会から申請大学への予備調査 基準協会の委員が大学を訪れて、以後の作業の打 ち合わせ

3) 大学による自己点検作業

大学では1年程度をかけて、全学的な討議を通じて 自己研究報告書を作成して、基準協会に報告を行う。

4) 基準協会の審査団による実地調査

基準協会の判定委員会によって選ばれた数名の委員からなる実地審査団によって、3~4日程度をかけて当該大学を調査する。調査内容は認定基準により、報告書の内容が詳細に調査される。この調査に関する費用は当該大学が負担し、審査団の委員は、加盟大学の教職員等から完全ボランティアで、謝礼も饗応も受けない。

- 5) 審査団による評価報告書の作成と基準協会への 提出
- 6) 基準委員会の判定委員会が、大学が会員として の資格を有しているか否かを判定
- ・合格の場合

基準協会の会員となり、連邦政府補助金受給資格 などが生じる

・改善勧告の場合 数年後に再審査を受ける

・不合格の場合

会員資格の拒否あるいは取り消し, 連邦政府補助金 受給資格を失う

7) 加盟校認定証

判定委員会が加盟校の認定を採決し、加盟校であることを明らかにした証書であり、審査した内容を明記するもので、その審査の際の申請書の内容が変更される場合には、変更内容について判定委員会の承認を得る必要がある。

8) 大学から基準協会への異議申し立ての権利 大学から異議申し立てがあった場合には、異議申し 立てを審査する委員会が審査団と同様に作られて、 現地実施調査を行い、結果を基準協会に報告し、 判断がされる

9) 基準協会への年間報告義務

判定委員会から各会員大学に年次報告書の請求が 送られてくる。年次報告書には各大学の登録学生数, 財政状況の推移,教育課程の開設状況,第三者と の契約に基づいて実施される教育活動の状況などを 記載し,加盟校認定書の内容と相違がないかを,判 定委員会の事務スタッフによって確認される。

10) 再基準認定調査

以上のような手順で行われるが、加盟校認定書を得ることはアメリカの基準を満たした大学として認められることであり、連邦政府の補助金を受けることや学生への奨学金が受けられる、あるいは認定されていない大学からは認定大学院への入学資格を得られないなど、大きな社会的地位が認められることになる。

なお、異議申し立てによっても判定委員会で認められない場合には、全米基準協議会に申し立てをすることができる。その際のプロセスは、ほぼ地区基準認定協会と同様になる。

日本の大学評価の経過

日本の学校教育法では、「学校を設置しようとする場合には監督庁の定める設置基準に従い設置」しなければならない(第3条)とあり、大学については「その基準を定める場合には、大学審議会に諮問して、最低限度の基準を定める」(第60条)ことになっている。この設置基準が大学として認められる最低基準であるが、その水準が維持され、あるいは向上しようとしているのかどうかを判断する場合に、何を目標とし、何を評価基準とするのか、という課題があり、ある意味では現在も議論は続いている。

1946年に「大学設立基準設定に関する協議会」の発足以後、大学の「設置認可」と「的確判定」を行うことが議論をされた。「大学設置委員会(後の大学設置審議会)」と「大学基準協会」とが定着したが、両者の関係や文部省との関係などあいまいな点が多く、議論が続いていた。

大学評価に関する本格的な提言は,1986年4 月の臨時教育審議会第2次答申で,大学に対して, 教育研究と社会的寄与の状況を自ら検証・評価す ることが要請され,1991年2月の大学審議会「大 学教育の改善について (答申)」では、大学が自 己点検を行い、改善への努力を払ってその社会的 責任を果たすこと, そしてその効果的実施のため にアメリカの的確判断の様な制度の運用が望まし く,大学基準協会がその役割を果たすことが期待 されるとした。この時点ではまだ努力義務とされ ていたため日本の大学の側では外部評価や大学の 外部への説明責任については、さほど重大視して はいなかった。むしろこの答申に評価と共に記述 された, 規制緩和と自由化についての内容が注視 された。そしてこの答申を受けて同年6月には大 学設置基準が改正され、大学による自己点検・評 価に関する努力義務が規定された。大学基準協会

は第三者評価を実施するための「大学評価マニュアル」(1995)を設定した。

1998年10月大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について:競争的環境の中で個性が輝く大学」では、自己点検・評価の客観性に疑問を投げかけて、その努力義務をさらに強化するために「文部省・第三者機関」を中軸とする多元的大学評価システムを提言した。これを受けて1999年9月に大学設置基準の改正が行われ、自己点検・評価結果公表の義務化、学外者による検証、さらに教育内容・方法の改善のための組織的取り組みの努力義務などが規定された。これらを受けて2000年3月、国公立大学を当面の評価対象とする大学評価・学位授与機構が創設された。

大学評価に関する大筋の規定がされたのちには、大学の研究や、評価結果による効果的な資源配分を行うことが強調され、政府の科学技術政策との関連や、評価結果から「21世紀 COE プログラム」の実施などが行われている。

2002 年 8 月の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係わるシステムの構築について」に続いて行われた制度改正によって,各大学短期大学は国公私立に関わらず,文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関によって7年に1度の評価を受けなければならないこととなった。多様な評価システムを理念とするこの制度では複数の評価機関の中から大学が評価を受ける機関を選択することができ,現在では4年制大学では,大学基準協会,大学評価・学位授与機構,私立大学の特性を生かした評価機関として,日本高等教育評価機構が存在する。

以上のように短期間の間に,1)自己点検・評価の努力義務 2)自己点検・評価の実施義務 3)自己点検・評価の結果の公表義務 4)外部評価の努力義務 5)第三者評価機関の創設と評価の実施,というように大学評価のシステムが整備された。

このような大学評価が現在行われているが、大学の数が多いために、多分に評価基準がマニュアル化されており、その結果としての大量の資料作成の必要、また制度導入の意図として、現代的な競争原理と資源配分があり、昨今に話題になることの多い急速な成果・業績主義、基礎研究の軽視などにつながっていくような評価になっているのではないかと危惧するところである。

日本の大学基準協会の評価手順

大学基準協会は、もともとは大学の自主的努力と相互援助によって大学の質の向上を目的とした団体で、1951年からは入会を希望する大学に対する「的確判定」を行い、2004年以降は文部科学省による大学認定評価機関としての活動を行っている。そして現在では大学、短期大学、法科大学院をはじめ、各種専門大学院の認定評価を行っている。

大学評価は、基準協会の会員としてふさわしいかどうかを認定の基準とする形にしており、大学の教育・研究活動等に関する自己点検・評価に対する第三者評価を行い、合格すると学校教育法第109条第2項に規定する認定評価を受けたものとなり、同時に基準協会の会員となる。

大学評価実施プロセス

①大学における自己点検・評価(基準協会の評価実施の前年度)

評価を希望する大学は、大学基準協会に申請を行う。申請は完成年度経過後さらに1年を経た大学が 条件。

②自己点検・評価の結果を「点検・評価報告書」としてまとめ、他の書類と共に提出(提出期限は評価実施の年の4月1日)

申請のあった大学を評価するために、20名からなる

大学評価委員会が設置される。委員の内 10 名は 会員大学から推薦, 5 名は理事会が推薦する外部 の有識者から, 残り5 名は理事会の推薦者でこれら を会長が委嘱する。委員の任期は2年で再選は妨 げない。

大学評価委員会は大学評価分科会と大学財政評価 分科会を設け、その委員は大学評価委員会委員お よびその他の委員で構成され、その委員は大学評価 委員会の候補者名簿に基づき会長が委嘱する。

③書面評価 (実施年度の5月から9月)

大学は点検・評価報告書と他の資料を協会に提出する。

④実地評価 (評価実施年度の9月から10月)

書面評価及び実施評価の結果,大学評価結果(分科会案)を作成し、その案には「是正勧告」、「改善課題」、又は「長所」及び「評定」を付けることができる。そして大学評価結果(分科会案)には、「適合」もしくは「不適合」の判定、又は「判定の保留」を記載する。大学評価委員会委員長は結果の原案について大学から意見を聴取する。

⑤大学評価結果(委員会案)の大学への提示(評価実施年度の12月)

委員会案は理事会の決定を得たのちに会長から大学 に通知し、同時に結果を大学評価結果報告書にまと めて文部科学大臣に報告する。

⑥意見申立(評価実施年度の1月)

「是正勧告」あるいは「改善課題」を付けられた大学は、改善報告書を提出し、協会は改善報告書検討分科会を設置し、改善報告書に対する検討結果を決定する。

判定を保留された大学は、再評価改善報告書を会長あてに提出し、再評価を受ける。期限までに再評価を受けない場合には、その大学は適合しないと判定される。協会は再評価委員会を設置し、書面評価及び実地評価を行い、再評価結果(委員会案)を作成し、大学基準に適合あるいは不適合の判定結

果を記載する。理事会はこの結果を審議し、再評価 結果を記載する。

⑦大学評価結果の通知・公表

再評価の結果,適合と判定された大学に対する認定 機関は、保留されていた期間を合わせて7年とする。 ⑧追評価改善報告書の作成提出(評価結果の受領 から3年経過後の7月)

再評価の結果,不適合と判定された大学は,追評価改善報告書を提出することができ,協会は追評価分科会を設置し,書面及び実地調査を行う。評価結果(委員会案)を作成し,大学基準に適合あるいは不適合の判定結果を記載する。理事会はこの結果を審議し,追評価結果を記載する。大学評価委員会委員長は結果の原案について大学から意見を聴取し,会長に結果を報告する。理事会は結果を審議し,追評価結果を決定する。

⑨再度大学の自己点検・評価(評価実施から7年 経過した4月1日)

⑩適合と認められた大学には、認定証が公布され、ホームページや印刷物などに自由に使用することができる。そして7年後には改めて①から⑧までの手順を踏まなくてはならない。

このように日米を比較してみると、日本のシステムはほぼアメリカの制度を参考にして作られていることがわかる。ただアメリカのほうがじっくりと時間をかけて準備をし、審査を行っているようである。また今日のシステムに至るまでの経過を見ると、時間がかかっている分、いろいろな議論が行われて、課題が整理されているように見える。それはそれで双方にとっての負担が大きいのかもしれない。

ただ現実には日本の大学評価については、それは実施されることで大学の質が上がっていくというよりは、質が下がるのを防ごうとしている、という状態なのではないかと思われる。通常の7年ごとに行われる審査では大量の書類を作り、大変

な割には目に見える変化が生まれるわけではない というような話を聞くことがある。

それでも2019年9月に東京医科大学の入試の 不正に対して、大学基準協会が2017(平成29) 年度大学評価結果の「適合」判定を取り消し、「不 適合」と判定、また2020年2月には同じく医学 部の入試に関して、大学基準協会が調査を行い、 「学生の受け入れ」「管理運営」「内部質保証」に ついて、自己点検・評価が適切に実施されていな いことから、日本大学など7大学の「適合」判定 を取り消し、「不適合」と判定した。なおそのう ちの1大学である聖マリアンヌ大学からは異議申 し立てがあり、大学基準協会での異議申し立て審 査を行った結果棄却された、というような事例は ある。

博物館の場合には、大多数が中小規模なので、 各館の基本的な理念や方針を内部で十分に議論を し、その実行に向けて運営をされているかどうか の点が大きなポイントであると考える。そのため にはアメリカの例での「基準認定用基準」のよう な基本の評価の姿勢を明確にすることが必要と考 える。

参考文献

大学基準協会(企画)・早田幸政(訳). 1995. アメリカ北中部基準協会の大学カレッジ評価ハンドブック. 270pp. 紀伊国屋書店,東京.

秦由美子(編著). 2005. 新時代を切り開く大学 評価 日本とイギリス. 313pp. 東信堂,東京. 喜多村和之. 2002. 大学は生まれ変われるか 国際化する大学評価の中で. 179 pp. 中央公論 社,東京.

これからの博物館の在り方に関する検討協力者会 議. 2006. 新しい時代の博物館制度の在り方に ついて. 120pp. 文部科学省,東京.

日本博物館協会. 2017. 博物館登録制度の在り方 に関する調査研究報告書. 38pp. 日本博物館 協会,東京.

大南正瑛・清水一彦・早田幸政治(編). 2003. 大学評価文献選集. 397pp. エイデル研究所, 東京.

学校教育法

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない

公益財団法人大学基準協会 大学評価に関する規程

第1条(目的)公益財団法人大学基準協会が、公益財団法人大学基準協会定款に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、大学(短期大学を除く。)に関する評価について定める。

第2条(定義)この規程において大学評価とは、完成年度経過後さらに1年以上を経た大学で、本協会の大学評価を受けることを希望する大学を評価し、本協会の大学基準に適合していると認定するか否かについて判定することをいう。2 この規程に定める大学評価を受けた大学は、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価を受けたものとする。 第4条適合の判定を受けた大学の認定期間は7年間とする

大学評価委員会

第7条 大学評価を行うために、定款第33条第1項の規定に基づき、大学評価委員会を設置する。

第8条 大学評価委員会は、20名の委員で構成する。2前項の委員のうち10名については、正会員である大学がその大学から推薦する1名ずつの候補者について理事会で選出し、会長が委嘱する。

第13条 大学評価委員会は、大学評価分科会及び大学財務評価分科会を設置する。2 大学評価分科会及び大学財務評価分科会の委員は、大学評価委員会の委員及びその他の委員によって構成する。3 大学評価分科会及び大学財務評価分科会の委員は、大学評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

大学評価手続き

第 15 条 大学評価は、別に定める点検・評価項目に基づいて大学が作成する点検・評価報告書その他の資料の評価及び実地調査を通じて行う。

第 16 条 大学は、指定の期日までに、大学評価申請書を会長宛に提出するとともに、前条に定める資料を、指定の期日までに、本協会に提出しなければならない。

評価結果の作成

第22条 前条に定める評価の結果に基づき、大学評価分科会及び大学財務評価分科会のもとで大学評価結果(分科会案)を作成する。2大学評価結果(分科会案)に、「是正勧告」、「改善課題」又は「長所」及び「評定」を付すことができる。3大学評価結果(分科会案)には、大学基準に適合若しくは不適合の判定又は判定の保留を記載しなければならない。

結果の通知

第25条 会長は、大学評価結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を大学に通知しなければならない。 2会長は、大学評価結果を大学評価結果報告書にとりまとめ、文部科学大臣に報告する。

第26条 異議申立審査手続については、別に定める

第27条 大学基準に適合すると認定された大学で、是正勧告又は改善課題を付された大学は、指定された期限までに 是正勧告又は改善課題についての改善報告書を提出しなければならない

第28条 改善報告書の検討を行うために、大学評価委員会は、改善報告書検討分科会を設置する

第29条 改善報告書検討分科会は、その検討結果に基づいて、改善報告書に対する検討結果(分科会案)を作成する

第30条 理事会は, 前条第5項の検討結果(案)を尊重しつつ審議し, 改善報告書に対する検討結果を決定する 再評価

第31条 大学評価の結果、判定を保留された大学は、指定された期限までに、「是正勧告」及び「改善課題」に対する再評価改善報告書を会長宛に提出し、再評価を受けなければならない。2 指定された期限までに前項に定める再評価を受けない場合、その大学は大学基準に適合していないと判定されるものとする

第32条 再評価を行うために、大学評価委員会は、再評価分科会を設置する

第33条 再評価は、書面評価及び実地調査により評価を行う。ただし、書面評価を通じて改善が確認できる場合は、大学評価委員会の判断によって実地調査を省略することができる

第34条 前条に定める評価の結果に基づき,再評価分科会は,再評価結果(分科会案)を作成する。2 再評価結果(分科会案)には、大学基準に適合又は不適合の判定結果を記載しなければならない

第35条 理事会は、前条第8項の再評価結果(案)を尊重しつつ審議し、再評価結果を決定する

第36条 再評価の結果, 大学基準に適合していると認定された大学に対する認定期間は, 判定が保留されていた期間を含め、7年間とする

追評価

第38条 大学評価又は再評価の結果、大学基準に適合していないと判定された大学は、指定された期限までに不適合の判断に至った問題事項を対象に追評価を申請することができる

認定証

第45条 本協会は、大学評価、再評価又は追評価の結果、大学基準に適合と認定した大学に対して、認定証を交付する

附則 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する

第三部 人材育成と学芸員制度

学芸員制度の問題点

明治大学名誉教授 矢島國雄

はじめに

博物館法によれば、学芸員は博物館における調査研究・収集保存・展示教育の専門的な事柄を職掌とすると規定されている。倉田公裕の言うように、研究者・技術者・教育者という三つの役割を果たすことが求められているといえる。換言すれば、学芸員とは博物館という社会教育機関・研究機関・資料保存機関の役割と働きを知り、その原理と方法を研究し、さらに、自己の専門的な研究を基礎として、博物館を舞台にその教育的実践を行う者であり、同時に全人類的な財産としての博物館資料の保存をはかり、後世に伝承する責任を負う者であるといえる。

欧米の多くでは国家的な資格制度をとらずに, 実態としての専門職体制を形作ってきた訳だが, 我が国では戦後の新たな教育体系整備に合わせて 1951年,博物館法を制定し,併せて国家資格制 度を作り上げたのは,国情に照らした知恵の産物 というべきであろう。

上記の認識を基礎としたその養成の仕組みや理念はといえば、最初期には人文科学系と自然科学系が区分されていたものの、これが廃止され基本的にはジェネラルなものとして制度化された。また、既に欧米においては博物館専門職の基礎資格が、実態として大学院レベルに移行しつつあったことは認識されていたようであったが、当時の我が国の高等教育の実情から見れば、学部卒の資格

と考えられたのは、十分理解できる。

以来,学芸員の養成は大学の学部に設置された 学芸員養成課程において行われている。研究者と しての専門性とその資質は学部教育によって担保 され,学部卒で資格を満たすとしている。技術 者としての教育訓練は学芸員養成課程における概 論,資料論,展示論,教育論,資料保存論等の座 学と博物館実習を取得することで資格を満たすと している。そして,教育者としての教育訓練は学 芸員養成課程における概論,展示論,教育論等の 座学と博物館実習を取得することで資格を満たす としている。

学芸員養成制度の問題点

現在の博物館法における学芸員は、初期の curator と同じく、研究者・技術者・教育者の役 割を併せ持つものと規定されている。

我が国における学芸員養成制度の現状の問題は、博物館現場の求める研究者としての基礎的な力が、学部段階の教育では不十分ではないかという点、技術者・教育者としての教育訓練、特に技術者の部分の実務的な教育訓練が大学の学芸員養成では不十分ではないかという点に収束しよう。

大学が高等教育機関としての門戸を拡大して 行った事によって、学部卒の段階での専門性が全 体としては低下した感は否めないが、一方で専門 科学が細分化、高度化していったことも事実であ る。このため、博物館に求められる学術的正当性 の担保を図るためには、学芸員の基礎資格を大学 院修士課程(博士前期課程)終了程度に引き上げ るべきであるという考えは至当であろう。

その一方,博物館の意味や役割を理解し,博物館における教育実践に当たるには,現状の学部段階での教育訓練で不十分であるとは必ずしも言えない。

現状の学芸員養成は多くの大学が教職課程などと同じく学部横断的に置いている。このため受講生の基礎専門はかなり幅広い。資料管理等の実務的訓練が不足,あるいは偏りがあるのは,担当教員の基礎専門や大学の施設設備のみならずこうした事情が働いている。したがって,全ての受講生が各自自己の基礎専門に沿った資料の取り扱いや管理を実務的に学ぶことを実現するのはかなり難しい。特に資料の基本的な取り扱いはそれぞれの専門教育における研究法などを通じて学ぶのが基本であるが、学部教育との十分な連携や意思疎通が欠けていれば、抜け落ちることになりかねない。そもそも具体的なモノを相手としない領域の専門についてはいうまでもない。

こうしたことから考えれば、技術者としての十分な基礎訓練を大学の学芸員養成課程に求めるのはなかなか難しい。この問題を解決するには、博物館現場におけるインターンシップの拡充以外に方法はないであろう。しかし、卒業を控えた4年生にとって、3週間の集中的な実務実習は相当に過重であった。そこで現状では、事前事後の指導、学内での実習や見学と組み合わせることが可とされ、1週間から10日前後の博物館における実務実習という形が主であろう。これでは、前記したような理由もあって、即戦力となりうるまでの技術的訓練ができるかといわれれば、否であろう。この点では、大学院または卒後に長期のインターンシップを課すことで資格取得を考えた先の改正

原案が受け入れられれば、事態はある程度改善されたかとはいえよう。

欧米の博物館専門職員

博物館は、歴史的に形成されてきた最新の研究 成果を含むモノに即した知の集積体であり、かつ それを社会的に共有する教育機関である。このた めには高度の専門性を持った職員を置き、その扱 う知の学術的正当性を常に担保することが求めら れた。博物館を生み出した西欧においては、この ため, 資料の保存管理とともに研究を推進する役 割も持った curator がおかれることとなった。こ の curator あるいは keeper という用語は、その原 意が「世話をする」「保持する」であるように, 基本は資料管理者の意であるが、真贋の判定や学 術的位置や意味を明らかにすることもその役割で あり、研究者であることが求められた。さらに、 博物館に社会教育的な役割が求められたことか ら,展示や教育の活動もその役割とされた。しか し、博物館に対する社会からの教育機能の拡大が 次第に求められるようになり、教育機能を十分に 果たすためには、展示の専門家や専門の教育推進 者を置くことが求められるようになっていったと いえる。

欧米では博物館の専門職員が、博物館における 具体的な仕事に即して専門分化が進んでいること は周知のことだろう。専門研究者、保存修復者、 展示技術者、資料管理者、博物館教育者、経営管 理者等々である。しかしながら、これらもそれぞ れの国の博物館とその制度のあり方によって次第 に形作られてきたもので、国の法律による資格制 度で運用されているものはフランスを除いてはな いといってよかろうし、実際の分化の程度も国に よって異なりがある。また、その養成の形もかな り差がある。アメリカでは、大学院レベルでの museum study もしくは副専攻での養成といった ものが多数を占めているし、イギリスにおいては、 いくつかの大学院に museum study のコースが設 置されている。

ところで、これらの museum study などは、個別専門科学の専門研究者を養成するものではないので、curator の養成を行うものではないことを知る必要がある。これらの museum study では、経営管理者、資料管理者、博物館教育者の養成が中心となっているといえる。今日では、curatorとなる者は、それぞれの専門を大学院で学び、博物館での研究を選んで応募するのであり(アメリカの場合では、副専攻で museum study をとっている者も多いが、必須ではなく)、もっぱら研究業績と研究能力によって選考されているといえる。

学芸員制度の改革

それでは、今日の我が国では、どのような博物 館専門職員が求められているといえるのだろう か。

残念ながら、この問題についてはきちんとした 議論の積み重ねはないともいえるだろう。特に問題を複雑にしている要因の一つが、博物館法における登録博物館に関する規定である。実態としての我が国の博物館数は5000館を超えるにもかかわらず、約80%が博物館類似施設であるということ、つまりこれらの博物館類似施設は法制度上、博物館専門職員としての学芸員の任用や配置は義務ではないことである。しかし、これらの博物館類似施設にあっても博物館活動は行われているし、資格保持者であるかどうかは別としても博物館業務を担っている職員はいるのである。それでは、これらの職員はどのように位置づけられているのか、任用に当たってどのような専門性を評 価したのであるのか, そうした問題にまで踏み込 んだ議論は行われてこなかったと言えるのではな いだろうか。このような学芸系職員とでも呼称す る以外にない専門職員を含めた博物館専門職の実 態は, 多くの博物館関係者が知っていながら, 博 物館専門職員像についての具体的な議論のないま ま推移してきたのではないだろうか。博物館専門 職としての学芸員は現行法の枠組みの中で登録博 物館を中心に運用されている一方, 博物館の職員 ではないが文化財の調査に従事する者に学芸員と いう職名を拡大したり、仕組みは欧米の標準には なっていないまま職名のみ欧米流を援用したりす るものなどもあって,ある種の混乱が生じている。 これは, 博物館にどのような専門職員が必要であ るのかという議論が深化されないまま, 学芸員制 度を1951年の法制定当時のままにしてきたこと が生んだ事態ではないだろうか。

1973年に日本博物館協会の学芸員制度調査会 の提言が元となって公立博物館に関する設置と運 営の基準が作られ、設置者に応じた(つまりは規 模に応じた) 学芸員の定数を打ち出したが、これ が全くと言っていいほど守られなかったことは周 知であろう。それ以外の施設設備等に関してはこ の基準は実によく守られたにもかかわらず、学芸 員数に関する限り各自治体はこれを無視したとも いえる。確かに, 人件費は自治体予算の中で非常 に大きいことは事実であるし, 財政の圧迫要因で もあることは言うまでもないことだし、規模の小 さな自治体にあっては、博物館に6人もの職員を 置くということは、庁内の職員バランス上も受け 入れがたいものであったことも理解できるとはい え,これが実現できなかったことや,財政状態の 悪化によって博物館専任職員の減少が続いたこと に対して, 博物館界は有効な反論や職員増の働き かけができなかったことも明らかであろう。「48 基準」の学芸員数は、単に適当な数値が出された わけではなく、議論の上での算定基礎があって出された数値であることを再認識する必要がある。このことが、博物館界でいつの間にか忘れ去られているのではないかと思う。つまりは、時代、社会の大きな変化、諸外国の博物館の充実を感じ、あるいは知りながらも、博物館にはどのような専門職員が必要なのかという、根本の議論が等閑視されてきたと言わざるを得ないのではないかと思う。

学芸員あるいは博物館専門職員の養成というからには、博物館の現場がどのような資質・能力を持った専門職員を求めるのかが明らかでなければ、その養成は空回りするしかないだろう。つまり、博物館側が、あくまでこれまでの「学芸員」という性格の専門職員によって博物館運営を行うのか、博物館における業務の専門性に沿った職員配置を望み、そうした専門性に沿った養成を望むのかによって、養成制度は変わらざるを得ないと考える。このためには、今日改めて博物館の性格や規模に応じて、どのような専門性を持った博物館専門職員をどのような組み合わせで、どの程度の数必要なのかという議論が不可欠であろう。

我が国に限らず、博物館というものの実態は、数百人、数十人規模の専門職員を要する国立などの大規模館から、数人以下の専門職員しかいない小規模館や専門館まで多様である。数多くの専門職員を持てるところにあっては、分化した専門性に沿った専門職員を配置することは容易であろうが、少人数の専門職員しか任用できないところでは「学芸員」という性格の複合的な専門性を持った職員の任用を考えなければ、調査研究・収集保存・展示教育のいずれかの領域の活動が低迷せざるを得なくなろう。

極言すれば、欧米のスタンダードに移行し、博 物館における専門性の分化に対応した専門職員養 成を考えるのか、「学芸員」という複合的な専門 性を持った専門職員でいくのかが問われているともいえる。「雑芸員」という自らを揶揄する言葉が、いつの間にか積極的に「学芸員」の本質を指す言葉、つまりは複合的な専門性を持つ専門職を指す言葉にすり変わってしまって久しいが、わが国の博物館専門職員のスタンダードをここにおくにしても、登録制度を見直し、すべての博物館に学芸員が任用されなければならないといった、きちんとした制度的保障の再検討が求められる。

養成側の立場から言えば、法に照らした学芸員 養成を行う大学側の養成観は、課程教育というも のは準備教育であり、「完成教育」ではありえな いというスタンスである。いっぽうで、博物館の 現場が望み求める学芸員有資格者の教育訓練レベ ルはもう少し高いと言える。現状、両者にはかな りの開きが生じていると言えるだろう。

実際の養成側から言えば、より高度な専門性を 担保して学芸員有資格者を育てるには、現在の基 礎教育に加えて、大学院修士レベルにおいて博物 館業務の専門性に沿った教育訓練を行うような仕 組みがとられなければ困難であると言わなければ ならない。これはすでにいくつかの大学で実現し ている博物館学研究者を育てる大学院教育とは別 で、主専攻の他に副専攻として、主専攻の資料専 門性を生かしながら博物館学的、博物館技術学的 な教育訓練を行える組み立てを実現することなく しては困難であろう。とはいっても、現状の我が 国で実際に副専攻制が機能している大学院はほと んどないに等しいのが問題であろう。

おわりに

我が国の博物館専門職員はどのようなものとするべきであろうか。この問題を明らかにしなければ具体的な資格像や養成制度像は結像しない。博物館における業務の専門性を主として考えるなら

ば欧米型の専門分化を採り入れる必要があろう し、数多くの小規模博物館の実態から考えれば、 現行の学芸員制度をどのように高度化するのかと け止めていただければ幸いである。 いう方向しかなかろうとおもわれる。

具体的な提言にまでは及ぶことができないが, 学芸員問題の一端について整理を試みたものと受

第三部 人材育成と学芸員制度

我が国における学芸員養成の現状と展望

桜美林大学 浜田弘明

はじめに

日本の博物館行政は今,大きな転換期を迎えている。現政権下においては,文化財や博物館が観光政策と結び付けられ,文化財や博物館で「稼ぐ」ということが表明されている。戦後70年以上にわたり,国民の社会教育機関として位置づけられてきた博物館が,展示を中心とした文化施設・観光施設へと転換されようとしているのである。その一環として,2018年10月1日から博物館行政が,文部科学省(社会教育行政)から文化庁(文化財行政)へと移管され,今後,文化庁内では,博物館法の改訂を前提に,博物館の定義付け,博物館登録制度,学芸員養成制度などの見直しも検討されている(注1)。

筆者は、文化財の積極的な公開や、博物館の観光利用を全く否定するものではないが、その裏を支えている現場の学芸員の声や役割が、なおざりにされているように思えてならない。それを象徴するのが、学芸員への無知・無理解が生んだと思われる、2017年の地方創生担当大臣による「学芸員はガン」という発言であろう(注 2)。

こうした状況を踏まえ、本稿では、博物館の現場で働く学芸員の問題に焦点を当て、その役割やこれからの養成や制度のあり方について、改めて検討してみたい。具体的には、博物館法と学芸員制度が、戦後の日本でどのように展開されてきたかについて、まず見ていくこととしたい。次いで、

筆者らが 2015 年度から 2017 年度にかけて、科研費を得て実施した博物館学芸員課程に関する調査の成果(注3)から、その現状と課題を整理したい。さらに後半では、学芸員の資格と専門性に関する近年の論議を展望し、それに基づいて、学芸業務の現実と高度化の問題について私見を述べることとしたい。

博物館法と学芸員制度の沿革

博物館法と学芸員制度の成立

日本では周知のとおり、専門職としての「学芸員」という制度は戦後スタートした。しかし、日本博物館協会の『博物館研究』のバックナンバー等を追っていくと、博物館専門職の論議は戦前からあったことが分かる(注 4)。初期の動向としては、1935年に日本博物館協会(以下「日博協」)が「博物館事業促進のための博物館令の制定」について提言し、続く翌36年には、「専門職養成のための博物館令の制定」について提言をしている(注 5)。しかし、この後、戦争の時代に突入することにより、これらの論議はしばらく中断せざるを得なかった。

敗戦後、改めて博物館に関る法令が検討されることとなり、その発端となるのは、1950年に棚橋源太郎によって立案された「博物館動植物園法案」であろう(注 6)。これが、現在につながる博物館法の前提になったといえる。周知のとお

り、1951年12月に博物館法が公布され、この中で学芸員の制度が記述されることとなった。それを受けて、翌1952年1月に日博協では、「博物館法に伴う学芸員の講習、博物館の基準等に関する意見書」を文部省に提出している(注7)。続いて同年4月、日博協では「学芸員の職務内容基準」について検討(注8)を行っており、恐らくこれらの内容を受けて、1952年5月の博物館法施行規則公布に至ったものと考えられる。この時点では、人文科学学芸員と自然科学学芸員という区分があったが、その後、1955年の博物館法改正時に廃止となっている。

当時,一番の課題は、学芸員を博物館現場へい かに配置していくかであった。これには早急な手 続が必要とされたため,施行規則公布の翌6月に, 文部省は「昭和27年度における学芸員の講習実 施要項」を告示する。この告示を受けて、日博協 では「学芸員を研究職として扱う陳情書」を当時 の地方自治庁長官に提出している(注9)。法令 上, 学芸員は博物館の専門的職員という位置付け であったが、博物館の現場からは研究職として位 置付けるよう要望されていたことが分かる。告示 翌月の7月から8月にかけて、国内で初めて東京 藝術大学を会場に、65名の受講者を受け入れて、 現場の博物館専門職を対象とした学芸員講習会 が開催された(注10)。この講義記録を基に、翌 1953年春, 文部省では, 手書きのガリ版刷りな がら『学芸員講習講義要綱』という冊子を刊行し ている (注11)。1953年からは、関西にも会場が 設けられ,関東では東京藝術大学,関西では大阪 大学 (1953年) と神戸大学 (1954年) で講習会 が開催された。

大学における学芸員養成教育の展開

この時期,大学に博物館学芸員課程(以下「学芸員課程」)を設置する動きもあり、その第一歩

となったのが立教大学である(注12)。当時,民俗学が専門の宮本馨太郎が中心になって,1952年後期からスタートしている。この時の博物館学4単位の内容を見ると,概論,資料収集保管法,資料分類目録法,資料展示法という項目が見える。続いて,早い時期では1953年に早稲田大学,1954年に大阪市立大学・東京大学・同志社大学で学芸員課程が設置されている。

1955年5月に日博協では、博物館法の学芸員 の資格付与のための学芸員講習制度が実情にそぐ わないこと等を文部大臣・衆参文部委員会に陳情 している (注13)。これを受ける形で同月に博物 館法の改正案が提示され、7月に博物館法が改正 されたが, 先に述べたように, この時に, 人文科 学と自然科学の学芸員資格は「学芸員」に一本化 された。また、学芸員講習制度が廃止される一方 で, 学芸員課程科目が制定され, 以後, 多くの大 学に学芸員課程が設置され,大学が学芸員養成の 場となった(注14)。その時の基本テキストとなっ たのが、1956年に日博協から刊行された『博物 館学入門』である。この中で、約半分を占める「博 物館学総論」は、筆者の恩師でもある鶴田総一郎 が担当し、博物館の3つの要素や4つの機能を掲 げた内容は、現在の日本の博物館学の講義の基本 となっている。なお、明治大学は1956年に、國 學院大學は1957年に学芸員課程を開講している。 その後, 1996年になって41年ぶりに施行規則 が改訂され、従前の博物館学4単位は、博物館 概論2単位,博物館資料論2単位,博物館経営 論1単位,博物館情報論1単位の計6単位へと拡 充された。この時に、併せて社会教育概論は生涯 学習概論へと名称が変わっている。さらに、2009 年にも施行規則が改正され、3年の猶予を持って 2012年から博物館学は、現在の博物館概論・博 物館資料論・博物館資料保存論・博物館展示論・ 博物館経営論・博物館情報メディア論・博物館教 育論の計7科目14単位に改訂されるに至っている。

学芸員課程の現状

さて、学芸員課程の現状であるが、2015年から2017年にかけて、東海大学の江水是仁氏を研究代表者、文教大学(当時、現・明治大学)井上由佳氏と筆者を研究分担者とした計3名で、科学研究費(以下「科研費」)の助成を受けて「博物館学芸員課程における学びの特徴と現代社会に対応した学芸員養成教育に関する研究」を進めてきた。ここでは、その成果(注15)の一部から学芸員課程の現状と課題を眺めてみることとしたい。

本研究では、まず各大学のホームページを検索し、学芸員課程のシラバスや担当教員の確認から進めた。ホームページで確認できた博物館学芸員課程を開講する大学は286校で、学芸員課程の科目を担当する教員は、全国で延べ2,123名いることが確認された。これをもとに、全国大学博物館学講座協議会に加盟する大学の協力も得て、学生・担当教員・実習館園に分けてアンケート調査を実施した。

学芸員課程を履修する学生の現状

まず、学芸員課程を履修する学生に対して実施した、択一式アンケートの結果から見ることとしたい(注16)。学生は、いつ学芸員の存在を知ったかということであるが、590名から得た回答を見ると、小学生の頃が8%、中学生の頃が17%で、意外と多いのが高校時代で約半数(46%)を占めた。また、大学に入ってからという学生も3割近く(28%)いることが分かった。つまり、学芸員課程を履修する学生の約4分の3(74%)は、直近の高校か大学でその存在を知ったということに

なる。では、なぜ学生たちは、学芸員資格を取るのかということを聞くと、筆者の教えている学生もそうであるが、その多くが、単に博物館に興味・関心があるから取ってみたという回答で、約半数(47%)を占める結果となった。博物館で仕事をしてみたいからという学生は16%で、そのほか、就職に有利という理由と、専門領域の理解を深めたいからというものが各8%、両親から勧められてという学生も3%いた。

学芸員になるには、博物館現場での実習を受ける必要があるが、その実習経験が就職活動や進路にどのような影響を与えたかというアンケートも取っている。112名から得られた回答を見ると、トップに出たのは「自分の頭で考えて動くようになった」で、32%を占めた。それとほぼ同等の割の29%が、「博物館への就職意欲が湧いてきた」という回答であった。その他、「コミュニケーションの大切さを知った」が19%、「社会人としての基礎を養うことができた」が14%などと続いている。博物館への興味・関心の向上ともに、コミュニケーションの重要さや社会人としての基礎を学び、能動的に行動することが体験できたという意味では、館務実習は学生にとって意義のあることであると思われる。

次に、学芸員課程を担当する教員へのアンケート結果について見ることとしたい。回答が得られたのは42名で、学芸員課程を担当する教員の所属としては、史学科が最も多いことが分かった。3分の1を超える36%が史学科所属の教員で、全体では約半数が人文系の学部・学科に所属するという結果となった。ここから、学芸員課程の多くが史学科に設置されていることが分かる。次に、担当教員の専門研究分野(3分野までの複数回答)について見ると、自己申告ながら博物館学・文化財科学がトップで36%になっているが、史学も同数となっていて、この両分野で72%を占め、

歴史系の教員が中心となって日本の博物館学教育が担われていることが分かる。次いで多いのは、芸術学の10%であった(注17)。

学芸員課程を担当する教員の現状

次に、学芸員課程を担当する教員に対して、「博物館現場で学芸員資格は必要か」という問いをしてみたところ、42名の回答の中からということになるが、学芸員課程担当教員にもかかわらず、学芸員資格は不要だという教員が1割を占める4名いた。その理由は、以下の内容であった(注18)。

- ・現行では、学芸員に必要な学識を養成課程で学 ばせることはできない。学芸員の実務は、職に ついた後の研修で十分であると考える。
- ・理想的には必要。ただし、各部の専門性に応じて不必要な場合もある。
- ・不本意ながら、現行システムでは充分な学芸員 養成は難しく、むしろ専門分野での研究実績の ある人がたまたま博物館に採用され、そこで能 力を発揮しているように思う。
- ・学芸員資格というものをどのように捉えるかに よっても答えが変わると思うが,現状のままで あれば不要である。

さらにそれ以外に、学芸員課程を担当する教員が、「博物館にどのような課題を抱いている」かという質問に対しては、さまざまな課題が出された。39名の教員から回答があり、その主な内容は、次の通りである(注19)。

- ・博物館法の博物館の定義が不明確である。
- ・実態と博物館法が全くかけ離れている現状。
- ・法的区分(登録,相当,類似)の博物館に意味が少なくなっている。
- ・日本の博物館の約80%が「博物館類似施設」 であるのに、博物館法の大部分が「登録博物館」

にしか対応していないこと。

- ・公立博物館の設置基準がなくなったこと。
 - ・多くを占める市町村立の博物館に、博物館法・ 施行規則の内容が浸透しているのか疑問であ る。
- ・登録博物館において有資格者はいても、学芸員 の辞令が出されていない館も増加しているので はないか。都道府県は確認しているのだろうか。
- 無資格館長の存在。
- ・学芸員の意識(博物館学的な知識と熱意)が低い。
- ・学生の専攻分野との有機的な連携が欠如している。このことに起因して, 博物館の存在が周知されていない。
- ・一般的に博物館の意義や必要性の理解が低い。
- ・自治体の予算削減に伴う博物館の存続問題。
- ・学芸員が研究者として、科研費申請できるようにすること。
- ・一般の方々に、学びの場を提供する役割をしっかり認識する必要がある。
- ・博物館意識の低さと博物館学知識の少なさ。
- ・博物館・学芸員の社会的認知度があまりにも低すぎる。
- ・次世代の博物館を担う学芸員の数が徐々に不足していること。
- ・今後,小規模な自治体では,学芸員が確保できなくなる可能性もある。
- ・学芸員が,発掘調査などの埋蔵文化財行政の主体的な役割を担うことが多いことから,人材育成が急務である。
- ・働き口が少なく、またその多くが非正規職員であること。雇用環境の改善が、大きな課題である。
- ・学芸員が担当しなければならない仕事があまり にも多く、学芸員は忙しすぎるのではないか。 仕事がもっと細分化され、その専門家を置く

ようにしなければいけない。特別展や企画展が 年々充実していくのに対し、平常陳列(常設展) への配慮がやや足りていないのではないか。

- 博物館の指定管理者化という法的矛盾。
- ・指定管理者制度の導入に伴い, 博物館が本来持 つべき機能が損なわれる危険性がある。
- ・非正規扱い及び任期制による雇用の増大で身分が不安定であったり、ノウハウの蓄積がなされにくくなっている。個々人にもよるが、社会の変化に専門的な仕事が対応できていないケースがある。
- ・学部学科卒業程度では、学芸業務をこなすだけ の知識や経験は得られない。博物館を使いこな す能力としての「博物館学」と、博物館で主体 的に働くことのできる能力としての「博物館学 芸員養成課程」を明確に分けるべきである。

博物館実習生を受け入れる館園の現状

次に, 実習生を受け入れる館園の実態について 見ることとしたい(注20)。1館園当たりの実習 生の受け入れ人数は、回答を得た402館園中、1 名が12%, $2 \sim 3$ 名が26%, $4 \sim 5$ 名が19%, 6 ~10名が21%などで,5名以下の受け入れが過 半数を超える57%を占めた。まず驚いたのは、 現場で何名ぐらいの常勤学芸員が勤務する博物 館で実習生を受け入れてくれているのかという点 で,回答を得た444館園中,1名が20%,2~3 名が34%と、実に3名以下という館園が過半数 (54%) を占めるという結果となったことである。 しかも、実習を指導する職員数(学芸員であるこ とは問わない)を問うと、回答を得た462館園 のうち, 3分の1 (34%) はたった1名で指導し, さらにもう3分の1(32%)も2~3名で,実に 3分の2の館園では1~3名という少人数で、実 習生の面倒を見ているという実態が浮かび上がっ た。

さらに、現場で学生の実習指導をしているにもかかわらず、学芸員資格を持っていないという職員が指導する館園の割合が、約1割(497館中50館)存在するということも確認された。それから、博物館現場の意見として、学芸員の資格が必要だと答えた館園は、回答を得た463館中の84%を占めたが、それでも不要だという館園が15%を占めたことは見逃すことのできない事実と言える。とくに、動物園や水族館の飼育系の館園では、不要と考えている場合が多いのかもしれない。

次に, 資格を取った学生のうち, 博物館現場に 就職する者は、2008年の文科省の調べでは0.6% という数字が出ている。今回アンケートを行った 結果では, たまたま熱心な学生が回答してくれ たということも考慮する必要があるかもしれな いが,回答を得た590名中,任期無し学芸員に 2%, 任期付き学芸員に2%, 博物館職員に1% が 就職しており、学部卒であっても合計すると5% が, 博物館現場に就いていることが分かった。と は言え、最も多いのは、民間企業の60%である が、全体の4%、民間企業就職者の6.7%は展示 系の会社に就職していることも確認された。また, 11%はその他公務員になっていて、公務員の勤務 先の内訳までは確認できていないが, 地方の市町 村の資料館・博物館等に一般行政職で採用され, 有資格者として勤務する者も存在するものと思わ れる。その他, 学芸員になることを目指して大学 院に進学する者が14%に達し、学芸員課程履修 者ならではの進学率と言えよう(注21)。

学芸員養成制度に関する近年の論議

近年における学芸員の採用と養成論議

さて,こうしたことを基に,近年の学芸員資格 の専門性についてのとらえ方と,学芸員養成の論 議を少し振り返ってみたい。現状で,学芸員採用 に当たって何が重視されるかというと、人文系の 考古学・日本史学・民俗学の場合、モノに関係す る領域、つまり考古学であれば遺跡の発掘ができ ること, 日本史であれば古文書が読めること, あ るいは民俗学であれば民具が扱えることなどが重 視される。 さらに近年では、 実務経験も加算され て採用試験が行われるケースも少なくない。自然 史系の場合は、学芸員資格よりも修士号や博士号 の学位が重視されて採用されるケースも少なくな いと聞く。動植物や地質系の採用現場では,標本 の採集と作製の技術を持ってさえいてくれれば, 学芸員資格がなくとも構わないという意見もあ り,こうした採用の現状は、学芸員資格制度を考 える上での課題と言えよう。自然系に多い学芸員 資格を有しない博物館専門職の多くは, 研究員等 の肩書で勤務している。こうした背景には, 文系 学部よりも理工系学部の方が、学芸員課程を開設 している割合が低いという現実も影響している。

とは言え、教員や医師は、資格無くしては絶対に現場に立つことができないのに、学芸員は、資格はあとからでも構わないと考えられていることは、大きな問題としてとらえる必要があろう。これは、教員や医師は免許制である一方、学芸員や司書は資格制度であることが、資格軽視の傾向の一因になっていると思われる。しかしながら、法律(博物館法第4条)上、博物館で働く専門的職員が「学芸員」と定められている以上は、有資格者を前提とした採用論議を行わなければ、何のための法律で、何のための資格制度かということになってしまう。

ここで,前回 2009 年の施行規則改正時,文部 科学省(以下「文科省」)に設置された「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の 論議の中から,その論点を振り返ってみたい。まず,2007 年の第一次報告書(注22)では、学芸 員養成科目の見直しが提言され,これにより現行 の科目への変更が行われた。また、実務経験の重 視という観点から、当時はインターンシップ制度 の導入についても提言されている。さらに、学芸 員資格の高度化に関しては、当時、朝日新聞の 「学芸員格下げ」という記事で話題になった(注 23)。現行の学芸員を学芸員補に格下げし、大学 院修士修了又は実務経験5年以上を経たものを学 芸員とするというもので, ①現行の学芸員を学 芸員補に格下げする,②学芸員になるには5年以 上の学芸員補経験や修士号取得, 国家試験合格と いった条件を設ける, ③10年以上の学芸員経験, 実績や研修、国家試験による上級・専門学芸員を 新設するというものであった。また,大学院での 学芸員養成についても検討されたが, 論議は途中 で終わってしまっている。2009年の第二次報告 書(注24)の中では、学部教育を優先して進め るということになったが、それでも、学芸員の入 口としてのスキルを身に付けるような養成制度に するという結論に達している。また, 具体的教育 内容として, 博物館各論及び博物館実習(学内実 習・館園実習)のガイドラインが作成された。な お,大学院教育と上級資格制度の検討については, 今後の課題とされている。

学芸員養成論議のミスマッチ

この10年あまりの間,文科省を中心に,このような学芸員養成論議が展開されてきたわけであるが,筆者が思うに,実際の博物館の学芸員の現場の状況と,高度化論議との間にはミスマッチがあるように思えてならない。現在,博物館の現場では,大規模博物館と小規模博物館との間で,博物館の役割や学芸員の使命の二分化が進んでいる。大規模博物館,とくに県立・政令市クラスの分野毎に複数の学芸員配置している博物館園では,学術研究能力や高い専門性が重視されていて,修士号,博士号の取得者が優先され,採用

される傾向が強いように思われる。兵庫県のよう に, 博物館専門職員を大学教員と併任させる例も あるが, それでも「博物館」に勤務する以上は, 博士であろうとも、学芸員有資格者を採用の前提 とすべきである。その一方で、一般市町村の公立 博物館・資料館においては、少ない学芸員配置と いう現実から, 逆に専門性は高くなくても良いの で、自然から人文にまたがる広い分野をカバーで きて、管理から研究までいかなる仕事もこなせる 人材が欲しいという話も耳にする。中には,修士・ 博士を持つ者の処遇や待遇を懸念して, 大学院修 了者を逆に敬遠する市町村もあったりする。つま り、日本の学芸員養成には、博物館現場が望む学 芸員像が大規模博物館と小規模博物館とでは方向 性が異なっていることへの配慮が必要であると考 える。

しかし, 博物館規模の大小とは別に, 両者に共 通して必要な学芸員としてのスキルもいくつかあ り、それが学芸員資格制度の存在意義にもつなが るものと考える。一つは、対市民の諸活動が博物 館規模の大小に関わらず行われているということ から、市民とコミュニケーションが取れる人材を 育成することは最重要であると言える。二つ目は, 資料収集や特別展業務等の中では、自分の専門分 野とは異なる領域の資料や調査・研究に取り組ま なければならないこともあり、資料の専門家であ ることに基礎を置いた幅広い専門的対応能力が問 われる。三つ目は、私立博物館はもとより公立博 物館においても、学芸員と言えども、財務・庶務 等の一般行政事務への従事は必須であり, 博物館 についてのマネージメント力や事務処理能力も問 われることとなる。今後,学芸員の「あるべき姿」 を論議する時、こうした視点は忘れてはならない であろう。

しかしながら、文科省、日博協、日本学術会議 等で展開されている21世紀以降のこれまでの報 告・提言等における論議は、学術専門性の強化が 前面に押し出され、大学院での学芸員養成への叫 びが強いように感ずる。こうした方策は、一部の 大規模博物館には有効であろうが、日本の大多数 を占める中小規模博物館の現状を踏まえると、浅 くとも幅広い知識・見識・スキルを持った、汎用 性のある人材の育成についても検討する必要があ ろう。いずれにせよ、学芸員になるためには、人 間性や社会性、あるいはモノの研究ができる素養 が必要であると言える。

おわりに―日本型学芸員制度の再構築に向けて―

日本における学芸員配置の現状

最後に、筆者が考える日本型学芸員制度への私 案を述べることとしたい。近年の論議では、学芸 員資格を大学院に引き上げるべきとの意見が散見 されるが、筆者は、学部での養成教育は引き続き 必要であると考える。その背景には、公立の博物 館・資料館を有しながら、学芸員を専門職として 採用していない自治体が多数あるという現実があ る。

規模の小さな市や町村においては、大卒一般行政職(地方上級)採用試験に合格した職員の中から、学芸員有資格者を博物館・資料館等の現場に配置しているケースが少なくない。例えば、筆者が文化財や市史編さん等で関わっている神奈川県の海老名市、綾瀬市、大和市においては、資料館は有するものの、学芸員を専門職として採用する試験制度はなく、一般行政職で採用された職員の中から学芸員有資格者や史学科出身者を館職員に充てているという現実がある。いずれの資料館も、博物館類似施設であるという点が、専門職採用に至らないということにつながっているように思われる。さらに、筆者がかつて勤務していた政令市である相模原市においても、学芸員職が置かれ、

専門職としての採用試験制度はあるものの、学芸員として勤務する職員の中には、一般行政職採用者からの異動者も複数存在している。こうした現実を踏まえると、学部教育から学芸員養成制度を廃してしまった場合、学芸員(有資格者配置を含む)が消える公立博物館・資料館が、国内に多数生ずるという危険性をはらんでいるのである。もちろん、類似施設を含め博物館・資料館に、学芸員配置を法的に義務化することが可能であれば事情は少し変わってくる。

しかし、その一方で、専門性の重視化という流れの中では、大学院での養成教育についても今後は必要であると考える。大学の大衆化と学部教育の一般教養化が進んでいる今日においては、専門性の習得には大学院での専門教育が欠かすことができない。これまでの文科省や日本学術会議等の論議では、大学院修了者を上級学芸員に、学部卒を学芸員にという案が出されている。確かにそのような称号付与の方法も考えられるが、上級職制度を考えるのであれば、学部卒・大学院卒を問わず博物館現場の実務経験を重視した制度化が必要であると考える。現場での経験年数と業務内容を踏まえ、「上級」認定をするのも一つの方法であろう。

また,短大における学芸員(補)養成については,2019年度現在,8校が開講するのみということもあり,これまでの文科省等の諸論議の中では論外であったが,短大での養成教育についても無意味であるとは言い切れない。例えば、学芸員課程を有する福島県の郡山女子大学短期大学部においては,短大卒業生の有資格者は、県内の博物館や科学館の受付係や案内係として需要があり,就職を果たしているという(注25)。

新たな学芸員制度の構築に向けて

このような国内の博物館や学芸員の実情を考え

た時, 日本の学芸員制度は, 単に欧米の専門職制 度を真似るのではなく, 日本的制度を検討する必 要があると考える(注26)。私案としては、大学 院・学部・短大のそれぞれに学芸員課程を設け, それぞれの役割を考えた資格を付与するという方 式である。大学院修了者には一種学芸員、学部修 了者には二種学芸員, 短大修了者には三種学芸員 という資格を付与し、従事できる業務例として、 一種学芸員は中央館業務を中心に, 二種学芸員は 地域館業務を中心に, 三種学芸員, 短大卒の学芸 員には案内,解説業務等に従事してもらうという ものである。ここにいう一種・二種・三種という のは、学芸員になるための学歴に伴う基礎資格と 考える。その一方,博物館現場での実績や勤務年 数を踏まえて, 三種学芸員は二種学芸員に, 二種 学芸員は一種学芸員へと登用される道を開いてお くことも重要であろう。さらに、一種・二種・三 種を問わず、現場経験を積んだスペシャリストと しての学芸員にも,何らかの新たな資格認定制度 が必要となろう。

現場に携わる学芸員に向けての新たな認証制度 の参考になると思われる一例が、昨年(2019年) の暮れに公表された,公文書館の「認証アーキビ スト」制度である。日本には、国家資格としての アーキビスト資格がないため, 古文書や近代文書 も扱うことの多い公文書館では、学芸員有資格者 がその任を担ってきている。この新たな認証制度 は、①実務経験3年以上であること、②専門的知 識・技能を持つこと、③修士課程修了レベルであ ることを条件に、国立公文書館に「アーキビスト 認証委員会」を設置し、認証しようというもので ある(注27)。この制度を参考に、今後、博物館 現場に勤務する学芸員を再教育することを目的と した, 教職大学院のような, 学芸員のための専門 職大学院を設置したり, 国立文化財機構や国立美 術館機構,国立科学博物館機構等が中心となって,

実務重視の形で「認証学芸員」などの制度を、公 文書館に見習って設置するのも一方策であると思 われる。これは博物館の、登録博物館制度と公開 承認施設制度との関係に近いものとなろうが、例 えば、人文系学芸員の場合、この「認証学芸員」 になると、国宝や重要文化財を取り扱う資格が得 られる等の特典を与えるなどの方策が考えられ る。

以上,あくまでも私論であるが,大学で取得する学芸員資格の一種から三種までの階層化と,現場に勤務する学芸員の認定制度の考え方が,21世紀の日本の博物館活動と学芸員養成制度を考えて行く上で,わずかなりとも参考になれば幸いである。

謝辞

本稿は、2020年1月17日に開催された文化庁 文化審議会博物館部会第3回会合において報告し た、「博物館学芸員養成の現状と課題」を再考し、 取りまとめたものである。

また、「博物館学芸員課程における学びの特徴 と現代社会に対応した学芸員養成教育に関する研究」の研究代表者である東海大学・江水是仁氏並 びに、研究分担者の文教大学(現・明治大学)・ 井上由佳氏に、この場を借りてお礼申し上げる。

注釈

- 注1 文化庁では、2019年11月に文化審議会に博物館部会を設置し、論議を開始している。 国が博物館についての常設的会議体を設置するのは初で、筆者も部会員に任命され、現在、部会長代理を務めている。
- 注2 朝日新聞 2017 年 4 月 18 日付朝刊では、「がんは学芸員」と表記された。同記事によれ

- ば、与党内からも異論が出ているが、野党からは「学芸員を観光のためのガイドのような位置づけにして邪魔だから一掃とは、安倍政権の本音が出た」(共産党小池晃書記局長)や、「学芸員、そして、がんと闘っている患者やご家族に対して、あまりにも無礼だ」(民進党山尾志桜里議員)と批判された。
- 注3 平成27~29年度 科学研究費助成事業 基盤研究(C)(一般)研究課題名「博物館 学芸員課程における学びの特徴と現代社会 に対応した学芸員養成教育に関する研究」, 研究代表者 東海大学・江水是仁,研究分 担者 桜美林大学・浜田弘明,文教大学・ 井上由佳,課題番号15K04317
- 注 4 椎名仙卓. 1982. 博物館の法令等に関する年表. 博物館研究, 17 (1):32 65. に基づき,『博物館研究』各年の確認による。より詳しい経緯については,(注3)の成果報告書の拙稿「日本の学芸員養成と博物館学」(pp. 5 25)を参照願いたい。
- 注5 (注4) による。(原典は、東京科学博物館. 1935. 博物館事業の促進と博物館令の制定. 自然科学と博物館、63;東京科学博物館. 1936. 博物館令の制定と博物館員の養成. 自然科学と博物館、83.)
- **注 6** 日本博物館協会. 1950. 博物館動植物園法 について. 日本博物館協会会報, 6・7:6 - 7.
- **注7** 日本博物館協会. 1952. 消息. 日本博物館協会会報, 13:8.
- **注8** 日本博物館協会. 1952. 消息. 日本博物館協会会報, 14:18.
- **注9** 日本博物館協会. 1952. 学芸員を研究職 として扱う陳情書. 日本博物館協会会報, 15:9-10.
- 注10 日本博物館協会、1952、博物館学芸員の講

- 習. 日本博物館協会会報, 15:11-17.
- 注11 宮本馨太郎. 1985. 民俗博物館論考. 慶友社:92 93. 『学芸員講習講義要綱』は, 伊藤寿朗監修. 1991. 博物館基本文献集第21巻, 大空社に復刻されている。また, 中川成夫. 1988. 博物館学論考. 雄山閣出版:25 31では, この宮本案と『学芸員講習講義要綱』の比較検討がなされている。
- **注 12** 宮本馨太郎. 1985. 民俗博物館論考. 慶 友社: 90 - 91.
- 注13 日本博物館協会. 1955. 博物館法改正の ためのその後の陳情経過. 博物館研究, 28 (5):5-6.
- **注14** 川崎繁. 1955. 博物館法の一部改正について. 博物館研究, 28 (7):1-6.
- 注 15 江水是仁 (研究代表者). 2018. 博物館学芸員課程における学びの特徴と現代社会に対応した学芸員養成教育に関する研究. 平成 27 ~ 29 年度 科学研究費助成事業基盤研究 (C) 研究成果報告書.
- 注 16 江水是仁. 2018. 我が国の学芸員養成課程修了者の学びの特徴. (注 15)報告書:79-191による。
- 注17 江水是仁. 2018. 学芸員養成課程開講大学と学芸員養成課程を担当する教員の特徴(注15)報告書:67-77による。

- 日本ミュージアムマネジメント学会 2019 年度大会報告及び,同学会. JMMA 会報, No. 85 - Vol. 24 - 2 別冊 WEB 版による。
- 注19 注18に同じ。
- 注 20 江水是仁. 2018. 館園実習生を受け入れる館園と指導する学芸員の特徴. (注 15)報告書: 193 238による。
- 注21 注16に同じ。
- 注 22 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議. 2007. 新しい時代の博物館制度の在り方について. 111pp. 文部科学省.
- 注23 朝日新聞2006年6月28日付朝刊では、「現 行の学芸員資格を学芸員補に格下げ」と 表記された。
- 注 24 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議. 2009. 第二次報告書 学芸員養成の充実方策について. 79pp. 文部科学省. 筆者も同会議「学芸員養成ワーキンググループ」の一員として論議に参画した。
- 注 25 同大学短期大学部の桑野聡教授のご教示 による。
- 注 26 この点については、拙稿. 2016. 日本的 学芸員養成教育のあり方を考える. 博物 館研究, 51 (2):10-13. においても言 及した。
- **注 18** 江水是仁・浜田弘明・井上由佳. 2018. **注 27** 神奈川新聞 2019 年 12 月 22 日付による。

浜田弘明担当の報告書112ページの部分について、筆者の説明不足により誤読を招く恐れのある表記がありました。以下のように追加し訂正させて頂きます。また、注23の一部にも訂正があります。

[掲載原稿]

さらに、学芸員資格の高度化に関しては、当時、朝日新聞の「学芸員格下げ」という記事で話題になった(注23)。現行の学芸員を学芸員補に格下げし、大学院修士修了又は実務経験5年以上を経たものを学芸員とするというもので、①現行の学芸員を学芸員補に格下げする、②学芸員になるには5年以上の学芸員補経験や修士号取得、国家試験合格といった条件を設ける、③10年以上の学芸員経験、実績や研修、国家試験による上級・専門学芸員を新設するというものであった。また、大学院での学芸員養成についても検討されたが、論議は途中で終わってしまっている。2009年の第二次報告書(注24)の中では、学部教育を優先して進めるということになったが、それでも、学芸員の入口としてのスキルを身に付けるような養成制度にするという結論に達している。

「修正原稿]

さらに、学芸員資格の高度化に関しては、当時、朝日新聞の「学芸員格下げ」という記事で話題になった。審議中に出されたこの記事によれば、現行の学芸員を学芸員補に格下げし、大学院修士修了又は実務経験5年以上を経たものを学芸員とするというもので、①現行の学芸員を学芸員補に格下げする、②学芸員になるには5年以上の学芸員補経験や修士号取得、国家試験合格といった条件を設ける、③10年以上の学芸員経験、実績や研修、国家試験による上級・専門学芸員を新設するというものであった(注23)。しかし、その後の最終報告においては、「博物館に関する科目」の単位履修者に対し「学芸員基礎資格」を付与し、さらに、博物館現場で一定期間(1年以上)の実務経験を経たものが、登録博物館の学芸員になることが出来るようにする必要があるとされた。大学院での学芸員養成論議については結論を得ず、2009年の第二次報告書(注24)の中では、学部教育を基本に進め、学芸員の入口としてのスキルを身に付けるような養成制度にするという結論に達している。

「注23の訂正」誤:朝日新聞2006年6月28日付朝刊→正:朝日新聞2006年11月28日付朝刊

以上

第三部 人材育成と学芸員制度

博物館の基盤となる学芸員体制の維持と高度化を考える

大阪市立自然史博物館 佐久間 大輔

はじめに

博物館の性格を決める最も重要な要素は資料とそれを扱う人材である。良い資料も良いスタッフがそれを取り扱わなければその価値を活かすことはできない。資料を取り扱い,研究し展示を組み立てる学芸員をはじめ,博物館の中核を担う人材の確保は,良い博物館づくりの基礎である。このために,博物館法4条,5条には専門的職員として学芸員を定めている。4条には「館長」、「学芸員」を置くことを示し,「学芸員補その他の職員」を置くことができるとしている。その上で学芸員を「博物館資料の収集,保管,展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項」をつかさどるとし、5条ではその資格取得要件を定めている。

しかし、博物館法制定時と現在とでは職員の雇用制度が大きく変わっている。民間だけでなく、公務員においても雇用状況は大きく変化し、法制定時には想定されていなかったであろう「非正規学芸員」の増加など様々な課題を生じている。本稿では博物館活動の根幹を担う学芸員などの人材について取り扱う。

進む学芸員の非正規化・処遇の悪化と 新たな役割の追加

平成15年9月に改正された地方自治法により、

平成16年(2004年)度に指定管理者制度が開始 され、以来16年が経過した。地方財政の悪化と 相伴って, 地方公立博物館の経常経費の減少と人 件費の削減が進む。一見すると学芸員の人数その ものは減っていないように見えるのだが、その内 容は大きく変化している。民間だけでなく,公立 館でも, 指定管理者制度を適用した自治体監理団 体により運営された博物館でも, 非正規雇用(非 常勤職員,嘱託職員,有期雇用職員)化が進んで いる(佐久間, 2017; 菊地, 2018)。 さらに, 2020 年4月の地方公務員法及び地方自治法の一部改 正により、「会計年度任用職員」制度が導入され、 処遇としては劣悪なまま雇用され続ける立場の学 芸員が増えることが懸念されている。こうした状 況の中で,博物館の抱える様々な経験や人脈,常 設展の展示更新,世代間の知識や技術の伝承など, 事業継承にも課題が生じはじめている。しかも, こうした事態は公務員そのものが大幅に削減され ている郡部の自治体だけのものではない。政令指 定都市ですら、学芸員を指定管理先の雇用となる 任期付きに転換し, 直営の館で会計年度任用職員 として学芸員を配置している(菊池,2018)。

このような学芸員の雇用条件や勤務体制の脆弱 化は、1)短期的に現れる博物館の機能低下と、2) 長期的に考慮すべき将来に渡る影響の両方をもた らす。本稿では、これらの、非常勤、嘱託、有期 雇用、会計年度任用の学芸員をまとめて非正規雇 用学芸員として扱い、以下に議論をすすめる。

見えにくい短期的な影響

非正規雇用学芸員の実態と弊害については『博 物館研究』誌上での安高 (2009) や,荒井 (2018) の指摘をはじめ, 多くの厳しい指摘が上がってい る。職員が短期間で入れ替わらざるをえず,安定 した運営や利用者とのつながりを喪失し、更に将 来展望を持った事業ができずに疲弊して退職する 学芸員が続くという「負のスパイラル」という厳 しい現実が報告される。イベントに傾斜し教育的 機能が失われる危惧も表明されている。なかでも 学芸員が非正規化する要因としての指定管理者制 度については実例での厳しい指弾が大貫(2019) からなされている他, 自治体財政の逼迫や行政監 理団体の現状を踏まえて佐久間(2017)などでも 分析している。これらの論文は都市部の博物館を 対象としている。外見的にはどうにか破綻するこ となく運営は続けられたように見えても, 職員の モチベーションや危機対処能力の低下が著しい。

高齢化や過疎化が特に激しい郡部ではより行政の財政逼迫は厳しく、直営でありながら非正規学芸員の配置が増えている。更に、行政同様に地域コミュニティの疲弊も激しく、地域で維持されてきた文書や文化財など、様々な資料が維持できなくなり、博物館に流入している。学校や公民館に保存されていた自然史標本や民具なども当該施設の廃止で博物館へ移管されるケースが少なくない。こうした状況下で学芸員が非正規化することで、将来展望を伴う抜本的な対策が打てなくなっている。また、勤務の短時間化や残業の制限などで単純に労働力としても逼迫している。

杉長(2015)では平成25年総合調査をもとに、 指定管理館で入館者数のより高い増加傾向や催事 数が上回っている、と報告しているが、数値目標 を採用した評価制度が導入されたことによる表面 的なものと思われる。この報告に代表されるよう に、同じ活動を最低限維持するためであれば非正 規化の弊害は表面的には現れにくい部分がある。 しかし、ヒアリング等によって現場実感としての 問題点は数多く聞くことができる。近年の事例を 見て非正規学芸員にのみ頼る博物館が綻びを見せ たのは、地域との関係や、大規模災害への対応、 新規事業対応など、突発的な事態や長期的な視野 で検討する必要がある部分であった。

深刻な長期的影響

短期的に職員が入れ替わる状況では, 職員自ら の力で長期的な博物館の構想をつくることができ ない。「文化財の確実な継承に向けたこれからの 時代にふさわしい保存と活用の在り方について (第一次答申)」(文化審議会,2017)において, 博物館学芸員は地域に散在する, 博物館に収容さ れていない文化財(指定・未指定を問わず)につ いても役割を果たすことが求められている。奥村 ら (2018) の提唱する「地域歴史遺産」において も同様だ。さらに近年,博物館は学校対応,高齢 者サービスなどの福祉的対応, 観光立国やデジタ ルアーカイブ、インクルーシブな社会対応など博 物館に新たな役割が次々求められている。しかし, こうした新規の事業にあたっても, 戦略に責任を 持ちえない非正規学芸員には、長期展望のもとに 必要な体制を構築し運営することは不可能だ。こ れでは貴重な労力を注ぎ込んでも, 場あたり的に なり, 効果を上げることは難しい。 学芸員として 博物館の仕事に長年関わることで、 問題点や課題 が見え, 実現可能な次の一手を探り示すことがで きる課題解決能力が養われる。個々の博物館がそ の仕事と地域に即した形で発展するために必須の 「内発的な改善」には、核となる学芸員が欠かせ ない。

博物館自らの構想だけでなく、博物館の周囲に 広がる地域社会やコミュニティについての構想の ためにも、広い視野と長期展望とを持った職員が 必要だ。長く勤める学芸員は地域の文化や文化財に精通する専門人材として、しばしば地域の要になってきた。しかし、非正規雇用により短期で入れ替わる状況が続く中では、地域の文化関係者をはじめとする住民との人間関係は失われてしまう。そうした中では、展望を持って新たな「地域の核として」文化集客事業や地域おこしを構想する求心力は、もはや博物館には残っていない。学芸員が長期に渡り地域の文化財に真摯に向き合い、やがて地域の信頼を勝ち取ることで、博物館が構想・参画する地域の文化を活用した地域づくりにも説得力が生まれるのである。

「資料への理解」の伝承にも非正規化は大きな 影を落とす。学芸員は博物館の人的交流の要にな るだけでなく、記録には書ききれない資料の特性 や事情などを体験として担っている。学芸員が長 期間に渡り継続的に配置されなければ、博物館が 積み重ねた多くの知見はつなぐことができない。 こうした知見の上に展開される研究や調査にも、 非正規問題は大きく関わる。長く勤められないの であれば、自分の将来に役立つ研究を選択せざる を得ない。博物館や地域の将来に貢献するような 腰を据えた研究はそもそも短期では難しいだろ う。上述のような予算の減少と繁忙化の中にある 博物館であればなおさらである。

日本学術会議(2017)も指摘するように、もとより博物館学芸員の研究条件は十分なものとは言えない。しかし上述のような雇用環境の中で、研究条件を整備しても全体的な改善にはつながらない。研究環境改善はごく一部の雇用環境も良い状況にある博物館にのみ影響する。しかし、実態としては中核的な組織にも非常勤の学芸員が増えている。人手や資金の不足から資料の保存を含め現状の事業推進にすら十分に時間を取れない中で、研究条件を、といっても業務の上乗せとなり、博物館の活力向上を期待することは難しい。基礎と

なる学芸員の処遇改善や職員の充実が前提であり,その上でより多くの学芸員に安定的に研究に 取り組ませることが正解ではないか。

非常勤の増加は文化財防災にも影を落とす。新人学芸員が、館の立地や施設の特性、資料特性などへの一面的でない理解を形成するには時間がかかる。日常の資料の保存にさえ十分な時間を取れない状況の中では、洪水や地震といった大規模災害時の備えが不十分になってしまう。周辺の館園の学芸員との交流や信頼構築も難しい。文化遺産の総合的な保全の上でも大きな課題となっている。

学芸員体制の維持と充実のために

こうした状況において学芸員を始め、博物館に おける人的配置についてどうあるべきなのか、地 域の中核的博物館に属する筆者の立場から俯瞰し た立場ではあるが、現場として望ましい方向を探 り、試論として述べてみた。

常勤正規職学芸員の安定的確保

学芸員は都道府県や市町村において、文化財保護担当職員などとともに地域文化資源のキーパーソンである。発掘許認可業務の多い文化財担当に比べ、博物館学芸員は自然系や民俗芸能を含めより広い守備範囲を担当してきたとも言える。こうしたキーパーソンが非常勤化し、短期間で変わってしまう現状が地域の文化財保全を脆弱なものにしてしまうことはすでに述べた。地域の文化や文化財の保全は、地方自治体だけの問題ではなく、国土全体の文化財保全体制の基盤を構成している。

文化財保護法や文化振興基本法は博物館を含めた地域の文化機関の活動を基礎としており、自治体の財政事情のみで学芸員の定数や人件費を削減する現状は、この体制を揺るがすものである。国全体の文化財保全体制からすると地方自治の裁量

に委ねすぎた結果ともいえ,常勤正規職学芸員の一定数確保のための目処が必要である。博物館をめぐる法や政令,「望ましいあり方」などの基本文書に,常勤正規職学芸員が博物館制度及び文化財行政の基盤であることと,その確保の必要性とを示すことで,政策的な誘導を図る必要がある。自治体あたりの最小必要数を示すことも一案であろう。

常勤学芸員が置けない博物館の救済措置

残念ながら財政的に脆弱な自治体などでは、博 物館設置主体の状況によっては常勤正規職学芸員 を置けない場合も少なくないことが現実である。 しかし、こうした状況を放置しては博物館全体の 底上げは難しい。常勤学芸員が置けない博物館は 自律的な維持管理が難しい博物館と考え、周辺地 域の「中核的な拠点博物館」の協力や支援を得な がら博物館運営を行うなど、ネットワーク的な維 持の仕方を検討する必要がある。場合によっては 自治体の枠組みを超えた相互扶助の必要もあるだ ろう。「中核的な拠点博物館」による支援は学芸 的な業務だけではなく,博物館経営に必要な様々 な業務で想定できる。今後一層の過疎化や高齢化 の進展が予想される郡部を抱える地域ではネット ワーク的な維持管理の必要性は益々高まると思わ れる。早急な検討が必要だろう。しかしどのよう にこうした拠点博物館を整備するのか、また相互 扶助時にどちらが決定権を持つべきかなど, 今後 つめるべき課題も多い。しかし、状況を放置せず、 よりよい維持管理体制の模索は急務である。

現在の博物館法や「望ましいあり方」は個々単独の博物館組織について規定するにとどまり、都道府県や政令市の博物館など大規模館の役割や国立の博物館施設、大学博物館の役割などには言及していない。図書館制度に比べると組織化は不十分な点が際立つ部分であり、今後の検討を要する。

現有の学芸員をよりよく活かすために

学芸員の人数を補うことはもちろん,既存の学芸員の能力を高め,その力を活かす努力も必要である。このためには、様々な資質向上策により学術面を含め総合的に専門能力の向上を図るとともに、過度な経費切り詰めにより悪化している労働生産性を向上させることも必要である。今後博物館に求められる,地域の文化財維持や保全をしながらの活用のためには、適切な資質を持った学芸員がしっかりと資料価値や保全状況を判断することが求められるからである。

資質や専門能力向上に関しては、日本学術会議などが学芸員の研究者としての地位確立と研究条件の改善を求める提言を出している。労働生産性向上については、学芸員が過度にマルチプレーヤーとして保存修復、調査研究、教育普及、地域合意形成、博物館経営などの全てに関与せざるを得ない状況とも関係している。欠員の補充をすすめ、単純労働には適切な人件費をつけた上で、アウトソースやネットワークによる負担軽減、責任分担などをすすめ、現有学芸員自身が創造的な活動に注力できるよう、環境改善が必要である。

改善のための提言

上記のような改善の具体策には、運用により対応可能なものから、法令などによる制度改正を必要とするもの、資金投入を必要とするものなど、いろいろである。また資金投入と一口に言っても、短期的、政策的な投入で可能なものもあれば基礎的な運営資金の投入が必要なケースまである。ここでは、軽重様々な提案を試みる。

学芸員のスキルアップのために

当たり前だが、学芸員の能力は過去に取得した学芸員資格によってのみ生じるのではない。社会

から求められる博物館の役割の拡大に呼応するためには、学芸員の資質を日々向上させ続ける必要がある。このためには、適切な研修などによる能力付与と、学術状況にキャッチアップし続けるために研究活動の条件整備を必要とする。

学芸員に対して、継続的な講習・研修の機会を 提供することはそれほど難しくないだろう。都道 府県の博物館協議会だけでなく, 日本博物館協 会,全国美術館協議会や全国史料保全協議会,全 国科学系博物館協議会, 西日本自然史博物館ネッ トワークなど、様々な博物館団体が研修の機会を 提供している。こうした機会に参加できるよう, 業務を配慮したり、旅費を確保したりといった各 館での運用改善だけでも成果が上がる。現場の改 善を支援するためには, 国などから, 資質向上の ための参加要請などの文書を発する,参加への公 的な補助を設定するなどの工夫があるとよいだろ う。近年, 拠点館の学芸員が利用することの多い 国際研修などのメニューが拡充されているが、同 時に, 小規模館の学芸員でも利用しやすい, 国内 研修参加への補助も望ましい。成功事例としては、 全国科学博物館協議会が、研究発表大会への発表 参加の助成を小規模館に対して行っており,発表 数の拡大に大きく寄与している。

より強力な施策としては、学芸員資格の維持に研修を義務付ける手法も検討し得るだろう。データベースやインターネットコンテンツの作成、国際化など、博物館を巡る状況の変化が激しいことを考慮すれば、それほど違和感はない。例えば10年程度の更新制とし、一定以上の研修を受けることを条件にすることを提案する。ただし、教員免許の更新制度の弊害とされたような、更新時にのみ集中的な負担が生じる事態は避けるべきだろう。「技術士」などの制度同様、日常からのポイント取得で運用することが望ましい。ポイント取得は「香読付き論文公表」や文化庁などによる

在外研修などポイントの高いものから、学会での発表や、日常的に参加できる大学などでのリカレント講習参加、学会・博物館団体などが行う講習への参加など様々なものが考えられるだろう。こうした「更新制度による研修の義務付け」には法令改正や制度設計、業界団体や大学の協力など一定程度の準備期間が必要であろう。しかし、学芸員の資質向上のための底上げ施策としては極めて重要であると考える。

研修による底上げの一方,研究条件の改善は学芸員の「伸びしろ」を養う能力向上策である。学芸員の研究者としての地位を確立するため,簡単に実現できるものから制度改正が必要なものまでいろいろな施策があるだろう。

・専門や業績, 学位などを公開する (Research Map などへの登録)。

大学教員などと同様に、記名での業績公開を促進することは、博物館に蓄積された知見を社会的に広く活用することに繋がり、共同研究を促進する効果もある。競争的資金を獲得する契機にもつながるだろう。こうしたことは運用改善のみで実現できる。

・大学や拠点博物館との連携をモデル化し、外来研究員や共同研究者などの制度で、研究機関認定されていない博物館の学芸員でも、研究者番号取得をできる道を模索する。

前項のような形で個々の学芸員の研究能力や近年の実績が可視化でき、また学位などの基礎的条件を根拠とすればこうした条件付与へのハードルはそれほど高くないと予想できる。連合大学院などで組織間連携をしている事例がこの提案に近いが、組織間でなくとも非常勤講師として学芸員が大学教育に参加している例は少なくない。こうした連携を研究条件改善につなげることを提案する。博物館側の「職務専念義務」などの柔軟な解釈が必要になる場合もあるが、本来研究が学芸員

の職務の一つであることを重視してほしい。所管 当局の認識を広げるためにはモデルケース的な運 用が必要だろう。

・地域の中核的な博物館は拠点博物館(別項に詳述)として科学研究費の研究機関認定をすすめる。 研究機関認定を受けている博物館が少ない状況 を考えると、何らかの拠点整備施策が必要と考え る。別項に示すとおり、周辺地域の博物館をサポートする機能まで有したような拠点博物館制度を構想するとともに、そこには研究拠点としての条件整備も行うべきではないか。しかし、このためには資金的な措置、制度的な工夫、法令上の位置づけなど、多くの検討事項がある。期間を定めたプロジェクトなどで試行的な実施をする手法もある

学芸員の高度化のための制度的検討

かもしれない。

学芸員の研究条件を改善することを目的に,「こ れからの博物館の在り方に関する検討協力者会 議」(2007) は報告書で「上級学芸員制度」を提 案した。これは大学院課程進学を必須とする制度 であった。学芸員の専門性をより強化する制度で あったが, 呼称からしても博物館の内部でしか通 用しない制度となる。学芸員が大学教官に転職す る事例も多く, 研究機関と博物館の間の人事的な 交流は今後も続くだろう。しかし、そうしたとき に博物館のためだけの制度である「上級学芸員」 という資格は効力を期待できない。業界内部で完 結する資格としては日本図書館協会が「認定司書」 制度を運用し、「専門職としてのふさわしい職業 倫理と責任感, ちょっぴりプライドを持った司書 の『見える化』」(糸賀, 2012) を図っているが, 外部からの専門職(あるいは研究職)としての認 知は広がっていない。社会的な役割拡大を背景と した博物館制度の高度化のためには, 博物館界内 部だけで閉じた制度ではなく, 学術界に広く通じ

る修士や博士といった学位制度や, 直近の業績を 用いるのが妥当である。

筆者の結論としては、現在の博物館を底上げするためには学芸員になる前の養成課程を高度化する「上級学芸員制度」よりも、学芸員になってからも学び続ける研修制度の充実が重要であり、研究者として資質を担保するものは他の研究機関にも通用する学位制度で十分と考える。実際、現在でも研究活動を重視する博物館では修士や博士課程を終了した人材を採用している。

これまで多くの博物館では採用の条件にまでは 学位を課してこなかった。こうした状況の中で博 物館の研究機関としての能力を高めていく一つの 方策としては、在職中の学芸員に学位取得を促す 制度を設けることも考えられるだろう。内地留学、 サバティカルなどの出向・休職制度、社会人大学 院入学支援などにより、学位取得を若手や中堅学 芸員に促すことも望ましい。あるいは、博士課程 を持つ大学院の博物館学講座で、積極的に論文博 士による取得を支援するプログラムの実施なども 想定できる。こうした学位による研究者としての 資質向上のほうが、学術界全体からは認められや すくなるのではないかと考える。

学芸員の役割拡大への対応と処遇安定のために一 施設設置者への支援-

費用と時間,雇用などの基礎的条件があれば,個々の学芸員には自らの能力や博物館をより良くするために資質向上をはかるモチベーションは十分にある。

一方で、施設設置者にこうした博物館や学芸員に注力するためのモチベーションを持たせることは簡単ではない。ICOMの定義にも、博物館法にもあるように、博物館は基本的に営利施設ではない。観光や地域づくりの核としての役割も期待されていても、これらの取り組みが目に見える形で

成果を上げるまでには、中長期的な活動の積み重ねや人材育成を必要とする。教育や文化は即効性の薄い投資である。同時に前述のように非正規化の弊害は、日常的には顕在化しにくいものであった。だがしかし、国策として文化集客や観光立国、その基礎となる文化財保全やデジタル化推進、さらには福祉や教育の基盤として、博物館の役割を再認識したとき、その基盤である学芸員への投資は避けることができない必須の課題となっている。人的基盤を構築しない限り、充実化の進展は難しいという状況が露見したとも言える。

国の文化施策として拡大した学芸員の役割に対応すべく、博物館学芸員体制の安定化に向けた対策を博物館法24条に基づく交付金として措置することを求めたい。社会教育施設への国庫補助金は平成9年度限りで廃止され一般財源化されているが、これは博物館施行令により施設費・設備費とされていた部分である。施行令を改正して新たな補助金とすることを検討する必要がある。集客のためにも保存と活用のためにも、まず必要なのは事業費ではなく、基礎となるスタッフの経費への支援(あるいは責任分担)である。

雇用の安定化のためには5年あるいは10年といった一定期間の継続を前提とした制度が必要となる。地域文化財への対応や文化財の活用と保存,デジタルアーカイブなどの施策への対応,研究条件の改善などの取り組みを表明した博物館のうち,一定の博物館活動の質を満たしている適格な博物館(「新登録博物館」および「拠点博物館」別項で詳述)に対し,申請を受けて,事業費と学芸員常勤化などの人件費などを交付金として(民間などの場合には補助金)措置することが望ましい。措置は新登録制度の「ピリオディカルチェック」に更新されるごとに再申請とし,適格性の維持がなされるような制度的な工夫をすべきであろう。

博物館を取り巻く学術環境の整備

スタッフの高度化と安定化の先には、博物館のあり方、ベストプラクティスを議論し広げるための、広義の博物館学をより活性化することも重要だろう。このためにも現場学芸員自身が科研費を取得し研究プロジェクトを手動できるようになることが重要だ。博物館現場には事例と検証すべき課題がたくさんある。研究の現場として、大学院生などが博物館に入るようになれば、大学との交流も促進されるだろう。地域の教育センターや教育大学などを含め、教育界との研究交流も同様に重要だ。この事によって現役教員、将来の教員に博物館の高度な利用を促すことが可能だ。

事例の交流のためには博物館から発行される研究報告や紀要などの成果物を積極的にオンライン収録する体制の整備も欠かせない。Nii やJ-Stage,あるいはNDLで行うべきなのか(持田2016)、それとも博物館の中に中核的情報機関を持つべきなのか。そうした蓄積を展開していく中で地域の図書館など他の地域の文化資源と連携を深めていく手法もある。これはジャパン・サーチの展開も含めて稿を改めての議論としたい。

おわりに

文化集客や観光立国推進を考えるとき、長期滞在型インバウンド、よりユニークな地方を目的としたインバウンドの誘致は大切な課題である。そのコンテンツ構築に向けて、博物館の役割は今後より重要性を持つだろう。そのために学芸員をはじめとした人材を充実・高度化させることと同時に、これらの人材がより効果的に活躍できるマネジメント・ガバナンスの体制を充実させることもまた重要事項である。この間の地方財政の衰退による博物館の人的体制の脆弱化は学芸部門だけでなく事務系など支援部門をより厳しく締め付けて

おり、目を覆うばかりである。文化・観光立国を 前提とした文化芸術振興基本法により、劇場など はガバナンス及びマネジメント体制に相当な高度 化と改革が図られた。本稿では学芸員の処遇改善 を中心に議論したが、博物館は学芸員のみによっ て運営されるのではない。別項で議論するが、マ ネジメント部門を含めた多様なプロフェッショナ ルの参画によって博物館全体が高度化できるだろ う。ガバナンスの改革もまた重要な課題である。

本稿は地方の中核的博物館に勤務する学芸員の 目線からのものである。西日本自然史系博物館 ネットワークやその他の連携活動の経験から小規 模館の状況についても言及しているが、その困難 な状況を十分に汲み取れているとは言い難い部分 も多いだろう。また、学芸員のあり方は養成課程 にも大きく関係するが、人材を必要とする立場か らのみ論じており、原状や歴史的背景については 配慮できていない。本来的に学芸員制度に関する 議論は広く関係者間の対話を必要とするものであ ることを承知の上で、議論喚起のためのたたき台 として提出させていただいたところである。

引用文献

荒井敏行. 2018. 地域博物館と学芸員の役割, 処遇をめぐって. 博物館研究, 53 (7): 4-5. 糸賀雅児. 2012. 認定司書制度と司書の社会的責任. 図書館雑誌, 106 (10): 696-699.

大貫英明. 2019. 指定管理者制度に壊された博物館. 「博物館が壊される! - 博物館再生への道-」(青木豊・辻秀人・菅根幸裕編), pp. 63

- 72. 雄山閣, 東京.

奥村 弘・村井良介・木村修二編. 2018. 地域 歴史遺産と現代社会. 284pp. 神戸大学出版会, 神戸.

菊地 真. 2018. 学芸員募集にみる非正規雇用の実態と労働環境. 博物館研究, 53 (7):15-18.

これからの博物館の在り方に関する検討協力者会 議. 2007. 新しい時代の博物館制度の在り方に ついて. 120pp. 文部科学省,東京.

佐久間大輔. 2017. 博物館総合調査から見た直営館と自治体出資法人指定管理館の現状と課題ー運営の継続に向けた課題を中心に一. 「日本の博物館のこれから『対話と連携』の深化と多様化する博物館運営」(山西良平・佐久間大輔編),pp. 59 - 65. 大阪市立自然史博物館,大阪.

---. 2018. 共生の時代のアウトリーチとアドボカシー: 生態学コミュニケーターの担うもの. 日本生態学会誌, 68(3): 223 - 232.

日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織 運営に関する分科会. 2017. 提言 21 世紀の博 物館・美術館のあるべき姿ー博物館法の改正へ 向けて. 23pp. 日本学術会議, 東京.

文化審議会. 2017. 文化財の確実な継承に向けた これからの時代にふさわしい保存と活用の在り 方について(第一次答申). 51pp. 文化庁,東京. 持田 誠. 2016. いま市町村の博物館紀要が直面 している課題. 日本生態学会誌, 66(1): 265 - 270.

安高啓明. 2009. 非常勤学芸員に関する諸問題. 博物館研究, 44 (11):3-6.

第三部 人材育成と学芸員制度

多様なミュージアムプロフェッショナル育成のために

大阪市立自然史博物館 佐久間 大輔

はじめに

「文化財の保存と活用」が、文化観光やまちづくり、インバウンド、ツーリズムなども含め、盛んに議論されている。その魅力発掘から適切な保全に至るまで、歴史系、美術系、自然系を問わず、地域の文化財専門家である博物館学芸員に期待する声は大きくなっている(詳細は浜田、2020を参照)。デジタルツーリズムに関連して、収蔵品のデジタル公開への要求も高まっている(Navarrete, 2019)。福祉や地域内の対話における博物館の役割を期待する声も大きい。

博物館を社会の中で活用するこれらの事業に は、高い公共意識と専門性を持ち、地域に根ざし て活動する職員が必要である。現在の法体系の中 では「学芸員」がその役割にあたっている。現在 の学芸員は「博物館資料の収集、保管、展示及び 調査研究その他これと関連する事業についての専 門的事項をつかさどる」とされ、資料を中心とし た専門性を要求されている。しかし、前述のよう な新たに社会から期待されている博物館の役割に 対応するためには, 資料に対する専門性だけでな く, 住民とのコミュニケーション能力や政策形成 能力,デジタルデータに対するスキル,リテラシー など博物館法が想定した学芸員の役割とはまた異 なる広範なスキルを要求される。旧来の資料を専 門としてきた学芸員たちが片手間に行える業務を 大きく超える状況はすでに各地の博物館現場で起

きている。こうした博物館スタッフに必要なスキ ル領域の拡大は、欧米で "New Museology" (Vergo, 2011) として資料中心から利用者中心へと博物館 の活動が大きくシフトした状況と軌を同じくして いる。2019年に提出された ICOM の新しい博物 館定義案に繋がる流れである。社会要請の変化に 対応する新たな業務を実施するためには、学芸員 たちへの研修の充実が必要だ。しかし、このよう な本質的な博物館の役割拡大のためには、旧来の 学芸員像にとどまらない, 多様な「ミュージアム プロフェッショナル」の養成が必要になっている ことを示している。岡庭(2012)はこうした人材 を医者と協働で仕事をするコ・メディカルスタッ フになぞらえて「コ・ミュージアムスタッフ」と 呼び、その必要性をのべている。多様な職能を担っ ている現在の学芸員が、 それぞれのスキルを専門 として伸ばしていくためのキャリアパスとしても 有効かもしれない。しかし、そうした場合にも博 物館を共同で担う, 立場の異なるスタッフ間で, 博物館とは何が大切なのか、どういう社会的使命 を帯び、どういう職業倫理のもとでどのような指 標を重視して経営すべきなのか、博物館に対する 基礎的な共通理解は欠かせない。博物館人材とし ての養成制度は引き続き重要である。

必要とされるミュージアムプロフェッショナル

どのような人材を博物館では必要としているの

か,しばしば議論が提起されているものも,近年 になって着目されているものもあるが,具体的な 議論とするため順不同に例示してみたい。

・ミュージアムエデュケーター

すでに、日本の博物館の中でも「エデュケーター」と呼ばれる学芸員、あるいは学芸員以外の専門スタッフがいる。資料ではなく来場者に向けたプログラムを作成・運営することを主な任務とするスタッフであり、特に美術館系で配置されていることが多い。文化庁もエデュケーターの養成に力を入れており、重要性を増している(布谷、2013)。同様に子供向けの教育プログラムなどを設計・実施するワークショップスタッフなどもいるが、専門職としての待遇が用意されている例はまだまだ少ない。近年、ワークショップ実施者の相互交流により課題抽出と状況把握への動きがある(https://www.facebook.com/HAKOWATCH/2020.3 参照)。近年教育活動への評価研究も盛んになってきた。

・ミュージアムティーチャー

教員が人事移動により学芸員を勤めている博物館も少なくないが、ここで述べるミュージアムティーチャーはあくまでも子どもへの教育のプロである教員として、博物館と学校の連携の手法や、日本の学習指導要領下でのよりよい博物館活用について取り組む学芸員とは異なる専門職である(中村、2012)。教員という立場は教員免許などにより比較的明確になっているが、博物館への配置の必要性はまだ十分に認知が広がっていない。

・デジタルアーキビスト

知的財産戦略ビジョンが指摘するように,博物館を知財の拠点としていくためには,知財の記録と活用を専門とする人材が必要である。これらの人材は博物館をよく知るというより,図書館や,大学,民間を含めた社会全体の知財の流通に通じている必要がある。学芸員の養成課程というより

アーキビスト養成の流れの中から、あるいは図書館情報学などの分野から人材を得るべきであろう。しかし一方で、博物館活動をアーカイブするためにはやはり博物館への理解を深める必要もある。国内ではまだほとんど未開拓の職種である。

・デザイナーまたはディレクター

日本の博物館は展示づくりをあまりにも外部の業者に依存する体制になっている。博物館の展示意図をしっかりと発信し、来館者を始めとした利用者の体験を継続的に向上させるためには博物館所属のデザイン管理者がほしい。これは展示だけでなく、出版物、web発信など、博物館の表現活動のあらゆる領域の改善に関連する。デザインという語が所掌する分野は若干広範すぎるきらいがあるが、イラスト、写真、動画など多様なメディアを博物館が効果的に活用していくためにも、専門のスタッフがほしいところだ。

特に,近年では空間設計の時点で,そこで行われるコミュニケーションがどのようになされるかを想定する,教育系施設では踏み込んだデザインが重要視されている。博物館が「対話の場」とされる今日,博物館活動を理解したデザイナーは必要性を増している。

・博物館司書

博物館の持つ文献資料は過小評価されている。 地域の拠点的な博物館では10万冊をこす蔵書を 持つ博物館も少なくない。これだけ蓄積された文 化的資源を社会の中で活用するためには、専門司 書が必要である。標本や資料と文献の関係、研 究史と文献など、博物館ならではの文献の位置づ けもある。さらにはデジタル戦略や市民対応にお いても司書の持つ力は大きく、学校における学び をサポートする学校司書などと同様に博物館司 書は重要な役割を持ちうる専門職である(持田、 2010)。

・コミュニケーター

広報担当人材にとどまらず、博物館と社会のコミュニケーションを取り扱う。学芸やエデュケーターと連携した教育活動、SNS、プロモーションなど多様な活動領域がある。ボランティアや関連NPOとの連絡調整などという領域も、役割の拡大によって学芸だけに任せる領域ではなくなってきている(一方、学芸の関与は欠かせない。同様に博物館という事業特性を考えると、広報と教育が完全に分かれてしまうべきではないだろう)。

・ソーシャルワーカー

博物館が有する文化資源を社会の中に活かすためには博物館外へ知見を届けるアウトリーチと、そこで得た課題を制度改善や政策に活かすアドボカシーへの対応が欠かせない(佐久間,2018)。こうした専門能力は研究能力よりも人への説明・交渉能力の優れた人材が必要になる。対人対応の専門家は、様々なステークホルダーが博物館に関わる「協働の時代」には、運営面でも重要な役割を担うだろう。同様に障害者など社会的弱者への対応にも重要になる。エデュケーターの発展型とも言え、現在多くの博物館でエデュケーターを学芸員が兼ねている状況から、必要に応じて職種の分化を図ることも重要ではないかと考える。

・マネジメント人材

公共的な文化施設の経営に通じた経営者やマネジメント人材はすくない。現在劇場やホールなどでもこうした人材育成の試みが始まっているが、博物館も学芸員だけでなく、経営者層の育成が急務である。博物館の事情に通じた財務や法務のプロは遺贈やクラウドファンディングの円滑な執行に不可欠とも言える。企業等との連携のためにもビジネス思考もできる要員が要る。経営戦略アドバイザーといった外部からの関与も有効だが、博物館という活動をよく理解したアドバイザーの育成が必要だ。

以上,現在の学術的背景を持つ学芸員だけでは カバーすることが難しい職種を例示した。博物館 法4条にある「学芸員補その他の職員」という言 及に収まりきれない,しかし博物館に配置される ことによって博物館の機能が拡大することが期待 できる職種ばかりである。法制度上も,博物館が 多様な専門職により構成されていくことを前提と した視座が必要であろう。もちろん,すべての博 物館でこれらすべての専門職が必要とされるわけ ではなく,また多くの小規模博物館では現実的で はないだろう。けれども広域をカバーするような, 拠点博物館などには機能強化のために可能性を追 求したい。地域の状況や博物館の特性,使命に応 じて事業設計と人材配置を行い,周辺館との連携 の中で全体としての発展を図るべきだろう。

多様な専門職が博物館を学ぶために 「学芸員養成課程」をより広く開放する

学芸員以外の専門職と書いたが、学芸員の専門性が具体の資料と、その資料にまつわる諸活動に結びついているのに対し、学芸員以外の専門職は、資料はないがやはり博物館のそれぞれの活動に結びついている。学芸員資格においても資料にまつわる専門性の大半は美術史、歴史学、民俗学、考古学、生物学などといった博物館学外の領域である。その意味では、これらの新たな専門職も様々な専門性は芸術学、教育学、メディア科学、経営学と行った諸領域で学んでもらい、基盤的知識としての博物館の基本を「学芸員養成課程」で学んでもらうというあり方が可能ではないか。つまり、従来の「学芸員」だけの養成課程ではなく、より広範な博物館専門人材の基礎的養成と位置づけを広げることを検討したいという提案である。

学芸員養成課程の改変は,大学における学芸員 課程教育に大きな変更を強いることから,慎重を 要する。本稿で提案する養成制度は、従来の学芸 員養成課程を根本的に改変するものではない。多 様な分野の学生の資格取得、学芸員取得後に大学 院進学する学生や、大学院生の学芸員取得などを 促すものであり、博物館学での大学院進学など多 様なキャリアを促進する制度である。学芸員養成 課程自体の位置付けや科目運用を調整していくこ とで、学芸員資格は博物館に、そして社会により 広く貢献しうる資格となるのではないだろうか。 試論として提言する。何れにせよ、短期ではなく 博物館制度の改革と歩みをあわせ、長期的な検討 課題として、博物館現場のニーズと大学養成課程 関係者の緊密な連携の中で、改変の可能性を探っ ていくべきだろう。

博物館に深い理解を持つ人材を より広く社会で活躍してもらうために

現在の「学芸員養成課程」が排出している人材 は、「学芸員」としてのみ貢献しうる人材だろう か。実際,資料活用,博物館活用は博物館学芸員 だけに求められるものではなくなりつつある。例 えば,大学や研究機関においても,研究成果の再 検証性を求める動きから, 資料保存は重要な課題 になっている。リポジトリやアーカイブを含め、 資料の専門家が求められる場所は今後増えるだろ う。エデュケーターも、鑑賞教育や科学コミュニ ケーション、あるいは認知症患者に向けた回想法 など, 博物館内で行われていた活動が学校や社会 に広がっていることから、活躍の場は広がるだろ う。地域づくりの核としての文化施設利用を考え るプランナーにも博物館経営論の理解が重要であ る。学芸員課程の科目の多くは、博物館の理解・ そして利用を社会に広げるために重要なものを多 く含んでいる。学芸員養成課程の出口としての職 種も多様化していくだろう。博物館専門職基礎資 格としておくことで、管理部門の上級職にも取得 を条件化するなどの展開も可能になるだろう。

さらには、博物館活動に深い理解を持つ人材として、公的専門資格のない社会教育主事領域で活動してもらうことも検討していいだろう。現実に配置されている例も少なくないが、図書館・公民館の生涯学習担当、教育委員会など社会教育担当部局に資格取得者を配置することも望ましいだろう。文化財や博物館をめぐるツーリズムにも繋がりうる。「資料取り扱い」と「社会教育の基礎」を理解した幅広い知見を持つ専門職として、社会に貢献しうるだろう。博物館だけでなく他の分野にも進出できる資格としていくことで、博物館への理解が社会に広がることが期待できる。

他の専門性の獲得と学芸員資格の両取得を すすめるために

大学院生やポストドクターなどが資格取得しやすくなる措置をはかりたい。就職後の研究活動を考えると、学芸員資格取得は研究者養成と並行で進める必要がある。たとえば、博物館現場でのインターンやポスドク受入により、実習単位が免除できるなどは実現可能ではないだろうか。博物館で良い人材を得るためにも、資格取得希望者が、実際に博物館において、自らの専門研究の発展を展望できるような制度運用が望ましい。大学院生の博物館課程受講が困難な場合も少なくない。学芸員の研究条件としての学位資格重視をすすめる声も一部にある。大学間の単位互換制度や通信課程などを活用して大学院生が学芸員取得を容易にする取り組みはぜひすすめていただきたい。

司書資格,教員資格,アーキビストなど,他の 資格との複数取得を視野に入れることも検討し てほしい。古典籍を扱う司書から学芸員への転 換、教員から学芸員への転換などは実際に少なく ない。さらに、前述の博物館司書やミュージアム ティーチャーを視野にいれるためにはなおさらで ある。既存資格との類似単位は取得済みと換算す るような制度が望まれる。

キャリアパスの検討の必要性

中核的で継続性が必要な学芸員に対し、それ以外の多様な専門職については、特に配置初期においては機動的、期間限定的な任用が必要な場合も多い。期間任用、任務に応じた契約による業務委託、あるいはアウトソースなど様々な雇用形態が想定できるだろう。何れにせよ、博物館の任務の多様化・高度化により、学芸員だけでなく多様な人材が、様々な形で関わる新たな運用形態が必要になっている。旧来の自治体型永年雇用だけではない専門職に適した職員制度の設計が必要と考える。近隣の博物館などに転職するなど、異なる設置者間の移動をスムーズに支援できる仕組みも重要になる。キャリア形成と雇用安定の両立は常に重要でかつデリケートな課題である。

人事制度は、学芸員についても無関係ではない。 良好なキャリア形成や博物館のネットワーク化の ためには、博物館間の人事交流が有効な機会にな る可能性をもつ。もちろん移動せず、キーパーソ ンがとどまっていることが地域の人脈形成や博物 館特有の事情の安定的な引き継ぎに寄与すること はすでに述べた。本人の意向をふくめ、安易な移 動を避けるための配慮をすべきではあるが、一般 論として硬直化しがちな関係を緩和し、新たな成 長につながる人事交流の可能性は検討の余地を持 つ。異なる設置者の博物館の間の学芸員の移籍に も一定のルール整備をすることで、人事異動へ道 をひらくことも検討に値する。

現在の学芸員の採用は自治体や企業による個別採用である。このため、学芸員が異なる博物館へ

と移る場合には、(自治体内に複数の博物館がある場合などを除き)辞職して転職する以外にはほぼ手段がない。現在学芸員の専門人材としての流動性は大学に比べ低いものとなっている。他方、行政によっては学芸員も学校現場や教育委員会事務局との人事異動対象になる場合もある。通常、こうした一般公務員のような人事異動は学芸員の専門性形成の阻害になりうる。専門性の発展を重視しつつ、硬直化したスタッフ構成が組織の活力低下や、キャリア形成の妨げになるケースをさけるための手法をさぐる必要がある。

現在,大学と博物館の間の人事交流は,学生が 学芸員として採用され,時折学芸員が教員として 転出する,という限定的なものである。資料の利 用を求めるゲスト研究者としての大学教員の受け 入れや,学芸員の大学での研究や講義など,互い のサバティカル的な人事交流なども含め,研究だ けでなく広報や総務,アウトリーチ担当スタッフ など相互の人材交流には,相互の活性化に繋がる 要素が少なくない。

組織・人材を活かすためのマネジメント体制の確立

ここまでいくつかの提案を上げてみたが、博物館の総務系をいかに「博物館に関するプロ」にしていくかが急務である。現在、公立私立をとわず、学芸員に比べ総務系人材の移動が激しく、「博物館はどうあるべきか」を基礎とした共通理解の形成がしばしば難しい。公務員や社員の移動ルールなどを背景に運用されるために数年での移動が多く、博物館の状況や経過が伝わりにくい。これらを解消する手段としては、館内の意識を使命や行動規範などの形でまとめ、将来像(ビジョン)を職員間で共有することが欠かせない。運営体制が許すならば、前述のマネジメント人材など、総務部門のプロ化を進めることが重要な課題となる。

いうまでもなく、博物館は学芸員だけでは、運営 することができない。

そして同時に、その実現に向けて経営資源とその活用に必要な決定権とを持ち、博物館運営に必要な見識と経験、現場スタッフ、首長部局や地域住民とのコミュニケーション能力を持った館長を中心とした経営体制(ガバナンス)の確立が重要になる。

博物館法では館長を置くとのみ定めているが、一般的に経営体制が弱い。養成課程で「博物館経営論」が義務付けられたのに対し、実際の博物館の実務改善は道半ばである。マネジメント部門、そしてガバナンスの強化を促すためにも。養成課程はこれらの人材を養成対象にするべきであろう。たとえば「望ましいあり方」などに館長の要件として経験や学位等と同様に、学芸員資格または相当な実績、最低限必要な研修への参加義務などを定めることも必要ではないか。同時に、最短の任期や持つべき権限なども言及し、経営の高度化や安定化へ向けて制度的な誘導も必要になるだろう。人材の運用のためにはこうした基盤としてのマネジメントやガバナンス体制の確立が欠かせない。

引用文献

Anderson, D. (著)・湯浅万紀子(訳). 2013. 今日の博物館における専門職員としてのミュージアム・エデュケータの重要性. 日本ミュージアム・マネージメント学会研究紀要, (17): 3 - 15.

中村公一. 2012. 博学連携ワークショップの取り組みの報告. 日本科学教育学会年会論文集, 36:165-166.

Navarrete, T. 2019. Digital heritage tourism: innovations in museums -Turismo digital cultural. World Leisure Journal, 61: 200-214.

布谷知夫. 2013. 文化庁ミュージアム・エデュケー ター研修の背景とプログラム. 博物館学雑誌, 39(1):137-142.

持田 誠. 2010. 大学博物館の蔵書登録とその活用:北海道大学総合博物館の事例. 図書館界,61 (6):635-638.

岡庭義行. 2012. 博物館法改正と学芸員養成. 帯 広大谷短期大学紀要, 49:1-10.

佐久間大輔. 2018. 共生の時代のアウトリーチと アドボカシー: 生態学コミュニケーターの担う もの. 日本生態学会誌, 68: 223 - 232.

Vergo, P. 2011. The New Museology. 238pp. Reaktion Books, London.

執筆者一覧(※研究代表者及び研究分担者をのぞき五十音順)

研究代表者

山西 良平 大阪市立自然史博物館外来研究員・西宮市貝類館顧問

研究分担者

佐久間大輔 大阪市立自然史博物館

佐々木秀彦 東京都歴史文化財団

島 絵里子 大阪市立自然史博物館外来研究員

高井 健司 大阪市博物館機構

高田 浩二 海と博物館研究所所長・福山大学客員教授

鷹野 光行 お茶の水女子大学 名誉教授

布谷 知夫 三重県総合博物館特別顧問

浜田 拓志 奈良文化財研究所埋蔵文化財センター

浜田 弘明 桜美林大学

矢島 國雄 明治大学名誉教授

日本の博物館のこれからⅡ

-博物館の在り方と博物館法を考える-

2018 ~ 2020 年度

日本学術振興会科学研究費助成事業研究成果報告書(1)

基盤研究(C)課題番号 18K01115

研究代表者 山西良平

発行: 2020 年 8 月 31 日

編集:大阪市立自然史博物館 山西良平・佐久間大輔

〒546-0034 大阪市東住吉区長居公園 1-23

はじめに山西	良平·佐久間大輔 ······ 1
第一部 博物館の役割・機能と博物館法	
開かれた博物館へ一各地の博物館での取り組みの現状と、今後に向けて一	島 絵里子 3
地域の文化遺産の保全に対する博物館の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
博物館法のあるべき姿に向けて	鷹野 光行 29
近年の博物館行政と博物館の社会的役割・機能について	山西 良平 33
博物館施設群を全体として強化するために 登録制度によるスタンダード設定とネットワークによる機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	佐久間大輔 39
博物館としての動物園水族館の在り方	高田 浩二 49
第二部 行動規範・倫理と評価	
博物館関係者の倫理規程 国内外と類縁機関の現状	佐々木秀彦 59
博物館評価の現状と今後一新たな制度の構築に向けて一	高井 健司 79
博物館評価を考えるための大学評価の事例	布谷 知夫 93
第三部 人材育成と学芸員制度	
学芸員制度の問題点	
我が国における学芸員養成の現状と展望	浜田 弘明107
博物館の基盤となる学芸員体制の維持と高度化を考える	···········佐久間大輔········117
多様なミュージアムプロフェッショナル育成のために	······佐久間大輔·······125